

令和4年度版

熱海市の福祉・健康

目 次

第1章 総 括

1. 熱海市の人口の推移	1
2. 年齢別男女別人口の推移	2
3. 健康福祉部組織図	3
4. 健康福祉部の事務分掌	4
5. 福祉事務所関係当初予算	8

第2章 高齢者福祉

1. 在宅福祉サービス	
(1) 家族介護用品支給事業	9
(2) 熱海市在宅生活安心システム推進事業	10
(3) 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業	11
(4) 福祉電話基本料金助成事業	12
(5) 老人日常生活用具給付等事業	12
(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業	13
(7) 成年後見制度利用支援事業	14
(8) 成年後見センター運営事業	15
(9) 成年後見推進事業	15
(10) 認知症高齢者保護情報共有事業	16
(11) 熱海市終活支援事業あんしん	16
(12) 高齢者運転免許証返納支援事業	17
2. 一般介護予防事業	
(1) いきいき脳活セミナー	17
(2) 膝痛・腰痛を楽にする教室	18
(3) 出前講座	18
(4) 介護予防と保健事業の一体的実施	18
(5) 健幸チャレンジ	19
3. 老人福祉法による措置事務	
(1) 養護老人ホームの入所措置	20
(2) やむを得ない事由による措置	21
4. その他の福祉施設	
(1) 熱海市総合福祉センター	23
(2) 民間有料老人ホーム及び高齢者向けマンション・住宅	24

5. 生きがい・交流・学習・就労	
(1) 簡易老人憩いの家設置事業	25
(2) スポーツ・レクリエーション活動	27
(3) 敬老の日記念行事	27
(4) 老人クラブ	28
(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター	29
6. 高齢者世帯の状況	
(1) 高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）	31

第3章 生活保護

1. 生活保護	
(1) 生活保護	33
(2) 行旅病人、行旅死亡人取扱い事業	38
2. 生活困窮者自立支援	
(1) 生活困窮者自立支援	38
3. 婦人保護	
(1) 女性相談事業	39

第4章 障がい福祉

1. 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉	
(1) 身体障がい者福祉の基礎資料	41
(2) 知的障がい者福祉の基礎資料	41
(3) 精神障がい者福祉の基礎資料	42
(4) 障がい福祉制度の基礎資料	42
(5) 障がい者（児）施設の基礎資料	43
2. 身体、知的障がい者福祉	
(1) 福祉有償運送運営協議会事業	47
(2) 障がい者地区相談員事業	47
(3) 在宅給食サービス事業	48
(4) 特別障害者手当等支給事業	48
(5) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	49
(6) 重度身体障害者紙おむつ支給事業	50
(7) 心身障害者扶養共済制度	50
(8) 重度心身障害者介護手当支給事業	51
(9) 重症心身障害児童扶養手当支給事業	52
(10) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業	52

(11) 発達訓練指導事業	53
(12) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	53
(13) 特別児童扶養手当支給事業	53
3. 介護給付（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等	54
4. 訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練等	56
5. 地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 障害支援区分認定審査会運営事業	58
(2) 手話奉仕員養成等事業	58
(3) 手話通訳者派遣事業	58
(4) 手話通訳者の設置	59
(5) 要約筆記者の派遣事業	59
(6) 移動支援事業	60
(7) 日中一時支援事業	60
(8) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業	61
(9) 障がい者スポーツ大会事業	61
(10) 地域活動支援センター等事業	62
(11) 熱海伊東地区地域自立支援協議会	63
(12) 日常生活用具給付等事業	64
6. 障害者総合支援のその他の事業	
(1) 特定障害者特別給付費	65
(2) 身体障害者（児）補装具費支給事業	65
(3) 高額障害福祉サービス等給付事業	66
(4) 新高額障害福祉サービス等給付事業	67
(5) 地域相談支援事業	67
(6) 計画相談支援事業	68
7. 自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 自立支援医療（更生医療）給付事業	68
(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業	69
(3) 療養介護医療事業	69
8. 障害者医療費等の助成	
(1) 重度障がい者（児）医療費助成事業	70
(2) 精神障害者医療費助成事業	70
(3) 難病患者等見舞金支給事業	71
(4) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業	71

9. 在宅心身障がい児への福祉	
(1) 障がい児通所給付費	72
第5章 児童福祉	
1. 児童の養育への福祉	
(1) 児童手当の支給	75
(2) 子ども医療費助成	76
(3) 保育所等への入所	77
2. 心身障害児への福祉	
(1) 相談指導	82
(2) 心身障害児一日保育	82
(3) 福祉団体育成	83
(4) その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照	83
3. 児童の相談や養護を必要とする福祉	
(1) 家庭児童相談室	83
(2) 児童養護施設等の措置	84
(3) 里親制度	84
(4) 情緒障害児	84
(5) 要保護児童	85
(6) 親子ふれあい教室	85
4. 児童遊園	86
5. 放課後児童健全育成事業	86
6. ひとり親家庭への福祉	
(1) 母子父子福祉資金の貸付	87
(2) 寡婦福祉資金の貸付	88
(3) 児童扶養手当の支給	91
(4) 母子家庭等医療費の助成	93
(5) 母子生活支援施設入所措置	94
(6) 交通遺児見舞金等の支給	94
(7) 母子家庭等自立支援給付金	95
7. 子育て家庭への福祉	
(1) 地域子育て支援センター	97
(2) 親子ふれあいサロン	98
(3) ファミリーサポートセンター	99

第6章 その他の福祉

1. 災害救助

(1) 災害救助法	101
(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金	103
(3) 災害援護資金貸付金	104
(4) 被災者生活再建支援制度	105
(5) 被災者自立生活再建支援事業	106
(6) 熱海市災害見舞金の支給	107

2. 令和3年7月伊豆山土石流災害に係る災害救助

(1) 災害救助法の適用	108
(2) 災害弔慰金・災害見舞金の実績	108
(3) 災害援護貸付金の実績	108
(4) 被災者生活再建支援制度の実績	108

3. 日本赤十字社（熱海市地区）

(1) 日本赤十字社熱海市地区事業	109
(2) 献血事業	111

4. 戦没者遺族等の援護

112

5. 民生委員児童委員活動

113

6. 地域福祉基金の整備状況

115

7. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

115

第7章 介護保険

1. 介護保険制度

(1) 介護保険制度の概要	117
(2) 要介護認定・サービス利用	118
(3) 地域支援事業	118
(4) 保険料と保険の適用	119
(5) サービスの費用割合	120

2. 介護保険事業の実施状況

(1) 被保険者数及び要介護認定者数等	120
(2) サービス利用状況	121
(3) 介護サービス費の支払状況	123
(4) 地域支援事業の実施状況	124
(5) 介護サービス提供事業者の状況	125
(6) 任意事業の実施状況	130
(7) 介護保険料の賦課の状況	132

(8) 介護保険料の減免について	133
(9) 介護保険給付費準備基金の状況	134

第8章 健康

1. 母子保健事業

(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付	135
(2) 母子健康診査	136
(3) 母子健康相談	139
(4) 母子健康教育	141
(5) 母子訪問指導	141
(6) 歯科保健推進事業（一部再掲）	142
(7) 母子健康包括支援センター「すくすく」事業	144
(8) あたみっ子出産応援金支給事業	146
(9) マタニティ・サポート事業	146
(10) 不妊治療費助成事業	146

2. あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診

(1) あたみ国保特定健診・特定保健指導	147
(2) フレイル健診	148
(3) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」）	148
(4) 重症化予防事業	149

3. 健康増進事業

(1) 市民健診（がん検診等）	150
(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	153
(3) 若年がん患者等支援事業	154
(4) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」）	154
(5) 健康相談	155
(6) 健康教育	156
(7) 訪問指導	157
(8) 健康づくり事業	157
(9) 栄養改善事業	159
(10) 健康づくり地区組織活動	162

4. 歯科保健事業

(1) 乳幼児期歯科保健事業	165
(2) 学童期・青年期歯科保健事業	166
(3) 成人期歯科保健事業	166
(4) 高齢期歯科保健事業	167

5. 結核予防・予防接種事業	
(1) 結核健康診断	168
(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部	168
(3) 予防接種法による事業（予防接種）	169
(4) 予防接種法以外による事業（予防接種）	171
(5) 新型コロナウイルス感染症に関する事業.....	171
6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(1) 高齢者に対する個別アプローチ(ハイリスクアプローチ)	172
(2) 通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)	172
7. 熱海市救急医療事業	
(1) 熱海市救急医療事業	173
(2) 初島診療所	174

第9章 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

1. 熱海市社会福祉協議会の概要	177
(1) 広報紙の発行	180
(2) 高齢者料理教室	180
(3) サマーショートボランティア	181
(4) ボランティアセンター（ボランティアビューロー）	181
(5) 住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」）	181
(6) 地域福祉活動	181
(7) ふれあい福祉相談事業（総合福祉センター2階相談室）	184
(8) 災害ボランティアセンター	185
(9) 伊豆山ささえ逢いセンター	185
(10) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）	185
(11) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）	185
(12) 通所介護事業（デイサービス）	186
(13) 社会福祉大会	186
(14) 赤い羽根共同募金	186
(15) 歳末たすけあい募金	188
(16) 民生委員・児童委員活動の協力	188
(17) 生活福祉資金貸付	188
(18) 日常生活自立支援事業	190
(19) 成年後見制度への対応	190

(20) 生活困窮者自立相談支援事業	191
(21) 小口資金貸付	191
(22) 老人クラブ連合会	191
(23) 在宅介護者の会	191

第 1 章

総 括

第1章 総括

1. 熱海市の人口の推移

年月日	総人口	男	女	世帯
S59.4.1	49,805	22,865	26,940	19,875
S60.4.1	49,276	22,540	26,736	19,981
S61.4.1	48,922	22,328	26,594	20,250
S62.4.1	48,950	22,231	26,719	20,626
S63.4.1	48,729	22,122	26,607	20,771
H1.4.1	48,332	21,906	26,426	20,658
H2.4.1	47,869	21,631	26,238	20,692
H3.4.1	47,489	21,510	25,979	20,739
H4.4.1	47,095	21,281	25,814	20,861
H5.4.1	46,793	21,072	25,721	20,960
H6.4.1	46,375	20,918	25,457	20,916
H7.4.1	46,059	20,834	25,225	21,013
H8.4.1	45,629	20,693	24,936	21,119
H9.4.1	45,203	20,506	24,697	21,175
H10.4.1	44,747	20,310	24,437	21,139
H11.4.1	44,128	20,047	24,081	21,012
H12.4.1	43,624	19,835	23,789	20,999
H13.4.1	43,263	19,654	23,609	21,079
H14.4.1	42,740	19,441	23,299	20,931
H15.4.1	42,582	19,318	23,264	21,087
H16.4.1	42,289	19,202	23,087	21,121
H17.4.1	41,904	19,036	22,868	21,194
H18.4.1	41,720	18,950	22,770	21,319
H19.4.1	41,508	18,850	22,658	21,429
H20.4.1	41,101	18,647	22,454	21,482
H21.4.1	40,592	18,403	22,189	21,410
H22.4.1	40,281	18,280	22,001	21,420
H23.4.1	39,828	18,073	21,755	21,322
H24.4.1	39,498	17,943	21,555	21,357
H25.4.1	39,287	17,783	21,504	21,469
H26.4.1	38,808	17,532	21,276	21,358
H27.4.1	38,284	17,314	20,970	21,235
H28.4.1	37,927	17,148	20,779	21,300
H29.4.1	37,612	16,987	20,625	21,416
H30.4.1	37,225	16,825	20,400	21,446
H31.4.1	36,848	16,663	20,185	21,496
R2.4.1	36,437	16,509	19,928	21,535
R3.4.1	35,721	16,172	19,549	21,399
R4.4.1	34,973	15,843	19,130	21,106

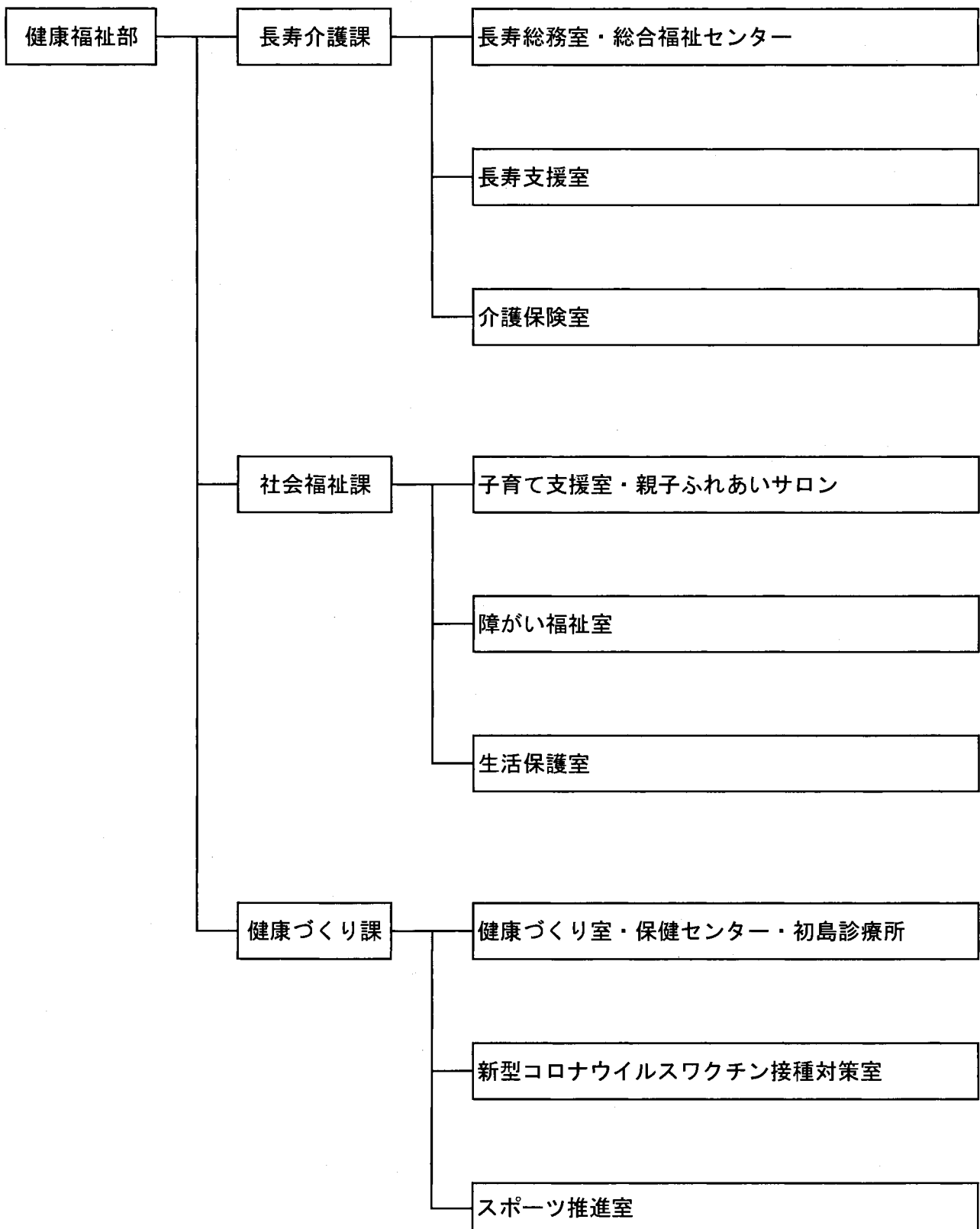
平成25年度から外国人人口・世帯を含む。

2. 年齢別男女別人口（国勢調査）の推移

区分	平成12年国勢調査		平成17年国勢調査		平成22年国勢調査		平成27年国勢調査		令和2年国勢調査		令和4年4月1日現在				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
0～4	1,351	703	648	1,058	537	521	918	460	458	361	505	244	489	246	243
5～9	1,557	825	732	1,310	670	640	1,010	512	498	451	665	322	646	333	313
10～14	1,607	804	803	1,480	767	713	1,276	651	625	502	823	419	835	401	434
15～19	1,758	859	899	1,512	718	794	1,407	684	723	659	976	500	925	472	453
20～24	2,060	916	1,144	1,518	676	842	1,307	574	733	707	1,200	648	1,214	581	633
25～29	2,534	1,256	1,278	1,715	849	866	1,331	676	655	596	1,036	539	1,126	577	549
30～34	2,213	1,069	1,144	2,228	1,119	1,109	1,542	774	768	609	945	488	1,007	515	492
35～39	2,078	1,025	1,053	2,097	999	1,098	2,173	1,088	1,085	739	1,032	506	1,106	573	533
40～44	2,019	989	1,030	2,075	1,022	1,053	2,177	1,073	1,104	1,093	1,399	694	1,386	694	692
45～49	2,580	1,256	1,324	2,014	977	1,037	2,108	1,045	1,063	1,095	2,081	1,035	1,988	1,005	983
50～54	3,859	1,776	2,083	2,621	1,288	1,333	2,091	1,004	1,087	1,090	2,175	1,045	2,459	1,203	1,256
55～59	3,981	1,751	2,230	3,963	1,815	2,148	2,786	1,341	1,445	2,209	2,181	1,089	2,321	1,125	1,196
60～64	3,718	1,603	2,115	4,042	1,784	2,258	4,181	1,901	2,280	1,504	2,227	1,063	2,484	1,214	1,270
65～69	3,447	1,474	1,973	3,665	1,585	2,080	4,183	1,833	2,350	2,271	2,889	1,380	2,765	1,346	1,419
70～74	3,035	1,238	1,797	3,319	1,345	1,974	3,571	1,497	2,074	2,264	3,943	1,770	4,119	1,857	2,262
75～79	2,317	819	1,498	2,773	1,094	1,679	3,066	1,197	1,869	1,966	3,588	1,486	3,562	1,481	2,081
80～84	1,480	476	1,004	1,850	621	1,229	2,401	860	1,541	1,711	2,795	1,073	3,110	1,202	1,908
85～89	898	266	632	936	262	674	1,373	386	987	1,166	1,948	645	2,079	674	1,405
90以上	444	132	312	562	148	414	704	156	548	723	1,213	304	1,352	344	1,008
不明	0	0	0	464	220	244	6	6	0	29	587	327	0	0	0
合計	42,936	19,237	23,699	41,202	18,496	22,706	39,611	17,718	21,893	20,618	34,208	15,438	34,973	15,843	19,130

令和4年住民登録人口には外国人人口を含む。

3. 健康福祉部組織図



4. 健康福祉部の事務分掌

【 長 寿 介 護 課 】

長 寿 総 務 室

- (1) 社会福祉法に関すること。
- (2) 地域福祉計画その他福祉に関する計画の統括に関すること。
- (3) 初島高齢者健康増進施設に関すること。
- (4) 高齢者施策の企画に関すること。
- (5) 民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関すること。
- (6) 日本赤十字社熱海市地区に関すること。
- (7) 被災者の援護に関すること。
- (8) 旧軍人、軍属及び戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
- (9) 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- (10) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者、引揚者等に関すること。
- (11) 保護司会及び更生保護女性会に関すること。
- (12) 社会福祉協議会及び関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (13) シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (14) 総合福祉センターに関すること。
- (15) その他部内他の課及び課内他の室に属さないこと。

長 寿 支 援 室

- (1) 老人福祉法に関すること（入所借置等を除く。）。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
- (4) その他高齢者福祉に関すること。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（当該事業所の指定、指導等に係るものを除く。）。
- (6) 包括的支援事業に関すること。
- (7) 任意事業に関すること（介護保険の給付等の費用の適正化に関することを除く。）。
- (8) その他地域支援事業に関すること。

介 護 保 険 室

- (1) 介護保険事業の企画、運営及び広報に関すること。
- (2) 介護保険第1号被保険者の資格の得喪及び調査に関すること。
- (3) 介護保険の給付に関すること。
- (4) 介護保険運営協議会に関すること。
- (5) 地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (6) 介護認定審査会に関すること。
- (7) 介護認定の申請及び調査に関すること。
- (8) 第1号被保険者の介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に関すること。
- (9) 第1号被保険者の納付証明に関すること。
- (10) 徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (11) 介護保険事業所（介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所を含む。）の指定、指導等に関すること。
- (12) 地域密着型サービス事業所その他介護保険施設の整備に関すること。
- (13) 介護保険の給付等の費用の適正化に関すること。

【 社 会 福 祉 課 】

子 育 て 支 援 室

- (1) 少子化対策の推進に係る調整及び総括に関すること。
- (2) 児童福祉法に関すること。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (4) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (5) 子ども医療費及び母子家庭等医療費の助成に関すること。
- (6) 関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (7) 家庭児童相談に関すること。
- (8) 親子ふれあいサロンに関すること。
- (9) その他児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- (10) 子育て支援に関すること。
- (11) 子ども及び子育て家庭に係る総合的支援に関すること。

障 が い 福 祉 室

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法に関すること（援護措置を除く。）。
- (3) 知的障害者福祉法に関すること（援護措置を除く。）。
- (4) 精神障害者の福祉に関すること。
- (5) 障害者虐待防止法に関すること。
- (6) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費及び精神障害者医療費の助成に関すること。
- (8) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。
- (9) 特定疾患療養者の援助に関すること。
- (10) 重症心身障害児童扶養手当に関すること。
- (11) 関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (12) その他心身障害者及び心身障害児に関すること。
- (13) その他課内他の室に属さないこと。

生 活 保 護 室

- (1) 生活保護法に関すること（保護措置を除く。）。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 住所不定者（施設管理者のいる者を除く。）及び旅費欠乏者の援護に関すること。
- (4) 女性相談及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関すること。
- (5) 納骨堂の維持管理に関すること。
- (6) 総合福祉システムの運用調整に関すること。
- (7) その他生活保護に関すること。

【 健康づくり課 】

健康づくり室

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 予防接種に関する事。
- (3) 健康づくりの推進に関する事。
- (4) 健康増進法に基づく健康診査に関する事。
- (5) 食育の推進に関する事。
- (6) 歯科口腔保健に関する事。
- (7) 救急医療に関する事。
- (8) 結核その他感染症の予防に関する事。
- (9) 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
- (10) 健康づくり関係団体に関する事。
- (11) 総合病院に係る連絡調整に関する事。
- (12) 初島診療所に関する事。
- (13) 保健センターに関する事。
- (14) その他課内他の室に属さない事。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室

- (1) 新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する事。

スポーツ推進室

- (1) スポーツの振興に関する事。
- (2) スポーツ活動及びレクリエーションの指導普及に関する事。
- (3) 健康維持スポーツ活動に関する事。
- (4) 社会体育施設の管理及び運営に関する事。
- (5) 社会体育諸団体の育成及び指導に関する事。
- (6) スポーツ推進委員に関する事。
- (7) 教育委員会との連絡調整に関する事。

5. 福祉事務所関係当初予算

(単位:千円)

(単位:千円)

項 目 / 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉費	1,083,727	1,165,120	1,298,121	1,220,006	1,269,991	1,235,707
社会福祉総務費	297,680	306,619	340,012	330,254	374,617	376,732
身体障害者・知的障害者福祉費	669,397	734,738	793,038	736,130	783,284	743,574
障害者医療助成費	86,747	90,261	90,281	89,505	83,772	85,406
総合福祉センター費	29,903	33,502	74,790	64,117	28,318	29,995
老人福祉費	193,801	179,715	184,624	177,960	168,491	161,080
老人援護費	193,801	179,715	184,624	177,960	168,491	161,080
児童福祉費	1,342,020	1,464,695	1,627,873	1,512,546	1,420,038	1,254,607
児童福祉総務費	672,966	762,841	845,592	753,889	673,041	636,890
児童福祉措置費	346,405	405,283	488,513	472,869	461,364	475,835
保育所施設費	322,649	296,571	293,768	285,788	285,633	141,882
保育所建設費	0	0	0	0	0	0
生活保護費	1,367,400	1,389,755	1,391,267	1,379,726	1,266,945	1,255,313
生活保護総務費	8,660	6,615	6,495	6,317	6,945	5,313
生活保護助費	1,358,740	1,383,140	1,384,772	1,373,409	1,260,000	1,250,000
災害救助費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
災害救助費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
福祉関係予算計	3,989,448	4,201,785	4,504,385	4,292,738	4,127,965	3,909,207
民生費	6,017,591	6,179,714	7,130,853	6,886,365	6,570,985	6,289,479
一般会計	18,088,000	18,585,000	21,150,000	19,843,000	18,631,000	18,003,000

(注)社会福祉費のうち、国民年金費を除く。
 老人福祉費のうち、老人医療費、介護保険事業特別会計繰出金を除く。
 児童福祉費のうち、認定こども園費を除く。

第 2 章

高齡者福祉

第2章 高齢者福祉

1. 在宅福祉サービス

(1) 家族介護用品支給事業

【目的】 在宅のねたきり高齢者を介護する家族等に介護用品が購入できる家族介護用品券を支給することで家族の経済的負担の軽減を図るものである。

【対象者】 次のいずれにも該当する第1号被保険者を主として介護している家族等

- ① 市内に住所を有し、居住していること。
- ② 要介護認定において要介護3、4又は5の認定を受けていること。
- ③ ねたきり、認知症等により排せつに関する介護を受けており、かつ、失禁状態にあるため日常的におむつを使用していること。
- ④ 月の半分以上は自宅にて生活している状態であること。
- ⑤ 介護保険料の滞納がないこと(分納誓約を誠実に履行し、完納が見込まれるときを含む)。
- ⑥ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく一時扶助として被服費が支給されていないこと。

【現状】 本事業は、対象者が熱海地区薬剤師会に加盟する店舗で利用できる家族介護用品券を支給している。対象者は、家族介護用品券と希望する紙おむつ、尿取りパット等の排泄に関する介護用品と引き換えることができる。また、令和3年度より保険料段階により月額8,000円及び5,000円の2段階の支給額とした。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成12年度(平成12年4月1日開始)

【令和4年度予算額】 11,623千円

【行政実績】

(単位:千円、人)

区分	成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	11,640	12,240	12,000	10,763	9,144
決算額	10,978	10,799	10,538	10,163	8,107
利用人数	135	146	143	140	71 101

※利用人数は、上段が保険料段階1～3、下段が4以上(令和3年度から実施)

【医薬品券取扱店】

店名	場所	店名	場所	店名	場所
スギモト薬局	銀座町	秋本薬局	清水町	みらい薬局	田原本町
岡田薬局	中央町	メグミ薬局	昭和町	ながつき薬局	田原本町
高橋薬局	清水町	双葉薬店	上多賀	スマレ薬局	昭和町
あすなろ薬局	田原本町	かもめ薬局	田原本町	ユーアイ薬局	中央町
今木薬局	清水町				

(2) 熱海市在宅生活安心システム推進事業

【目的】 ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより災害急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応をはかり、その福祉の増進に資する。

【対象者】 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等

【現状】 本事業は、昭和63年度から65歳以上のひとり暮らし高齢者等の事故や災害及び急病等の緊急事態に備えるため、各対象世帯に緊急通報装置及びペンダント型通報端末装置、火災報知機等を設置し、それを業務委託先の事業者のコールセンターと結んでおり、対象者の緊急時の対応や孤独感の解消、安否確認などに役立っている。なお、平成22年度からは、「人感センサー」を取り入れ更に見守りは強化されている。

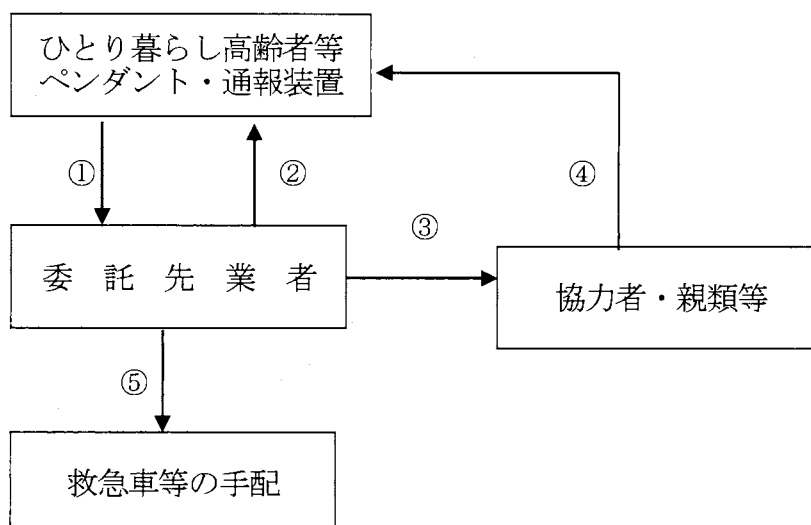
【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 立山科学株式会社

【開始年度】 昭和63年度

【事業概要】 委託先業者が設置した機器により安否の確認を行い、異常を検知した場合に消防への通報や、外部協力員への出動要請を行う。

【連絡網フロー図】



【令和4年度当初予算額】 8,910千円

【行政実績】

(単位：千円、台、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	8,448	9,098	8,829	8,910	8,910
決 算 額	8,340	8,051	7,950	8,028	8,028
設置台数	233	228	226	216	220
利用人数	248	268	271	265	250

※設置台数は各年度末の設置台数、利用者数は年度内の実利用者人数

【根拠法令等】 熱海市在宅生活安心システム推進事業実施要綱（平成元年告示第3号）

（3）熱海市在宅高齢者等給食サービス事業

【目 的】 在宅の要援護高齢者等に対し給食サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をはかるとともに家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

【対 象 者】 概ね65歳以上の在宅のひとり世帯、高齢者のみの世帯又は、これに準ずる世帯

【現 状】 給食サービスは昭和52年より開始され、梅園荘にて調理し、職員等により配送を行っていたが、平成8年度より、民間委託に変更し、月曜日～土曜日の内、週4回までの希望曜日に、配送によるサービスを行っている。

この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として1食当たり250円の負担を願うこととなっている。

【実施主体】 熱海市

【運営主体】 株式会社 丸食

※令和3年11月～泉・伊豆山地区と熱海地区の一部を株式会社 キヨミに委託

【開始年度】 昭和52年度（平成8年度から委託）

【令和4年度当初予算額】 12,325千円

【行政実績】

(単位：千円、人、件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	6,525	7,525	9,300	9,920	10,880
決 算 額	6,335	6,377	9,501	10,303	10,896
実利用人員	278	271	297	321	337
支 給 件 数	29,465	29,663	30,162	32,198	32,999

【根拠法令等】 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱（平成6年告示第8号）

(4) 福祉電話基本料金助成事業

【目的】 ひとり暮らし高齢者等の安否と緊急の連絡用として、電話機を貸与し、その基本料金を助成して負担の軽減を図ることを目的とする。

【対象者】 ひとり暮らし高齢者等

【現状】 市が所有している電話加入権を低所得世帯のひとり暮らし高齢者等に無料で貸与し、電話基本料金を当該高齢者に代わって市が負担している。

利用者は、通話料金のみを負担し、設置料金等については全額市負担で行っている。

平成21年度からは、福祉電話を希望している待機者や、在宅生活安心システムを希望しながら、自宅に電話がないため利用できない方を無くするため、電話加入権を必要としない契約により利用できる制度を活用し、サービスをより充実させることとする。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和55年度

【令和4年度当初予算額】 780千円

【行政実績】

(単位：千円、台)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	623	623	785	748	672
決 算 額	507	582	559	554	656
利用台数	36	32	28	33	38

【根拠法令等】 熱海市福祉電話貸与及び基本料金助成事業実施要綱（昭和63年告示第32号）

(5) 老人日常生活用具給付等事業

【目的】 寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行う。

【対象者】 概ね65歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者

【現状】 本事業は在宅介護を生活用具の面から支援するためのもので、電磁調理器の給付を行っている。火災報知器、自動消火器の給付並びに老人福祉電話の貸与は、在宅生活安心システム推進事業及び福祉電話基本料金助成事業で対応するものとして実施していない。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和51年度

【事業概要】

区分	種 目	対 象 者	性 能
給付	電磁調理器	概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。

【令和4年度当初予算額】 38千円

6,800円×1.1×5人=37,400円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	63	63	38	38	38
決算額	13	0	20	6	5
件 数	1	0	3	1	1

【根拠法令等】 老人日常生活用具給付等事業の実施について

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

(平成12年9月27日老発第656号老人保健福祉局長通知)

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

【目 的】 低所得者で極めて厳しい経済状況にある者について、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の一部を減免することで、福祉サービスを利用しやすくし、介護保険法の円滑な実施を図る。本事業は平成17年10月より、対象要件・軽減割合などが改正されより幅広く利用できるようになった。

【対 象 者】 ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
・負担能力のある親族等に扶養されていないこと
・介護保険料を滞納していないこと

【現 状】 本市における社会福祉法人等による利用者負担軽減事業は、平成12年4月1日から実施している。令和3年3月31日現在、24人に社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を発行している。

【実施主体】 熱海市（補助率 国2/4 県1/4 熱海市1/4）

【開始年度】 平成12年度（平成12年4月1日開始）

【軽減割合】 利用者負担の1/4（高齢福祉年金受給者については1/2）の軽減を行う

【対象となるサービス】 社会福祉法人が行う介護保険サービス

特別養護老人ホーム、訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）、
通所介護サービス（デイサービス）、短期入所生活介護サービス（ショートステイ）
など計16サービス

【令和4年度当初予算額】 900千円

特別養護老人ホーム 600,000円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護（在宅介護サービス）
300,000円

【令和3年度の実績】 (単位：人、円)

社会福祉法人名等（ ）内は特別養護老人ホーム名等	人数	補助金交付額
社会福祉法人 湖成会（熱海伊豆海の郷）	12	358,832
社会福祉法人 熱海いでゆの園（姫の沢荘）	10	536,710
社会福祉法人 清水福祉会（柏尾の里）	1	64,617
社会福祉法人 海光会	3	0
合計	26	960,159

【行政実績】 (単位：千円、件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,800	1,800	1,400	900	900
決算額	646	368	169	349	960
利用件数	12	20	25	24	26

【根拠法令等】 熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱

(平成12年告示第48号)

熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

(平成13年告示第21号)

静岡県介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱

(7) 成年後見制度利用支援事業

【目的】 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

【対象者】 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であり、かつ、配偶者もしくは二親等内の親族がない者、または四親等内の親族があっても音信不通の状況等にある者で、市長が本人の保護のために申立ての支援を行うことが必要と認めた者

① 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者、生活保護法第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者を除く。

② 介護保険法第13条に規定する本市の住所地特例対象被保険者

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により、本市から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者

④ 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成17年度

【令和4年度当初予算】 3,615千円

申し立て手数料（20件分） 255,000円

後見人への報酬補助（14人分） 3,360,000円

【行政実績】

（単位：千円、件）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,932	3,828	4,043	4,043	3,560
決算額	509	2,189	1,950	3,914	2,589
申立件数 (高齢者)	15	14	12	15	10
助成件数 (高齢者)	2	10	8	18	18

【根拠法令等】 熱海市成年後見制度利用支援事業実施要領（平成17年告示第36号）

（8）成年後見センター運営事業

【目 的】 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行い、制度の利用促進や地域住民の権利擁護を推進することを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 （福）熱海市社会福祉協議会

【事業概要】 ・熱海市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談業務及び利用支援を行う。
 ・市民後見人候補者の登録及び受任調整等活動支援を行う。
 ・成年後見制度に係る関係機関等とのネットワーク構築を行う。
 ・その他熱海市成年後見センターの運営に関し必要な業務を行う。

【開始年度】 平成30年度

【令和4年度当初予算】 4,000千円

（9）成年後見推進事業

【目 的】 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職

以外の第三者による後見人)を養成し、市民後見人による被後見人、被保佐人または被補助人の財産管理や身上監護といった成年後見業務の実施を促進することで、「成年後見制度」の利用が必要な高齢者等が適切に制度を利用できる環境の整備を図ることを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 (福)熱海市社会福祉協議会

【事業概要】

- ・市民後見人等の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成し、市民後見人等の養成研修を実施する。
- ・市民後見人等の資質向上及び適正な活動のために市民後見人等や市民後見人養成研修修了者に対して定期的に研修を実施する。
- ・専門職との連絡会議の開催等による連携体制を構築し、市民後見人等の困難事例等への事案解決能力の向上を図るとともに市民後見人等の適正な活動を支援する。
- ・地域住民向けに市民後見人等の必要性や役割に関する成年後見制度講演会を実施し、成年後見制度の普及啓発に努める。

【開始年度】 平成27年度

【令和4年度当初予算】 1,085千円

(10) 認知症高齢者保護情報共有事業

【目的】 認知症等により徘徊が見られる高齢者等に対して、QRコードが印字されたシールを交付し、衣服等にシールを貼り早期保護の仕組みを整えることを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 令和元年度

【令和4年度当初予算】 なし (※令和元年度 39,490円 QRコードシール一括購入)

【登録実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規登録者数	3	6	3

【根拠法令等】 熱海市認知症高齢者等保護情報共有事業実施要領(令和元年7月1日制定)

(11) 熱海市終活支援事業あんしん

【目的】 ひとり暮らしで頼れる身寄りがいない市民が生前に葬儀社と火葬・納骨に関する死後事務委任契約を結べるように支援する。意思表示が困難になった際の医療・介護に関する希望も登録し、老後の不安の解消を目指す。

【対象者】 下記のすべてを満たす市民

- ・65歳以上の高齢者。ただし、65歳未満であっても重篤な疾病などにより余命が短いなどの事由がある場合は対象とする。
- ・ひとり暮らしであること。

- ・頼れる身寄りがいないこと。
- ・自らの意思を明瞭に示すことができること。

【実施主体】 熱海市
 【開始年度】 令和元年度
 【令和4年度当初予算】 50千円
 【登録者】 令和元年度：3名
 令和2年度：9名
 令和3年度：1名

(12) 高齢者運転免許証返納支援事業

【目的】 高齢者による交通事故の減少を図り、あわせて公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援することを目的とする。

【現状】 運転経歴証明書の取得にかかる手数料を助成する。

【対象者】 65歳以上の熱海市民

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成27年度

【令和4年度当初予算】 418千円

【登録実績】 令和2年度：314名
 令和3年度：292名

2. 一般介護予防事業

(1) いきいき脳活セミナー

【目的】 脳の活性化を図ることの重要性を理解し、生活習慣と認知症予防を関連付けた知識を身につけ、自ら認知症予防を実践できるようにすることを目的とする。

【対象者】 概ね65歳以上の市民

【現状】 IT機器 (iPad) を利用した「みつおか式脳若トレーニング」を用い、認知症の予防となる脳トレーニングの指導及び講義を行う。また歯科衛生士と管理栄養士による講義も行っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止と7月に発災した伊豆山土石流災害の影響により、教室を縮小して実施した。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 株式会社マジオネット熱海

【開始年度】 平成31年度

【令和4年度当初予算】 330千円

【実績】

区 分	令和2年度	令和3年度
参加人数 (延べ)	118	85

(2) 膝痛・腰痛を楽にする教室

【目 的】 人工関節や脊柱管狭窄症などを持つ高齢者に対して、正しい身体の動かし方やセルフケアの方法を伝え、柔軟性や筋力の維持・向上を図ることを目的とする。

【対 象 者】 脊柱管狭窄症や変形性関節症などの関節疾患がある、又は人工関節を挿入している65歳以上の市民。

【現 状】 介護一次予防として健康づくり課事業であったが、平成29年度より長寿支援室の事業となった。現在、講師は理学療法士、作業療法士が行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室の回数を半減した。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成26年度

【令和4年度当初予算】 480千円

【令和3年度参加人数】 教室を2クール予定していたが、7月に発災した伊豆山土石流災害及び新型コロナウイルス感染拡大防止のためいずれも開催を中止した。

(3) 出前講座

【目 的】 フレイルを未然に防ぐため、原因となる「筋力の低下」・「口腔の機能低下」「低栄養」の対応に必要な知識を提供し、健康の保持・増進を図る。また、認知症予防や終活に関するの情報提供、支援等を行うことを目的とする。

【対 象 者】 地域サロン、老人クラブ等の団体

【現 状】 体力測定、認知症予防、運動指導等、依頼された内容で講座を開催する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成29年度

【令和3年度実績】

実施団体	参加人数 (人)
ミモザ熱海湯庵	37

(4) 介護予防と保健事業の一体的実施

【目 的】 地域の通いの場の参加者の健康状態を質問票により把握し、フレイル予防の必要性が高いと判断した通いの場へ健康教育を実施する。対象者が現在の地域での生活を継続できるよう、医療専門職の介入により健康問題の重症化及びフレイルを早期発見・予防する。

【対象者】 熱海市の日常生活圏域のうち南熱海圏域および泉・伊豆山圏域に所在する高齢者サロンへ通う者

【現状】 県から委託された事業であり、本市では健康づくり室、長寿支援室、保険年金室が担当している。長寿支援室ではポピュレーションアプローチを健康づくり室とともに行う。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止と7月に発災した伊豆山土石流災害の影響により関与が中断し、令和4年度へ引き継ぐ形となった。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

	関与サロン数（延べ）	参加者数（延べ）
健康状態の把握	4カ所	43
健康教育実施	4カ所	3
合計	8カ所	46

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

（5）健幸チャレンジ

【目的】 心身ともに健康で住み慣れた地域で暮らすため、一人ひとりが自らの心身に対する健康意識を高め、日常の健康管理の重要性について自覚し行動する必要がある。そのために生活習慣の改善への動機付けと定着化の取り組みを目指す。

【対象者】 40歳以上の熱海市民

【現状】 介護予防事業として健康づくり課で行っていたが、平成29年度より長寿支援室で事業を引き継いだ。ポイントに応じて健康に関するグッズが支給される。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成26年度

【令和4年度当初予算】 195千円

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
記録帳発行件数	274	297	174	267

3. 老人福祉法による措置事務

(1) 養護老人ホームの入所措置

【目的】 環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る)により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所させ、又は入所の委託をして、その高齢者の福祉の向上を図る。(平成18年4月1日法改正)

【対象者】 原則として65歳以上の人を対象とし、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方。

【現状】 平成18年3月28日より、委託先の養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」等に入所し、ホーム内で充実した生活を送っている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和38年度

【事業概要】 「熱海伊豆海の郷」に委託する以前は、市立養護老人ホーム「梅園荘」に入所措置を行っていた。

【業務委託先】 社会福祉法人湖成会 養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」
社会福祉法人宏寿会 古宇養護老人ホーム「遊法苑」
社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団 横須賀養護老人ホーム

入所措置に際しては、熱海市老人ホーム入所判定委員会の判定を受け、入所の可否を決定してから、内規の取り決めによりその順位を決める。

措置(委託)費 1人1ヵ月当たり 約 200,000円

費用徴収 本人の収入金額、扶養義務者からは所得税額に応じ費用徴収がある。

・入所者本人 0円～ 措置費額の全額

・扶養義務者 0円～ 措置費額の全額

○熱海市より措置している養護老人ホームの状況

施設名	経営主体	定員	備考
養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」	(福)湖成会	50人	平成18年 3月28日開設
養護老人ホーム「遊法苑」	(福)宏寿会	100人	平成15年12月11日開設
横須賀養護老人ホーム	(福)神奈川県社会福祉事業団	50人	昭和46年 4月 1日開設

【令和4年度予算額】 138,085千円

(熱海伊豆海の郷) 事務費 (50人分)	91,645,000円
生活費 (50人分)	33,175,800円
被服費 (50人分)	50,000円
冬季加算 (50人分)	517,500円
期末加算 (50人分)	257,000円
介護保険料加算 (8人分)	160,800円
介護保険サービス利用者負担加算 (30人分)	4,680,000円
葬祭費 (4人分)	400,000円

(養護老人ホーム・熱海市外)

事務費 (2人分)	4,284,120円
生活費 (2人分)	1,321,560円
被服費 (2人分)	2,000円
冬季加算 (2人分)	20,700円
期末加算 (2人分)	10,280円
介護保険サービス利用者負担加算 (2人分)	360,000円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	130,129	131,626	135,522	138,341	138,157
決 算 額	129,001	127,879	128,292	132,310	123,529
養護措置人数	55	59	61	57	55

※予算額及び決算額は「やむを得ない事由による措置」との合算

(2) やむを得ない事由による措置

【目 的】 本人の身体状況等のやむを得ない事由により、介護福祉施設への入所が困難な者等に対し、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項によりサービスの提供に結びつけるもの。

【現 状】 当市では単身高齢者の割合が高く、また親族が関わりを拒否しているケースも見られ、対象者が病院に入院し、その後に在宅での生活が困難になるケースが増えてきている。介護老人福祉施設への入所措置では、施設のベッドの確保が困難であるため、対象者

を直ぐに入所させることは難しい状況である。そのため、短期入所生活介護や認知症対応型共同生活介護への措置を先に行い、施設の状況を考慮し成年後見制度を活用しながら、入所措置への措置変えを行っている。また、在宅者への措置として通所介護や訪問介護も行っている。

【令和4年度当初予算】 1,200千円 ※「養護老人ホームの入所措置」予算から支出

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
やむを得ない措置人数	7	3	1	1	0

【根拠法令等】 熱海市老人福祉法施行細則（平成20年規則第6号）

熱海市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和60年告示第20号）

熱海市老人ホーム入所措置事務等取扱要綱（平成21年告示第15号）

4. その他の福祉施設

(1) 熱海市総合福祉センター

【目 的】 本施設は昭和55年2月23日に設置され、市民の福祉の増進を図るとともに、市内に居住する高齢者及び心身に障害のある方々の健康増進、レクリエーション・集会をはじめ福祉関係諸団体の奉仕活動や会合等で利用されている。

【利用者及び利用方法】

- 一般利用者・・・利用制限なし
- 会議室利用者・・・地域福祉に関する活動を行う団体
(事前に団体名にて使用許可を受ける。)
- 体育室利用者・・・地域福祉に関する活動を行う団体
(事前に団体名にて使用許可を受ける。)

【利用時間】

- 一般利用者・・・午前 9時 から 午後 4時
- 入浴利用者・・・午前10時 から 午後 3時
- 会議室利用者・・・午前 9時 から 午後 9時
- 体育室利用者・・・午前 9時 から 午後 9時

[来館者利用状況]

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般利用	24,658	22,131	17,930	0	0
会議利用	38,504	35,645	31,058	5,205	6,038
合 計	63,162	57,776	48,988	5,205	6,038

[一般利用の内訳]

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホ ー ル	14,313	12,630	11,775	0	0
浴 場	18,087	17,359	14,603	0	0
健康相談	2,153	1,744	1,329	0	0
囲碁・将棋	2,563	1,691	712	0	0
合 計	37,116	33,424	28,419	0	0

(注) 来館者は各施設を重複して利用しているため、一般利用の計とは同数にはならない。

(注) 令和2年 3月～ 臨時休館 (コロナ感染対策)

令和2年10月～ 貸出施設のみ開館 (人数制限あり)

令和3年 7月～ 臨時休館 (災害対策・支援等のため)

(2) 民間有料老人ホーム及び高齢者向けマンション・住宅

本市には、民間の有料老人ホームや高齢者向けマンション・住宅が多く存在している。

① 有料老人ホームの状況

(令和4年4月1日現在)

施設名	経営主体	総戸数(定員)	入居者数	食事	入所要件等
中銀ケアホテル	中銀インテグレーション(株)	70戸(76人)	63人	委託	概ね60歳以上で自立が不可能で介護を要する人。(他条件あり)
熱海ゆとりあの郷	(福)黎明会	245戸(294人)	217人	委託	60歳以上で入居時健康な方
ネオ・サミット湯河原	大和ハウスライフサポート(株)	215戸(245人)	238人	直営	入居時に自立の方
ベストライフ熱海	(株)ベストライフ	56戸(97人)	59人	委託	60歳以上、健康な方～要介護状態の方
ハートピア熱海(西館)	(株)アヤハレクサイドホテル	42戸(52人)	32人	直営	65歳以上89歳未満(配偶者は60歳未満可)、健康状態で共同生活ができること等
ぽっかぽか熱海館1号館	(株)ぽっかぽか・ジャパン	60戸(62人)	57人	直営	①要支援要介護認定者。 ②①+同居者(配偶者、65歳以上の親族、要介護・要支援認定のある65歳未満の親族等)
フレンズ南熱海	(株)フレンズ南熱海	28戸(33人)	29人	直営	自立～要介護5までの高齢者
バリアフリー住宅クラシオン熱海	(有)伊豆介護センター	9戸(9人)	8人	直営	要支援要介護認定を受けた方
あたま翔裕館	(株)サンガジャパン	21戸(21人)	20人	直営	要支援2～要介護5で食事・排泄・歩行が介助なしでできる方
グループハウスだいたい	(株)こ福	12戸(12人)	8人	直営	60歳以上の方等
合計	—	758戸(901人)	731人	—	—

② サービス付き高齢者向け住宅の状況

(令和4年4月1日現在)

施設名	経営主体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
ぽっかぽか熱海館2号館	(株)ぽっかぽか・ジャパン	30戸	25人	直営	①単身高齢者世帯又は ②高齢者+同居者(65歳以上の親族、要介護・要支援認定のある65歳未満の親族等)
熱海温泉すみれ	(医)南愛会	133戸	84人	委託	60歳以上の方 要支援要介護認定を受けた60歳未満の方
ミモザ熱海湯庵	ミモザ(株)	60戸	54人	直営	60歳以上の方
中銀ライフケア南熱海	中銀インテグレーション(株)	12戸	6人	なし	単身高齢者世帯、高齢者と同居者(同居者:配偶者、60歳以上の親族、要介護認定を受けた第2号被保険者等)
合計	—	235戸	169人	—	—

③ 高齢者向け マンション・住宅の状況

(令和4年4月1日現在)

施設名	経営主体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
中銀ライフケア梅園	中銀インテグレーション(株)	86戸	89人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア白石	中銀インテグレーション(株)	146戸	84人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア来の宮	中銀インテグレーション(株)	258戸	175人	直営	45歳以上の健康な方
中銀ライフケア梅園台	中銀インテグレーション(株)	294戸	291人	委託	50歳以上の健康な方
中銀ライフケア咲見	中銀インテグレーション(株)	114戸	120人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア水口	中銀インテグレーション(株)	253戸	318人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア伊豆山	中銀インテグレーション(株)	327戸	210人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア第2伊豆山	中銀インテグレーション(株)	223戸	231人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア第3伊豆山	中銀インテグレーション(株)	155戸	196人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア南熱海	中銀インテグレーション(株)	124戸	81人	直営	45歳以上の健康な方
合計	—	1,980戸	1,795人	—	—

高齢者向けマンションでは、マンション内や同経営主体のマンション間において、文か、芸術、スポーツ等の様々なレクリエーションと交流活動が実施され、入居者の生きがいと交流を創出している。

また、マンション建設後30余年を経過したものも少なくなく、それに比例して入居者全体の年齢層も高くなり、介護や福祉、医療を必要とする入居者が多く見受けられる。そのため、各マンションにおいて「生活相談室」を設置し、入居者の介護、福祉の各種サービスや医療の受診、その他日常生活における総合相談窓口としての役割を果たしている。

5. 生きがい・交流・学習・就労

(1) 簡易老人憩いの家設置事業

【目的】 地域高齢者の心身の健康を増進する目的で、町内会等の単位で設置される簡易老人憩いの家設置者に対し、補助金の交付を行う。

【現状】 誰もが仲良く協力し合い生き生きと、豊かに暮らすことができるコミュニティを形成するための施設として、町内会との連携のもとに活用されている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和52年度

【事業概要】 新設もしくは既存の公民館の一部を簡易老人憩いの家に改造する経費について助成（補助率1/2 限度額1,000千円）、憩いの家運営に必要な備品の購入に要する経費について助成（補助率1/2 限度額500千円）

【令和4年度当初予算額】 1,500千円

【行政実績】 ○簡易老人憩いの家設置状況

(令和3年4月1日現在)

施設の名称	設置年度	所在地	建物構造	面積 (㎡)	運営主体	県・市補助金 (千円)
網代栄町会館	S51年度	網代 255	鉄筋2階建	57.88	網代場 栄町内会	県250 市250
初島簡易老人憩いの家	S52年度	初島字宮の前 217-2	木造平家建	18.74	初島区	県250 市250
桃山町簡易老人憩いの家	S52年度	桃山町 17-12	木造平家建	40.00	桃山町町内会	県250 市250
泉中沢簡易老人憩いの家	S52年度	泉 415	木造平家建	29.70	泉中沢町内会	県250 市250
小山町簡易老人憩いの家	S52年度	下多賀 473	木造平家建	14.85	小山町内会	県250 市250
網代旭町簡易老人憩いの家	S52年度	網代旭町 471-5	木造平家建	18.12	網代旭町町内会	県250 市250
網代宮町簡易老人憩いの家	S54年度	網代宮町 156-2	鉄筋コンクリ	18.00	網代宮町町内会	県500 市500
東伊豆山簡易老人憩いの家	S54年度	伊豆山大黒崎 268-7	鉄骨造平家建	33.00	東伊豆山町内会	県500 市500
上多賀簡易老人憩いの家	S54年度	上多賀 221	RC2階建	24.00	上多賀町内会	県500 市500
桜ヶ丘簡易老人憩いの家	S55年度	桜木町 1967	RC2階建	11.55	桜ヶ丘町内会	県500 市500
水口町簡易老人憩いの家	S56年度	水口町 840-6	木造2階建	37.02	水口町町内会	県500 市500
紅葉ヶ丘簡易老人憩いの家	S56年度	紅葉ヶ丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ヶ丘町内会	県500 市500
桜町簡易老人憩いの家	S57年度	桜町 1597-1	木造平家建	33.00	桜町町内会	県110 市110
日向町簡易老人憩いの家	S57年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	県500 市500
七尾団地簡易老人憩いの家	S57年度	伊豆山七尾 1173-13	木造平家建	20.70	七尾団地町内会	県140 市140
上天神町簡易老人憩いの家	S59年度	昭和町 22-18	RC2階建	60.33	上天神町町内会	県250 市250
土沢町簡易老人憩いの家	S59年度	伊豆山土沢 962-8	RC2階建	34.73	土沢町町内会	備品 県48 市48
咲見町簡易老人憩いの家	S59年度	咲見町 245-18	RC4階建	15.53	咲見町町内会	県500 市500
梅花町簡易老人憩いの家	S60年度	梅花町 1954-13	木造2階建	18.20	梅花町町内会	県500 市500
栄町簡易老人憩いの家	S60年度	桜木町 7-19	RC2階建	19.90	栄町町内会	県500 市500
東銀座町簡易老人憩いの家	S61年度	咲見町 256-10	RC2階建	20.40	東銀座町内会	県250 市250
上紅葉ヶ丘簡易老人憩いの家	S61年度	紅葉ヶ丘町 1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ヶ丘町内会	県 0 市500
梅園簡易老人憩いの家	H元年度	梅園町 1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	県500 市500
桜木町簡易老人憩いの家	H3年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	市 1,000
清水町簡易老人憩いの家	H4年度	清水町 386-1	RC2階建	60.28	清水町町内会	市 1,000
桜木町簡易老人憩いの家	H5年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	備品 市 412
梅園簡易老人憩いの家	H6年度	梅園町 1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	備品 市 421
和田山簡易老人憩いの家	H8年度	熱海字寺山 1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	市 1,000
網代連合町内会簡易老人憩いの家	H9年度	網代宮町 172	RC2階建	38.75	網代連合町内会	市 1,000
紅葉ヶ丘簡易老人憩いの家	H11年度	紅葉ヶ丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ヶ丘町内会	備品 市 324
日向町簡易老人憩いの家	H11年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 176
西部地区連合町内会簡易老人憩いの家	H16年度	桜町 3-29	木造2階建	67.32	西部地区連合町内会	市 1,000
日向町簡易老人憩いの家	H17年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 164
日向町簡易老人憩いの家	H19年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 142
西山町簡易老人憩いの家	H21年度	西山町 32-19	木造2階建	11.68	西山町町内会	市 建設976、備品 283
東銀座町簡易老人憩いの家	H23年度	咲見町 3-12	RC1階地下有	63.44	東銀座町内会	備品 市 420
西熱海本町簡易老人憩いの家	H25年度	西熱海町二丁目 16-3	鉄骨造2階建	77.40	西熱海本町町内会	市 525
和田山町簡易老人憩いの家	H26年度	熱海字寺山 1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	備品 市 82
上紅葉ヶ丘簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ヶ丘町 1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ヶ丘町内会	備品 市 106
紅葉ヶ丘簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ヶ丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ヶ丘町内会	備品 市 123
つじヶ丘簡易老人憩いの家	H27年度	相の原町 44-23	鉄骨造2階建	42.35	つじヶ丘町内会	備品 市 109
泉本区簡易老人憩いの家	H29年度	泉 181-2	鉄骨造2階建	37.16	泉本区町内会	備品 市 238
伊豆山仲道簡易老人憩いの家	R2年度	伊豆山 707	鉄骨造2階建	66.6	伊豆山仲道町内会	市 580 備品 市 106

○簡易老人憩いの家設置補助の状況

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算	1,000	1,000	1,000	1,000	500
決 算	238	0	0	686	0

【根拠法令等】 熱海市簡易老人憩いの家設置補助金交付要綱（昭和52年告示第41号）

(2) スポーツ・レクリエーション活動

【目 的】 地域体育祭高齢者競技奨励事業は、スポーツを通じ高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図り健康で明るく活力ある生活をめざすことを目的としている。

【現 状】 本市では、昭和48年度から、スポーツを通じて高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図るとともに、健康で明るく活力ある生活を維持するために老人スポーツ大会を開催していたが、参加者が減少したため平成26年度をもって廃止し、平成28年度からは、町内会単位で開催する各地区の体育祭に高齢者が参加しやすいプログラムを入れてもらうことで、高齢者が参加しやすい体制づくりを推進し、各地区の体育祭実行委員会に対して、既存の補助金に上乘せを行うこととしている。

【実施主体】 熱海市（平成26年度までは熱海市・熱海市老人クラブ連合会）

【開始年度】 昭和48年度

【令和4年度当初予算額】 240千円

【行政実績】

○奨励金配分の状況 (単位：地区、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地区数	12	12	12	1	2
決算額	240	240	240	18	48

【根拠法令等】 老人福祉法 第4条・第13条

(3) 敬老の日記念行事

【目 的】 高齢の市民に対し、敬愛の意を表するとともにその長寿を祝って敬老記念行事の実施及び開催補助を行い、高齢者福祉の増進に努めることを目的とする。

【現 状】 本市では、高齢者に対し敬愛の意を表し、最高齢の男女各1名及び年度中に100歳を迎える方に記念品を贈りその長寿を祝う。また、平成27年度までは実行委員会形式により開催された敬老大会へ、その運営に対し補助を行っていたが、平成29年度からは町内会長連合会、熱海市老人クラブ連合会に加盟している団体が主催する敬老会へ参加する70歳以上高齢者に対して開催補助を行うこととした。なお、令和2年度及び3年度は全国的な新型コロナウイルス蔓延の状況を鑑み補助を見送った。

【事業概要】 毎年、敬老の日前後に最高齢者並びに100歳長寿者の住居に市長が直接訪問し記念品等を贈り長寿を祝う。市主催による敬老大会については会場の確保が困難なこと、市内1か所に高齢者が集まることが困難となっていること等から、平成28年度は準備期

間とし、敬老会開催奨励金についての聞き取り調査などを行った。

【実施主体】 熱海市、単位町内会または単位老人クラブ

【開始年度】 不詳（熱海市敬老大会実行委員会への補助金支出は平成24年度） 市単独事業

【令和4年度当初予算額】 敬老記念品代 340千円

敬老会等開催奨励金 2,674千円

【行政実績】

敬老記念品贈呈

(単位：千円、人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	200	240	240	310	340
決算	132	188	174	178	219
対象者数	15	21	19	21	27

敬老大会実行委員会補助金

(単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算	5,000	5,000	5,000	5,000
決算	4,182	3,897	4,524	4,392
参加人数	1,010	992	1,164	894

敬老会等開催奨励金 (単位：千円、件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	3,000	3,000	3,000	3,000	2,674
決算	1,996	3,091	2,924	0	0
件数	37	49	48	未実施	未実施

(4) 老人クラブ

【目的】 老人クラブ連合会に活動に要する経費を助成し、健全で豊かな老後生活になるよう支援する。

【現状】 高齢者相互の親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動及び地域との連携を図ることを目的として活動をしている。

本市では、これらクラブの育成のため助成金を交付している。

【事業概要】 組織、会員の年齢は、概ね60歳以上で1クラブの会員数は、概ね30人以上とする。小規模老人クラブは概ね15人以上である。

【活動内容】 社会奉仕活動、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション、町ぐるみ友愛訪問活動、その他

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和38年度

【令和4年度当初予算額】 2,410千円

単位老人クラブ助成 2,000円×1,205人=2,410,000円

【補助率】 県2/3 市1/3

【行政実績】

(単位:千円、クラブ、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	3,052	2,923	2,794	2,603	2,335
決 算 額	2,880	2,752	2,561	1,959	2,490
老人クラブ数	36	35	31	30	30
会 員 数	1,526	1,421	1,282	1,183	1,146

【根拠法令等】 老人福祉法 第4条・第13条

在宅福祉事業費補助金交付要綱(昭和51年厚生省第491号)

(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター

【目 的】 シルバー人材センター事業は、高齢者の社会参加、健康の増進、生きがいの確保を目指し設置運営され、もって在宅高齢者の福祉の向上をはかることを目的とする。

【現 状】 令和3年度の会員数は273人、平均年齢は76.5歳、入会率は60歳以上人口の約1.4パーセントとなっている。

(単位:人)

会員年齢別 内 訳	60歳 未満	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計	平 均 年 齢
男	0	4	13	47	97	161	76.5
女	0	4	11	29	68	112	76.4
計	0	8	24	76	165	273	76.5

【事業概要】 (公社)熱海市シルバー人材センターは、概ね60歳以上の者が年間会費2,500円をもって会員となり、人材センターで引き受けた仕事(請負委託、派遣)に会員のそれぞれが従事し、その対価を受けるもの。

[センターの会員の仕事]

- 清掃、除草、植木の手入れ
- 簡単な大工仕事、修理、修繕
- 一般家庭内の清掃、調理
- 販売
- 墓地清掃
- 施設管理、交通量調査
- 一般事務、筆記、筆耕

【実施主体】 (公社)熱海市シルバー人材センター

【所在地】 熱海市中心街1-26 熱海市総合福祉センター内 TEL0557-81-9301

【開始年度】 昭和60年 3月29日 設立

平成 2年 7月 5日 社団法人認可

平成24年 4月 1日 公益社団法人へ移行

【令和4年度当初予算額】 8,600千円

シルバー人材センター運営費補助金

8,600千円

【行政実績】 (熱海市と連合会の補助金合計)

(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運営費補助金	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200

【センター実績】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会 員 数	287人	304人	311人	300人	273人
就 業 者 数	229人	237人	242人	213人	205人
就 業 率	79.8%	78.0%	77.8%	71.0%	75.1%
就 業 件 数	1,582件	1,511件	1,476件	1,287件	1,333件
就業延べ人員	27,438人	26,253人	24,544人	20,590人	20,487人
配 分 金	111,002千円	111,074千円	106,050千円	92,089千円	98,489千円

6. 高齢者世帯の状況

(1) 高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）

【調査の目的】 静岡県独自の調査で、毎年県下一斉に実施されるもので、高齢者数と高齢者の世帯状況を把握することにより、今後の高齢者福祉行政の推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査基準日】 令和4年4月1日

- 【調査区分項目】
- ① 子等との同居高齢者世帯
 - ② 高齢者ひとり暮らし世帯
 - ③ 高齢者夫婦のみ世帯（夫婦とも65歳以上）
 - ④ その他の高齢者のみ世帯（65歳以上の親子・兄弟等）

（単位：人、世帯）

区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100 歳以上	合計	世帯数
子等との 同居	825	835	641	536	362	137	27	4	3,367	1,582
ひとり 暮らし	1,038	1,599	1,441	1,471	1,146	636	210	30	7,571	7,571
夫婦 のみ	820	1,596	1,440	1,077	552	192	36	3	5,716	2,858
その他高 齢者世帯	82	89	40	26	19	38	30	9	333	140
合計	2,765	4,119	3,562	3,110	2,079	1,003	303	46	16,987	12,151

（※平成25年度から外国人人口を含む）

第 3 章

生活保護

第3章 生活保護

1. 生活保護

(1) 生活保護

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を利用して生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした制度です。

【手続きの流れ】

① 相談

生活に困窮し誰かに相談したい、生活保護制度について知りたいなどお悩みやお困りのことがあれば、福祉事務所内「社会福祉課生活保護室」にご相談ください。

生活保護制度の他、他の利用できる制度について、ご案内します。



② 申請

生活保護を利用するには、基本的にご本人による申請が必要ですが、ご事情によりご本人による申請ができない場合は、ご親族による申請も可能です。



③ 調査・審査

申請を受けて、生活状況や収入・資産状況の他、お住まいの状況を調査します。

また、ご家族、ご親族に対しては、援助意思を確認する扶養照会を行い、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費はいくら必要か審査します。



④ 決定

審査の結果、生活保護の利用の可否をお知らせします。

生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まり、担当者（ケースワーカー）が定期的又は必要に応じたご自宅訪問や、福祉事務所内で面談による状況確認を行います。

【生活保護を利用できる場合】

最低生活費	
世帯の全収入	保護費 (不足分)

【生活保護を利用できない場合】

最低生活費	
世帯の全収入	

【保護の種類】

ア. 生活扶助

日常生活を営む上で必要な食費や光熱水費の他、被服等身の回りの物品費用

イ. 住宅扶助

家賃や敷金、住宅補修費

ウ. 教育扶助

義務教育就学中の児童、生徒の学用品、通学用品、学校給食、その他義務教育修学費

エ. 介護扶助

介護サービスを利用するための費用

オ. 医療扶助

診療、治療等の費用

カ. 出産扶助

出産時の入院、衛生材料等の費用

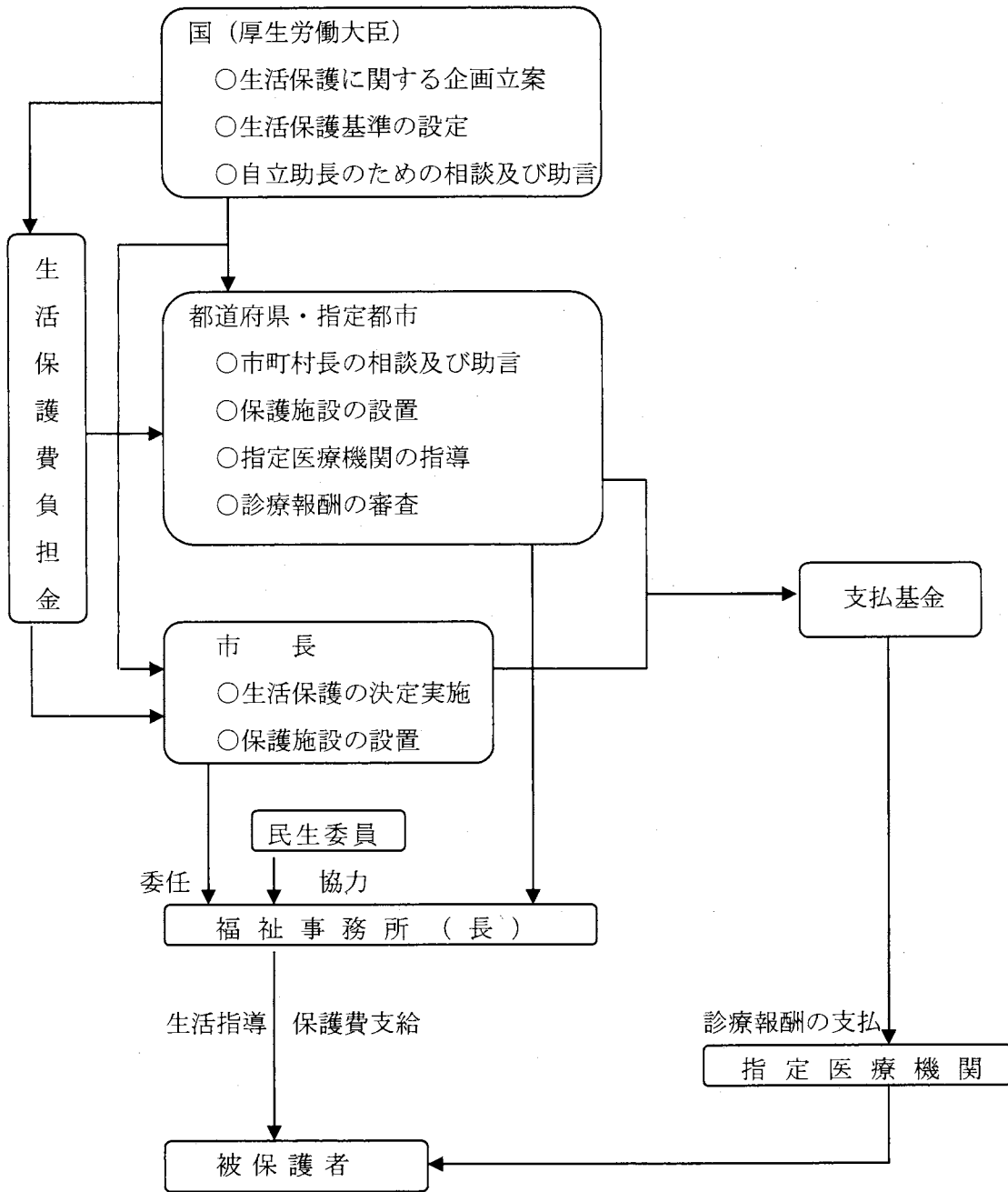
キ. 生業扶助

小規模な事業開始時の費用や技能習得のための費用

ク. 葬祭扶助

遺体の運搬、火葬その他葬祭に必要な費用

【生活保護制度の仕組み】



【保護事業の状況】

① 保護の実施状況

(単位：人、世帯、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
生活扶助	延人員	6,786	6,548	6,485	6,389	6,026
	延世帯	6,226	6,032	5,978	5,854	5,551
	金額	342,059	316,311	317,345	313,411	299,076
住宅扶助	延人員	6,270	6,095	6,071	6,176	6,036
	延世帯	5,752	5,613	5,626	5,693	5,589
	金額	170,792	166,578	169,660	170,585	168,008
教育扶助	延人員	63	24	24	24	24
	延世帯	39	12	12	12	12
	金額	724	107	111	218	230
介護扶助	延人員	2,409	2,342	2,392	2,492	2,591
	延世帯	2,394	2,325	2,359	2,443	2,533
	金額	30,339	28,663	31,057	38,881	49,152
医療扶助	延人員	6,869	6,708	6,684	6,645	6,326
	延世帯	6,321	6,167	6,170	6,177	5,924
	金額	726,973	644,762	682,850	687,490	688,925
出産扶助	延人員	0	0	0	0	0
	延世帯	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
生業扶助	延人員	57	55	58	34	14
	延世帯	48	55	47	34	13
	金額	1,167	841	886	338	160
葬祭扶助	延人員	71	49	50	35	50
	延世帯	71	48	50	35	50
	金額	3,284	2,215	2,469	1,926	2,828
就労自立 給付金	延人員	1	0	0	1	0
	延世帯	1	0	0	1	0
	金額	3	0	0	19	0
進学準備 給付金	延人員		0	1	2	1
	延世帯		0	1	2	1
	金額		0	300	200	100
施設事務費	延人員	0	0	0	0	0
	延世帯	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
合 計	延人員	22,526	21,821	21,765	21,798	21,068
	延世帯	20,852	20,252	20,243	20,251	19,673
	金額	1,275,341	1,159,477	1,204,678	1,213,068	1,208,479

※補助率：国3/4

② 被保護世帯、人員の推移

(単位：世帯、人、%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
被保護延世帯数	6,763	6,620	6,578	6,645	6,549	
指数	100.0	97.9	97.3	98.3	96.8	
被保護延人員	7,404	7,209	7,188	7,248	7,137	
指数	100.0	97.4	97.1	97.9	96.4	
保護率 人口百人比	熱海市平均	1.66	1.63	1.61	1.67	1.65
	県内市部平均 (除政令市)	0.66	0.67	0.67	0.70	0.73
	県平均	0.85	0.85	0.85	0.87	0.89

※世帯数、人員は、停止中を含む。(指数は平成29年度を100とする。)

③ 世帯類型別の状況 (延世帯数)

(単位：世帯)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
単身者世帯	高齢者	5,266	5,178	5,141	5,197	5,038
	傷病障害	634	570	576	536	599
	その他	280	305	297	351	305
	小計	6,180	6,053	6,014	6,084	5,942
2人以上の世帯	高齢者	319	301	287	274	290
	傷病障害	57	69	104	105	97
	母子	75	49	36	35	24
	その他	121	121	104	129	115
	小計	572	540	531	543	526
合計	6,752	6,593	6,545	6,627	6,468	
世帯割合	高齢者	83%	83%	83%	83%	82%
	傷病障害	10%	10%	10%	10%	11%
	母子	1%	1%	1%	1%	0%
	その他	6%	6%	6%	7%	6%

※保護停止中を含まない。

④ 医療扶助の実施状況 (延人員)

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
入院	精神	152	107	90	102	92
	その他	455	437	438	409	347
	小計	607	544	528	511	439
入院外	その他	6,262	6,164	6,156	6,134	5,887
合計	6,869	6,708	6,684	6,645	6,326	

⑤ 介護扶助の実施状況 (延人員)

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設	139	126	133	108	117
居宅	2,270	2,216	2,259	2,380	2,471
合計	2,409	2,342	2,392	2,488	2,588

⑥ 保護の開始、廃止の状況

(単位：件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申 請 件 数	114	90	95	102	81
却 下 件 数	7	8	3	6	9
取 下 件 数	4	3	3	2	0
開 始 件 数	107	74	95	95	76
廃 止 件 数	116	85	96	77	104

(2) 行旅病人、行旅死亡人取扱い事業

【行旅病人、行旅死亡人取扱い状況】

行旅者、居所のない（不明）者であって引取者、救護者のない者（行旅病人）に対する救護費用及び、旅行の途中死亡した扶養義務者のない者（行旅死亡人）に対する葬祭等に必要な費用。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 員	1	1	1	0	2
金 額	26,860	31,190	41,800	0	204,160

※補助率：県10/10

2 行旅死亡人取扱い状況

(単位：人、円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 員	1	2	2	2	2
金 額	138,000	285,800	177,876	253,710	269,207

※補助率：県 10/10

2. 生活困窮者自立支援

(1) 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう包括的、継続的に各種事業を実施しています。

① 自立相談支援事業

専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作成し、他の機関と連携して自立に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。

③ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などの理由で早期の就労に不安がある方に6か月から1年の間、支援プログラムにそって、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

④ 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える方からの相談に応じ、支援員が改善のアドバイス、貸付制度や関係機関の紹介などを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援を行います。

⑤ 一時生活支援事業

仕事と住まいを失った方のうち、就労意欲がある方に対して、一定期間、宿泊場所や衣食を提供しながら、就労を中心とした自立を支援します。

3. 婦 人 保 護

(1) 女性相談事業

女性のいろいろな悩み事(夫やパートナー等からの暴力、離婚や経済問題等)について、女性の相談員が相談をお伺いし、問題解決に必要なアドバイス及び一時保護や収容保護事業を実施しています。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保護施設収容	2	0	0	1	0
家庭への送還	0	0	0	0	0
関係機関へ移送	0	0	0	0	0
助言・指導	45	40	24	50	34
その他	15	3	4	14	14
合 計	62	43	28	65	48

※補助率：国 1/2

第 4 章

障がい福祉

第4章 障がい福祉

1. 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉

(1) 身体障がい者福祉の基礎資料

○ 身体障害者手帳について

身体障害者福祉法による援助を受けるには、身体障害者手帳を所有することが必要であり、この手帳は、一定以上の永続する障がいのある者に限り、法の定める身体障がい者の証票として交付されます。

○ 身体障害者手帳所持者数 () は、18歳未満の者 (単位：人)

障がい種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
視覚障がい	(0) 119	(0) 120	(0) 115	(0) 112	(0) 113
聴覚・平衡感覚 機能障がい	(0) 155	(0) 159	(0) 157	(0) 155	(0) 155
音声・言語 機能障がい	(0) 17	(0) 19	(0) 14	(0) 13	(0) 14
肢体不自由	(5) 883	(5) 859	(4) 835	(4) 791	(5) 759
内部障がい	(4) 515	(3) 548	(2) 556	(2) 565	(2) 580
合計	(9) 1,689	(8) 1,705	(6) 1,677	(6) 1,636	(7) 1,621

○ 施設入所している身体障がい者の数 (令和4年4月1日現在)

障がい者支援施設 13施設 26人

○ 身体障がい者の団体 熱海市身体障害者福祉会

会員数 79名

(2) 知的障がい者福祉の基礎資料

○ 療育手帳について

知的障がい者の方々に、一貫した相談及び支援を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、療育手帳の交付制度があります。

○ 療育手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A(重度)	80	77	76	78	75
B(中軽度)	169	168	171	174	180
合計	249	245	247	252	255

○ 施設入所している知的障がい者の数(令和4年4月1日現在)

障がい者支援施設 17施設 31人

○ 知的障がい者(児)の団体

熱海市手をつなぐ育成会 会員数24人

(3) 精神障がい者福祉の基礎資料

○ 精神障害者保健福祉手帳について

精神障がいのある方々が、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳の交付制度があります。

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	22	21	22	20	20
2級	133	140	153	134	152
3級	62	65	73	66	78
合計	217	226	248	220	251

○ 施設入所している精神障がい者の数(令和4年4月1日現在)

障がい者支援施設 1施設 1人

(4) 障がい福祉制度の基礎資料

期 間	制 度	制 度 の 概 要
平成14年度まで	措置制度	行政が職権でサービスの必要性を判断し、サービスの種類・提供場所などを決定
平成15～17年度	支援費制度	利用者がサービスを選択、提供者と契約、その利用料金に行政が支援する制度

平成18～ 24年度	障害者自立 支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3障がいの一元化 ・ 33種類の施設体系を6事業に再編 ・ 地域生活支援事業等を創設 ・ 支給決定の明確・透明化（障害程度区分導入）
平成25年 度～	障害者総合 支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の範囲に新たに難病等を追加 ・ 「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称変更（平成26年4月1日施行） ・ 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（平成26年4月1日施行）

(5) 障がい者（児）施設の基礎資料

○ 市内の障がい者施設

① 生活介護施設（通所）「陽光の園」

旧知的障害者授産施設

【施設概要】 所在地 熱海市緑ガ丘町13-12
 設置・経営主体 (福) 緑葉会
 開所年月日 平成2年4月1日
 定 員 30名 (令和4年4月1日 熱海市通所者24名)

② 就労継続支援（B型）施設（通所）「心象めぐみ会共同作業所」

旧精神障害者共同作業所

【施設概要】 所在地 熱海市伊豆山340-1
 開所年月日 平成6年10月1日
 設置・経営主体 (特非) めぐみ会
 平成20年4月1日設立登記
 定 員 20名 (令和4年4月1日 熱海市通所者17名)

③ 就労継続支援（B型）施設（通所）「熱海ふれあい作業所」

旧心身障害者小規模授産所

【施設概要】 所在地 熱海市網代529-84
 設置年月日 昭和62年10月1日
 設置・経営主体 (特非) 熱海ふれあい作業所
 平成20年2月1日設立登記
 定 員 20名 (令和4年4月1日 熱海市通所者17名)

④ 共同生活援助施設「ハーバー泉」

【施設概要】 所在地 熱海市泉35-4 凡土山荘2階
事業開始日 平成24年8月1日
設置・経営主体 (一社) 神奈川県生活サポート
定員 7名 (令和4年4月1日 熱海市利用者4名)
【バックアップ施設】 (特非) 湯河原町地域作業所たんぼぼ

⑤ 共同生活援助施設「にじいろ あお」

【施設概要】 所在地 熱海市下多賀838 リバーサイド838
事業開始日 平成28年4月1日
設置・経営主体 (特非) 熱海ふれあい作業所
定員 4名 (令和4年4月1日 熱海市利用者3名)

○ 市内の障がい児施設

① 放課後等デイサービス(通所)「熱海ひかり」

【施設概要】 所在地 熱海市清水町18-3 2F
事業開始日 平成28年6月1日
設置・経営主体 (特非) 障害福祉支援もえぎ
定員 10名 (令和4年4月1日 熱海市利用者21名)

② 児童発達支援・保育所等訪問支援・障がい児相談支援
(通所)「熱海市児童発達支援センター」

【施設概要】 所在地 熱海市上多賀730-2
事業開始日 平成31年4月1日
設置 熱海市
指定管理者 (特非) エシカファーム
定員 20名 (児童発達支援)
(令和4年4月1日 熱海市利用者16名)

○ 障がい者支援施設等入所・入居状況

障がい者支援施設

令和4年4月1日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	中伊豆リハビリテーションセンター 伊東の丘いずみ	伊東市岡 1349-3	6
2	伊豆ライフケアホーム	田方郡函南町平井 717-2	3
3	中伊豆リハビリテーションセンターわかば	伊豆市冷川 1523-108	3
4	中伊豆リハビリテーションセンターさわらび	伊豆市冷川 1523-108	3
5	かぬき学園	沼津市宮本 5-2	0
6	ワークスとおがさ	沼津市宮本 5-2	2
7	ワークスうしぶせ	沼津市宮本 5-2	1
8	富士見学園	富士市大淵 2158	1
9	三和荘	富士宮市北山字坂下上 7418-10	2
10	百花園	静岡市清水区中河内 2780	1
11	静岡市桜の園	静岡市葵区内枚 1560-6	1
12	伊豆リハビリテーションセンター	田方郡函南町平井 717-2	1
13	厚生寮	浜松市浜北区於呂 4201-12	1
14	三幸協同製作所	浜松市北区三幸町 320-1	1
15	百花園宮前ロッヂ	静岡市清水区楠 150-1	3
16	水明苑	山形県北村山郡大石田町大字横山 4042-3	1
17	沼南育成園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	1
18	虹の家	相模原市下溝 4410	1
19	すぎなの郷	厚木市小野 2136	1
20	芹が谷やまゆり園	横浜市港南区芹が谷 2-3-1	1
21	碧の園	伊東市荻 578-3	4
22	伊豆つくし学園	下田市加増野 375-1	1
23	きぼうの里	富士市大淵字鳥追窪 14283-1	2
24	駿東学園	駿東郡小山町吉久保 1050	7
25	さつき学園	御殿場市神山 1925-322	1
26	みはらしの里	三島市字笹原新田 4745	3
27	沼津のぞみの里	沼津市西椎路 659-2	1
28	悠雲寮	駿東郡長泉町下長窪字鉄平 1122-2	1
29	富岳の郷	御殿場市二子 525-4	1
30	あまぎ学園	沼津市宮本 5-2	3
	合 計		58

共同生活援助（グループホーム）

令和4年4月1日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	にじいろ あお	熱海市下多賀 838 リバーサイド 838	3
2	ハーバー泉	熱海市泉 35-4 凡土山荘 2階	4
3	ハーバー湯河原	湯河原町土肥 4-6-4	1
4	コルティエホ	伊東市岡 1244-14	2
5	さくらグループ	伊東市玖須美元和田 727-214	7
6	あそしえみしま	三島市加茂川町 4096-1 タブレット 101	1
7	太陽の丘グループホーム 第1事業所	沼津市宮本 5-2	1
8	太陽の丘グループホーム 第3事業所	沼津市原 1418-48	3
9	太陽の丘グループホーム 第5事業所	沼津市西椎路 218-1	1
10	サンライズ宮本	沼津市宮本 5-2	0
11	きさらぎ	沼津市石川 828-3	1
12	はまゆう寮	沼津市中瀬町 17-11	1
13	カノアハウス	沼津市石川 282-4 第1のぼりマンション 110	1
14	アソシエ原町中ひまわり	沼津市原町中 2丁目 14-9	1
15	GHめぐみA棟	沼津市本郷町 38-6	2
16	ふわふわ沼津西沢田	沼津市西沢田字中村 726-7	2
17	悠雲の家	駿東郡長泉町南一色 417-1	2
18	ソーシャルインクルーホーム清水町	駿東郡清水町徳倉 981-1	1
19	ソーシャルインクルーホーム御殿場新 橋	御殿場市新橋 1393-1	2
20	やまいも	御殿場市保土沢 1080-78	1
21	ふじの郷けやき坂	御殿場市神山 1558-2	1
22	グループホーム新富士寮	富士市横割 5丁目 1-27	1
23	MS相模原	相模原市中央区横山台 1丁目 34-19	1
24	フリーブ甘沼	神奈川県茅ヶ崎市甘沼 658	1
	合 計		41

2. 身体、知的障がい者福祉

(1) 福祉有償運送運営協議会事業

【目的】 介護を必要とする高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス事業者等が実費の範囲内で、事業所の車両を運転して行う個別輸送サービス事業について運営協議会で必要性や運送対価等を協議するもの。

【行政実績】 令和3年度 開催回数 1回

【令和4年度予算額】 52千円

【根拠法令等】 熱海市福祉有償運送運営協議会設置要綱
(平成18年6月29日告示第88号)

(2) 障がい者地区相談員事業

【目的】 障がいのある方の相談に応じ必要な指導を行うと共に、障がい者に係る地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力及び障がい者への援護の普及を図る。

【業務内容】 ① 障がい者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図る。
② 障がいのある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行う。
③ 障がいのある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する。
④ 障がいのある者に対する住民の認識と理解を図るため、関係団体等との連携を図って、援護の普及に努める。
⑤ その他前各号に付帯する業務を行う。

【相談員資格】 熱海市身体障害者福祉会長及び熱海市手をつなぐ育成会長の意見を参考にして、人格識見が高く、社会的信望があり、障がいのある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身体障がい者又は、知的障がい者の家族等のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

【相談員任期】 2年(身障6名、知的1名)

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和52年度

【補助率】 市単独事業

【令和4年度予算額】 173千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	173	173	173	173	173
決算額	173	173	173	173	173
相談件数	113	98	79	104	108

【根拠法令等】 熱海市身体障害者地区相談員及び知的障害者地区相談員設置要綱

(平成17年告示第38号)

(3) 在宅給食サービス事業

【目 的】 在宅で調理が困難な身体障がい者に対し、給食サービスを提供することにより、食生活の改善と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】 身体障がい者

【現 状】 委託業者により、月曜日から土曜日のうち、週4回までで希望する日に配送による給食サービスを行っている。

この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として実費相当額250円の負担をすることとなっている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成7年度

【補助率】 市単独事業

【令和4年度予算額】 296千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	269	269	291	300	277
決算額	82	82	94	119	111
件 数	380	379	297	369	289

【根拠法令等】 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱 (平成6年告示第8号)

(4) 特別障害者手当等支給事業

【目 的】 在宅の重度障がい者(児)に対し、その重度の障がいゆえに生じる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給し、重度障がい者の福祉向上を図る。

【対 象 者】 ㊦ 20歳以上の重度障がい者・・・特別障害者手当

㊧ 20歳未満の重度障がい児・・・障害児福祉手当

㊦ 旧福祉手当の受給者・・・経過措置福祉手当（当分の間）

- 【事業内容】 支給金額 ・特別障害者手当・・・月額 27,350円
 障害児、経過措置福祉手当・・・月額 14,880円
 支給制限 ・本人及び扶養義務者の所得が限度額を超えたとき。
 ・福祉施設へ入所又は3カ月以上病院に入院したとき。

【実施主体】 国・市

【開始年度】 昭和61年度

【補助率】 国 3/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 12,617千円

【行政実績】 (単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別障害者 手当	251件	276件	343件	319件	346件
	24人	27人	34人	30人	34人
	6,730	7,430	9,315	8,717	9,463
障害児 福祉手当	165件	112件	75件	71件	76件
	15人	12人	8人	8人	9人
	2,407	1,640	1,108	1,055	1,131
経過的 福祉手当	12件	12件	12件	12件	12件
	1人	1人	1人	1人	1人
	175	176	177	179	179
合計	428件	400件	430件	402件	434件
	40人	40人	43人	39人	44人
	9,312	9,246	11,600	9,951	10,773

【根拠法令等】 熱海市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要綱
 (昭和61年告示第30号)

(5) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業

【目的】 重度心身障がい者（児）に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより日常生活の利便及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

【事業内容】 身体障害者手帳1、2級の者及び精神保健福祉手帳1、2級の者、療育手帳Aの者に対し小型・中型タクシー基本料金相当額を助成する（1冊基本料金相当分28枚綴・1回4枚まで使用できる）。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者又は施設入所者は、助成対象者から除く。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成3年度

【補助率】 市単独事業

【令和4年度予算額】 9,000千円

【行政実績】

(単位：千円、枚、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	8,094	8,094	8,094	8,400	8,232
決算額	7,908	7,906	8,106	7,886	8,175
利用件数	10,662	10,219	10,240	12,759	13,273
対象者	697	726	742	930	794

【根拠法令等】 熱海市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱

(平成3年告示第11号)

(6) 重度身体障害者紙おむつ支給事業

【目 的】 重度身体障がい者に対し、紙おむつを支給することによって当該重度身体障がい者の快適な日常生活の維持、衛生管理及び介護に当たる家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】 身体障害者手帳1、2級の者で、かつ失禁状態にある者。

【現 状】 1カ月につき4,000円分の紙おむつ券を配布している。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成2年度

【補助率】 市単独事業

【令和4年度予算額】 816千円

【行政実績】

(単位：人、枚)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	30	28	23	16	19
利用枚数	1,745	1,777	1,894	1,371	1,486

【根拠法令等】 熱海市重度身体障害者紙おむつ支給事業実施要綱

(平成12年告示第22号)

(7) 心身障害者扶養共済制度

【目 的】 心身障がい者の保護者の相互扶助に基づき、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の心身障がい者に年金を支給し、その将来に対し保護者のいなく不安の軽減を図る。

【事業内容】

- ・掛金の徴収（月毎）
- ・掛金の助成（一口目の掛金の1/3を助成）
- ・年金の給付（一口月額 2万円）
- ・弔慰金支給（障がい者が先に死亡した場合）

・掛金の減免制度もあります

【実施主体】 県・市

【開始年度】 昭和44年度

【補助率】 県 10/10（事務費を補助）

【令和4年度予算額】 負担金 3,181千円 交付金 8,160千円
 （掛金収入2,596千円 年金 8,160千円）

【行政実績】 (単位：千円、件)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
負担金	予算額	2,667	2,838	3,596	3,181	3,181
	決算額	2,657	2,716	2,477	2,269	2,365
交付金	予算額	7,720	8,400	8,400	8,160	8,160
	決算額	7,660	7,750	7,220	7,920	7,460
	件数	27	28	26	28	25

【根拠法令等】 静岡県心身障害者扶養共済制度条例

(昭和44年12月10日条例第48号)

熱海市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱（平成6年告示第14号）

(8) 重度心身障害者介護手当支給事業

【目的】 在宅の重度心身障がい者の介護者に介護手当を支給し、その労をねぎらい併せて重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業内容】 身体障害者手帳1級のうち肢体不自由者及び知的障がい者の療育手帳Aの（65歳未満交付者）者が、市内に3カ月以上在住し、その者と生計を共にする常時介護者に対して月額10,000円の介護手当を支給する。この手当の支給は、申請により支給の決定を行っているが、当該障がい者が施設に入所又は病院等へ入院している場合は支給しない。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和57年度

【補助率】 市単独事業

【令和4年度予算額】 6,720千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	6,840	7,200	7,200	7,560	7,440
決算額	5,890	6,190	6,770	6,670	6,340
支給人数	53	58	63	61	58

【根拠法令等】 熱海市重度心身障害者介護手当支給要綱（平成13年告示第7号）

(9) 重症心身障害児童扶養手当支給事業

【目的】 精神又は身体に重度の障がいをもつ児童の福祉の増進を図る。

【開始】 昭和42年4月1日から実施（市単独事業）

【支給対象者】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に該当する者
（20歳未満）の養育者。

【手当額及び支給方法】 手当は月額5,000円、毎年6月及び12月にそれぞれ前月までの分を支給する。

【令和4年度予算】 2,100千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実児童数	44	39	33	28	30
金額	2,450	2,135	1,695	1,600	1,735

【根拠法令等】 熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例
(昭和42年4月1日条例第4号)

(10) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

【目的】 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得や教育などにおける健全な発達を支援し、福祉の増進に寄与する。

【対象者】 熱海市に住所を有する18歳未満の難聴児で、以下のいずれにも該当する者

ア 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者であって、身体障害者手帳の交付対象とならない者

イ 指定の医療機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断された者

* 世帯の課税状況等により、給付制限あり

【助成額】 補聴器の購入費等の3分の2（1円未満切り上げ）

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成25年

【補助率】 県1/2 市1/2

【令和4年度予算額】 75千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱
(平成25年6月27日告示第80号)

(11) 発達訓練指導事業

【目的】 運動発達・精神発達に遅れのある障がい児を養育する保護者に対し、子どもとのかかわり方など必要な知識や情報を提供し、精神面での支援を行う。

【実施主体】 熱海市（伊東市と共同事業）

【補助率】 市単独事業

【行政実績】 開催回数 12回（月1回）

【令和4年度予算額】 100千円

【根拠法令等】 熱海市発達訓練指導事業（ポニー教室）実施要領

(12) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【目的】 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童に対し、便器、特殊寝台、歩行支援用具、特殊マット、入浴補助用具、車いす等の日常生活用具を給付することにより、日常生活への便宜を図る。

【実施主体】 熱海市

【補助率】 県 1/2

【令和4年度予算額】 61千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱
(平成18年3月31日告示第30号)

(13) 特別児童扶養手当支給事業

【目的】 精神又は身体に障がいをもった児童を監護又は養育する方に、特別児童扶養手当を支給し、その児童の生活の向上に役立てることを目的とする。

【実施機関】 手当の認定・支給等の事務は、県知事が行うが、申請、届出の書類等は市長を経由して提出する。

【対象児童】 この手当の支給対象になる障がい児とは、満20歳未満で法の別表に定める程度の障がいの状態にある者をいう。

【支給要件】 手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母に代って児童を養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持する

ことをいう。) している者に支給する。

【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は支給が制限される。

ア. 児童がいずれかに該当するときは支給しない。

・日本国内に住所を有しないとき。

・障がいを出給事由とする年金給付を受けることができるとき。

イ. 受給者（父母又は養育者）が日本国内に住所を有しないときは支給しない。

ウ. 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第 877 条第 1 項の者）の前年度の所得が基準額より上であるときは、その年の 8 月から翌年 7 月まで支給しない。

【費用】 国 10 / 10

【令和 3 年度支給額】

1 級 52, 500 円 2 級 34, 970 円

【手当支給】 原則として、12 月～3 月分を 4 月に、4 月から 7 月分を 8 月に、8 月から 11 月分を 11 月に支給する。

【支給の状況】

令和 3 年 12 月 31 日現在（単位：件）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 級	25	21	13	10	12
2 級	16	15	13	15	16
計	41	36	26	25	28

【根拠法令等】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）

3. 介護給付（障害者総合支援法によるもの）

（1）居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、重度訪問介護、療養介護

【事業内容】 障がいにより、日常生活を営むのに支障がある方に、生活上または療養上必要な介護を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成 18 年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和 4 年度予算額】 居宅介護 3, 456 千円

行動援護 4, 533 千円

同行援護 2, 823 千円

短期入所	4,011千円
生活介護	235,171千円
施設入所支援	100,326千円
重度訪問介護	0千円
療養介護	22,412千円

【行政実績】

○居宅介護 (単位:千円、回、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	7,617	11,653	7,500	7,500	3,840
決 算 額	8,528	6,764	5,473	2,954	3,505
派遣回数	2,603	1,709	1,199	722	800
利用実人員	39	34	22	19	16

○行動援護 (単位:千円、回、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	4,095	3,655	4,465	3,932	4,750
決 算 額	3,613	4,216	3,604	4,193	4,701
派遣回数	154	180	152	167	180
利用実人員	7	6	6	5	5

○同行援護 (単位:千円、回、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	2,548	2,561	2,500	2,652	2,500
決 算 額	2,295	2,650	2,710	2,369	2,693
派遣回数	390	267	306	297	317
利用実人員	8	7	6	6	6

○短期入所 (単位:千円、日)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	10,160	29,323	5,000	5,000	4,000
決 算 額	4,688	3,887	3,913	1,911	2,923
利用日数	532	393	410	185	207

○生活介護 (単位:千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	226,159	245,451	237,075	235,000	242,633
決 算 額	231,378	233,172	231,508	228,104	220,868
利用実人員	101	100	100	98	90

○施設入所支援

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	90,026	96,800	95,875	91,000	94,177
決 算 額	91,060	91,093	90,923	90,978	89,203
利用実人員	68	64	66	61	59

○重度訪問介護 実績なし

○療養介護

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	18,509	14,983	18,650	19,706	20,675
決 算 額	15,536	17,009	18,825	18,953	22,266
利用実人員	5	6	6	6	7

4. 訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）

(1) 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練、自立生活援助、就労定着支援

【事業内容】 障がい者が地域で生活を行うために必要な、身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 2/4 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 就労移行支援 7,275千円

就労継続支援 94,129千円

(A型とB型を合わせた予算)

共同生活援助 68,630千円

自立訓練（機能訓練） 1,200千円

自立訓練（生活訓練） 8,526千円

自立生活援助 1,200千円

就労定着支援 1,200千円

【行政実績】

○就労移行支援

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	16,168	4,608	7,500	9,959	7,088
決 算 額	5,820	7,571	9,582	6,233	5,738
利用実人数	4	6	8	5	5

○就労継続支援A型(雇用型)

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	99,151	87,941	87,279	85,414	97,459
決 算 額	6,886	7,897	10,651	11,922	12,872
利用実人数	6	6	8	8	9

※予算額はB型と合わせた額。決算額は単独。

○就労継続支援B型(非雇用型)

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	99,151	87,941	87,279	85,414	97,459
決 算 額	75,661	76,629	77,776	78,517	82,473
利用実人数	60	60	54	62	70

※予算額はA型と合わせた額。決算額は単独。

○共同生活援助(グループホーム)

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	39,000	46,960	40,861	43,604	64,000
決 算 額	40,282	37,315	44,096	57,987	66,999
利用実人数	33	32	31	38	42

○自立訓練(機能訓練)

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	1,262	2,440	2,008	1,800	1,800
決 算 額	1,835	1,802	118	0	620
利用人数	2	1	1	0	1

○自立訓練(生活訓練)

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	18,081	18,941	7,338	6,000	5,000
決 算 額	9,004	3,650	1,902	4,435	4,453
利用人数	6	6	4	3	3

○自立生活援助 (単位：千円、人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	1,200	1,200	1,200	1,200
決 算 額	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0

○就労定着支援 (単位：千円、人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	1,200	1,200	1,200	1,200
決 算 額	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0

5. 地域生活支援事業 (障害者総合支援法によるもの)

(1) 障害支援区分認定審査会運営事業

【目 的】 障がい福祉サービスが必要な方のために、専門の知識をもった委員が、総合的に支援区分を判定するもの。

【令和4年度予算額】 704千円

【行政実績】 開催回数 7回 審査判定件数 70件

【根拠法令等】 熱海市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例
(平成18年3月23日条例第6号)

(2) 手話奉仕員養成等事業

【目 的】 手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成することを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【令和4年度予算額】 598千円

【行政実績】 開催回数 14回

※令和3年度については令和3年7月伊豆山土石流災害への対応等により、7月以降の開催を中止とした。

(3) 手話通訳者派遣事業

【目 的】 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和54年度（平成18年度から地域生活支援事業に移行）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 571千円

【行政実績】 手話通訳登録者 3人（単位：千円、件、時間）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	802	802	802	395	357
決算額	204	153	261	458	753
市役所	2	4	4	5	5
福祉	0	0	6	0	0
施設	8	1	0	1	0
病院等	71	76	94	83	102
事業所	18	15	1	0	1
その他	30	26	25	7	5
派遣回数	129	122	130	96	113
時間数	221	210	187	188	160

【根拠法令等】 熱海市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成16年告示第9号）

（4）手話通訳者の設置

【目的】 障がい福祉室窓口に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び聴覚障がい者とコミュニケーションを図る方の意志疎通支援を行うことを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 ※令和2年度から秘書広報課予算

【行政実績】 支援件数 255回

（5）要約筆記者の派遣事業

【目的】 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に要約筆記者を派遣し、意志伝達の手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】 熱海市

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 50千円

【行政実績】 支援件数 0回

(6) 移動支援事業

【目的】 障がいのある方が、円滑に外出できるよう、移動を支援する。

【実施主体】 熱海市

【委託先】 (福) 熱海市社会福祉協議会 (熱海市)、
(株) スルガケアサービス (熱海市)、(有) 伊豆介護センター (熱海市)、
(福) 城ヶ崎いこいの里 (伊東市)、(福) 春栄会 (下田市)
(特非) 湯河原地域作業所たんぽぽ (湯河原町)
(特非) シー・ディー・シー (清水町)
(株) エイチ・エス・エー (小田原市)

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【令和4年度予算額】 800千円

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱 (平成20年告示第3号)

【行政実績】 (単位：千円、人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,000	1,000	1,000	800	800
決算額	927	675	855	539	506
利用実人数	18	11	9	8	8

(7) 日中一時支援事業

【目的】 障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

【実施主体】 熱海市

【委託先】 (福) 城ヶ崎いこいの里 (伊東市)、(福) 輝望会 (沼津市)
(福) 共済福祉会 (函南町)、済生会 (静岡市)、(福) 素心会 (大磯町)
(特非) エシカファーム (三島市)、(一社) ひかり (伊東市)
(特非) リベラヒューマンサポート (三島市)、(福) 緑葉会 (熱海市)
(特非) 地域生活・就労サポートセンターすう (伊東市)
(同) 満元 (三島市)、(福) 共生会 (沼津市)

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【令和4年度予算額】 1,241千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,000	1,000	3,606	1,629	1,415
決算額	527	429	605	607	575
利用実人数	11	5	16	13	13

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成20年告示第3号）

(8) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

【目 的】 在宅の重度身体障がい者を入浴させるのが困難な家庭に対し、入浴サービスを行うことで、重度身体障がい者の福祉の増進を図る。

【実施主体】 熱海市

【委 託 先】 ㈱ティー・シー・エス、㈱湯らっくす、アサヒサンクリーン㈱

【開始年度】 平成7年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 4,800千円

【行政実績】

(単位：千円、件、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	9,459	9,618	8,418	6,000	5,400
決算額	5,690	3,263	2,834	2,534	2,730
件 数	466	270	236	208	219
利用実人員	7	5	4	4	4

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成20年告示第3号）

(9) 障がい者スポーツ大会事業

【目 的】 障がい者スポーツの振興を図るとともに、あらゆる障がいを乗り越えた障がい者相互の親睦と地域の障がい者福祉への理解と協力を深め、熱海市の福祉の向上と障がい者の社会参加を促進する。

【実施主体】 熱海市

【委 託 先】 熱海市身体障害者福祉会

【開始年度】 平成18年度から地域生活支援事業に移行

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 285千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	285	285	285	285	285
決算額	285	285	285	0	0
参加者数	174	169	168	0	0

※令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。

(10) 地域活動支援センター等事業

【目 的】 障がい者の創作的活動、生産活動等及び相談支援により社会との交流等を促進する。

○身体障がい者関係

【事業実施機関】 障害者生活支援センター「中伊豆リハビリテーションセンター」
(平成19年度より伊東市、伊豆市、東伊豆町と共同運営。21年度より伊東市と共同運営)

伊豆市冷川 1523-108

【開始年度】 平成18年度

【事業内容】 専門相談員による出張相談
福祉サービスの利用についての支援
社会参加や自立の支援
生活情報の提供

ピアカウンセリング(障がいを持つ者がカウンセラーとなり悩みや問題を一緒に考え解決のための支援)

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【令和4年度予算額】 1,665千円

【行政実績】

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,675	1,675	1,665	1,665	1,665
決算額	1,674	1,674	1,665	1,665	1,665

○知的障がい者関係

【事業実施機関】 地域生活支援センター「いぶき」(平成19年度より伊東市と共同運営)
伊東市富戸 1223-1

【開始年度】 平成19年度

【事業内容】 生活支援（各種福祉情報サービスの案内）

訪問、外来相談

福祉サービスの利用についての支援

短期入所等の受け入れ調整

※ 障がい児の場合は身体障がいでも利用可能。

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 4,849千円

【行政実績】

（単位：千円）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	4,876	4,849	4,849	4,849	4,849
決算額	4,876	4,849	4,849	4,849	4,849

○精神障がい者関係

【事業実施機関】 地域活動支援センター「サポートセンターいとう」

（平成18年10月より伊東市と共同運営）

熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル2階

【開始年度】 平成18年度

【事業内容】 憩いの場の提供

相談、訪問支援

福祉サービス利用についての支援

地域交流活動

【実施主体】 熱海市

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 8,877千円

【行政実績】

（単位：千円）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	9,951	9,924	8,877	8,877	8,877
決算額	9,600	8,877	8,877	8,877	8,877

（11）熱海伊東地区地域自立支援協議会

【目的】 障がいのある方が、安心して生活できる地域づくりのため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

【事業内容】

- ・相談支援業務の運営評価
- ・困難事例への対応に関する協議、調整
- ・関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議

・地域の社会資源の開発、改善

【実施主体】 熱海市・伊東市

【委託先】 (福)城ヶ崎いこいの里

【開始年度】 平成20年度

(12) 日常生活用具給付等事業

【目的】 在宅の身体障がい者(児)に対し、排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉増進に資することを目的とする。

【事業内容】

援護の種類	内容	経費
日常生活用具の給付及び貸与	身体障がい者(児)の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障がい) 便器、特殊マット、入浴補助用具、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、T字状・棒状の杖等 (上肢障がい) 特殊便器 (視覚障がい) 視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、点字図書、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、拡大読書器等 (聴覚障がい及び音声、言語障がい) 屋内信号装置、情報受信装置、ファックス等 (腎臓機能障がい) 透析液加温器 (呼吸器機能障がい) ネブライザー、電気式痰吸引器、酸素ボンベ運搬車等 (排泄、直腸機能障がい) ストーマ用装具等 (共通) 火災警報器、自動消火器等	被保護世帯及び住民税非課税世帯は無料、その他は原則1割負担。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和44年度（平成18年度から地域生活支援事業へ移行）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和4年度予算額】 10,380千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	10,524	10,524	10,524	10,524	10,484
決算額	9,869	8,786	8,548	9,791	8,692
特殊寝台	2	2	0	1	0
視覚障害者用 音声時計	1	1	1	0	2
透析液加温器	0	0	0	5	9
その他	300	281	296	363	288
件 数	303	284	297	369	299

【根拠法令等】 熱海市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成20年告示第5号）

6. 障害者総合支援のその他の事業

(1) 特定障害者特別給付費

【事業内容】 施設入所支援又は、共同生活援助を利用する障がい者に対し、当該施設における食事の提供及び居住に要した費用の一部を支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 14,000千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	15,100	15,694	15,000	15,000	14,000
決算額	14,617	13,102	13,870	12,752	12,751
支給件数	1,013	950	946	954	1,016

(2) 身体障害者（児）補装具費支給事業

【目的】 身体障がい者（児）の身体の部分的欠損又は機能の障がいを補い、日常生活の向上を図ることを目的とする。

【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けた者

18歳以上の難病患者等

【事業内容】 ㊦ 補装具製作及び修理業者

市と代理受領について、登録・契約等に基づき合意している業者

㊧ 補装具の種類

義肢、装具、盲人安全つえ、補聴器、車いす、眼鏡、その他

㊨ その他

交付、修理の費用の認定については、原則的として1割負担による。

ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定される。

【実施主体】 熱海市

【事業開始】 昭和25年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 7,342千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	9,700	7,700	7,900	8,400	8,971
決 算 額	8,212	5,966	8,964	6,367	6,337
盲人安全つえ	(0) 4	(0) 4	(0) 1	(0) 0	(1) 3
補 聴 器	(6) 28	(6) 26	(4) 22	(4) 22	(6) 25
車 い す	(15) 28	(20) 24	(21) 6	(21) 23	(13) 16
義 肢	(4) 5	(4) 5	(3) 1	(3) 4	(2) 5
装 具	(2) 10	(7) 12	(2) 11	(3) 12	(1) 6
歩行補助つえ	(2) 3	(0) 2	(1) 1	(1) 1	(0) 1
そ の 他	(0) 4	(0) 1	(0) 9	(1) 4	(0) 5
件 数	(29) 82	(37) 74	(31) 51	(33) 66	(23) 61

() は内、修理件数

【根拠法令等】 熱海市補装具費受領委任払事務取扱要綱（平成20年告示第2号）

(3) 高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】 障がい福祉サービス等の利用者負担額が月額負担上限額を越える障がい者等に利用者負担額と月額負担上限額の差額部分を高額障がい福祉サービス等給付費として支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 100千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	120	100	100	100	100
決算額	48	59	0	0	3
利用実人員	4	2	0	0	2

(4) 新高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】 障がい福祉サービス等の利用者が介護保険制度へ移行した際に、負担を増大させないために、利用者負担額を償還する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成30年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 540千円

【行政実績】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,290	1,290	540	540
決算額	93	227	319	333
利用実人員	3	4	5	5

(5) 地域相談支援事業

【事業内容】 障がい者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者などが地域生活に移行できるように必要な支援や、単身等で生活する障がい者に地域生活を継続していくために必要な支援を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成24年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 5,783千円

【行政実績】

○地域移行支援 (単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	5,616	7,953	6,987	6,875	5,783
決算額	172	376	353	183	254
利用実人員	2	1	4	1	1

* 予算額は、地域定着支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

○地域定着支援

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	5,616	7,953	6,987	6,875	5,783
決 算 額	0	0	0	0	0
利用実人員	0	0	0	0	0

* 予算額は、地域移行支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

(6) 計画相談支援事業

【事業内容】 サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成24年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 5,783 千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 額	5,616	7,953	6,987	6,875	5,783
決 算 額	4,307	5,038	4,801	5,602	6,632
利用実人員	159	197	180	196	193

* 予算額は、地域相談支援事業と合算。決算額は単独。

7. 自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）

(1) 自立支援医療（更生医療）給付事業

【目 的】 身体障がい者の更生に必要な医療を給付し、その障がい除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】 給付の内容

- ・角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法等
- ・本人が直接負担する部分について、更生医療を給付する

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和25年

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 73,500千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	75,000	85,800	81,000	76,800	75,000
決算額	68,148	65,916	70,892	67,361	59,532
利用実人数	22	26	34	35	35

【根拠法令等】 障害者総合支援法（平成17年11月7日法律123号）

(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業

【目的】 18歳未満の児童であって身体に障がいのあるもの、又は放置すれば身体に障がいを残す恐れのあるものに、指定医療機関で医療を行うことで、その障がい除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】 給付の内容

・手術及び補装具の購入費の一部を給付

【利用対象】 ・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓障害、その他の内臓障害

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成25年度（県より権限委譲）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 350千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,200	1,200	960	500	350
決算額	171	184	156	0	77
利用実人数	1	1	1	0	1

(3) 療養介護医療事業

【事業内容】 療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和4年度予算額】 6,500千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	5,400	5,400	6,600	6,500	6,500
決算額	4,810	4,776	5,442	5,416	5,530
利用実人員	5	6	6	6	6

8. 障害者医療費等の助成

(1) 重度障がい者(児)医療費助成事業

【目的】 重度障がい者(児)の医療費を助成することにより、当該障がい者の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して、福祉の増進に寄与する

【対象者】 ㊦ 身体障害者手帳交付者の1・2級
 ㊧ 療育手帳交付者でAの知的障がい者
 ㊨ 特別児童扶養手当1級の障がいに該当する20歳未満の者
 ㊩ 身体障害者手帳交付者の内部障害3級
 ㊪ 精神障害者保健福祉手帳交付者の1級(平成24年10月1日制度改正)

【助成対象額】 健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和48年度(平成16年12月1日、制度改正)

【補助率】 県 1/2 市 1/2

【令和4年度予算額】 72,240千円

【行政実績】

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	75,700	75,700	75,700	72,065	72,299
決算額	69,818	68,881	70,910	64,404	67,118

【根拠法令等】 熱海市重度障害者(児)医療費助成要綱(昭和48年告示第31号)

(2) 精神障害者医療費助成事業

【目的】 精神障がい者に対し医療費を助成することにより、経済的負担の軽減と療養の推進を図るとともに福祉の増進に寄与する。

【対象者】 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の第20条・21条・33条の規定により入院している者で、1回の入院期間が90日を超える場合。かつ、申請日から1年以上熱海市の住民基本台帳に記載されている者。

【助成額】 健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額1ヶ月12,000円を上限として助成する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和52年

【補助率】 熱海市単独事業

【令和4年度予算額】 3,024千円

【行政実績】 (単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	3,744	3,744	3,744	3,312	3,312
決算額	2,972	2,292	2,820	2,532	2,022

【根拠法令等】 熱海市精神障害者医療費助成条例(昭和52年条例第27号)

(3) 難病患者等見舞金支給事業

【目的】 難病患者及び原爆被災者に対し、見舞金を支給することにより、療養の推進を図り、もって療養者の福祉の増進に寄与するもの。

【事業内容】 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則により、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている方、静岡県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者である医療受給者証の交付を受けている方及び被爆者健康手帳の交付を受けている方に、年額20,000円の見舞金を支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和58年度

【補助率】 市単独事業

【令和4年度予算額】 5,800千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	6,840	6,840	6,280	4,640	6,040
決算額	3,300	3,380	3,680	5,500	5,460
件数	165	169	184	275	273

【根拠法令等】 熱海市難病患者等見舞金支給要綱(昭和58年告示第15号)

(4) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業

【目的】 在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管切開で頻回に吸引している特定疾患患者等に対し、滞在型の訪問看護を実施するための費用の一部を助成する在宅支援事業及び、就学する学校(義務教育段階)への登下校時や在校時に、訪問看護による医療的ケアを提供するための費用の一部を助成する就学支援事業を実施することにより、介護する家族の負担の軽減を図る。

【対象者】 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、重度障がい者(児)で訪問看護が必

要であると医師が認める者。就学支援事業については、就学する学校（義務教育段階）における活動に際し医療的ケアが必要であると医師が認める者。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成14年度

【令和4年度予算額】 274千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	548	548	274	274	274
決算額	0	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱

(平成14年告示第62号)

9. 在宅心身障がい児への福祉

(1) 障がい児通所給付費

① 障がい児相談支援

障がい児通所給付を申請した障がい児等に、サービス等利用計画の作成や支給決定後の利用計画の見直しを行う。

【令和4年度予算】 2,548千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	25	22	48	57	57
金 額	498	672	2,210	2,308	2,211

※令和元年度より熱海市児童発達支援センターの開所に伴い、実績が増加

② 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

【令和4年度予算】 29,869千円

(医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額)

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	10	7	22	32	28
金 額	7,348	3,191	24,837	29,404	31,582

※令和元年度より熱海市児童発達支援センターの開所に伴い、実績が増加

③ 医療型児童発達支援

機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に、児童発達支援及び治療を行う。

【令和4年度予算】 29,869千円

(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額)

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	0	0	0	0	0
金 額	0	0	0	0	0

④ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作指導、知識技能付与等の支援を行う。

【令和4年度予算】 29,869千円

(児童発達支援・医療型児童発達支援と合わせた予算額)

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	0	0	0	0	0
金 額	0	0	0	0	0

⑤ 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

【令和4年度予算】 32,595千円

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	22	25	31	31	31
金 額	22,257	19,023	27,223	33,126	33,025

⑥ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行う。

【令和4年度予算】 485千円

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	0	0	3	6	10
金 額	0	0	159	417	299

⑦ 高額障がい児通所給付費

世帯における1ヶ月の利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に、支払った利用者負担額の一部を支給する。

【令和4年度予算】 120千円

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	0	0	0	0	2
金 額	0	0	0	0	4

第 5 章

児童福祉

第5章 児童福祉

1. 児童の養育への福祉

(1) 児童手当の支給

【目的】 「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的に支給した。

【実施主体】 市（市長が認定及び支給の事務を取り扱う。）

【支給要件】 中学校修了（15歳に達した日以後の最初の3月31日）までの原則として国内に居住する児童を養育している者等。

【手当額】 所得制限未満

- ・ 0歳～3歳未満 15,000円（一律）
- ・ 3歳～小学校修了前 10,000円
（第3子以降は15,000円）
- ・ 中学生 10,000円（一律）
- ・ 所得制限以上 5,000円（一律）
- ・ 所得上限以上 支給なし

【支払期日】 6月、10月、2月にそれぞれの前月までの分を支払う。

【費用負担】 国、県、市が次の割合により負担する。

（国の負担の中に、一部事業主負担含む。）

区分		国	県	市
被用者	0歳～3歳未満	37/45	4/45	4/45
	3歳～中学校修了前	4/6	1/6	1/6
非被用者		4/6	1/6	1/6
特例給付（所得制限以上）		4/6	1/6	1/6

【令和4年度予算額】 244,142千円

【支給実績】

児童手当法に係る分（令和3年4月～令和4年3月）（単位：人、円）

区分		児童延べ人数	支給額
被用者	0歳～3歳未満	2,012	30,180,000
	3歳～中学校修了前	14,373	152,470,000
非被用者		5,094	56,710,000
特例給付（所得制限以上）		1,525	7,625,000
合計		23,004	246,985,000

【根拠法令等】 児童手当法 昭和46年法律第73号

(2) 子ども医療費助成

【目的】 子どもの疾病の早期治療を促すとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費を助成する制度の充実を図る。(昭和48年7月1日から県の補助事業として実施、ただし4歳未満の通院は平成13年10月1日より、6歳以下の未就学児の通院は平成14年4月1日より、自己負担なしは平成17年4月1日より、小学校1・2年生の入院、通院は平成22年4月より、中学校3年生までの入院は、平成22年11月より、中学校3年生までの通院は平成23年4月1日より、高校3年生までの入院・通院は平成30年10月より実施)

【概要】

区 分		県 奨	市 単	
入 院	対 象 年 齢	高校3年生まで	入 院	高校3年生までの自己負担金、食事負担金
	自 己 負 担 金	500円/1日 ※食事負担金についても自己負担		
通 院	対 象 年 齢	高校3年生まで	通 院	高校3年生までの自己負担金
	自 己 負 担 金	500円/1日(月4回まで)		
市町村への補助率		通院 1歳未満の乳児 1/2 通院 1歳から6歳の幼児 1/3 通院 小学生以上 1/4 入院 乳幼児 1/2 入院 乳幼児を除く 1/3		

【令和4年度予算額】 88,315千円

【支給実績】

(単位：件、千円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延件数	31,110	30,113	29,014	28,925	30,986	23,483	25,858
決算額	80,067	76,136	73,447	78,369	79,553	62,425	71,275

(令和3年度内訳)

区分	件数(件)	決算額(円)
入 院	133	10,920,756
通 院	25,725	60,353,776

【根拠法令等】 熱海市子ども医療費助成条例 平成5年条例第3号

(3) 保育所等への入所

【目的】 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第19条の規定により、保護者の労働又は疾病等の事由により保育を必要とする児童を入所させ保育を行う。

【費用負担】 国 2/4・県 1/4・市 1/4 (但し民間分。公立分は全額市負担)

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和22年法律第164号

子ども・子育て支援法 平成24年法律第65号

熱海市保育の必要性の認定に関する条例 平成26年条例第25号

熱海市子ども・子育て支援法施行細則 平成27年規則第7号

【保育を必要とする基準】

保育所へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合とする。

- (1) 一月において、64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病、負傷等により精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- (4) 同居親族を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害等の災害復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法に規定する学校等に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行い、又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号の事由に類すると市長が認める状態にあること。

【保育所一覧】

令和4年4月1日現在

保育所名		所在地	電 話	職員等	定員	認 可	経営主体
公立	和田木保育園	下多賀 173-1	68-0579	2 2	9 0	S44.1.1	熱海市
	初島保育園	初島 217-3	67-1408	2	2 0	S40.4.1	熱海市
民間	多賀保育園	上多賀 934-16	68-3437	2 5	6 0	S26.7.31	(福)景徳会
	富士保育園	東海岸町 77-13	81-2018	2 3	6 0	S41.11.1	(福)富士会
	栄光熱海中央保育園	上宿町 4-19	48-7360	2 4	7 0	H26.4.1	(福)栄光会

【認定こども園一覧】

令和4年4月1日現在

保育所名		所在地	電 話	職員等	定 員	認定	経営主体
公立	あたみこども園	桜町3-20(幼児部)	82-1471	2 1	1号:36 ----- 2・3号:153	R2.7.1	熱海市
		桜町13-4(乳児部)	82-0083	1 9			
民間	MOAあたみ幼児学園	海光町 9-23	84-2385	2 6	1号:36 ----- 2・3号:24	H29.9.1	(宗)東方之光

【小規模保育事業所一覧】

令和4年4月1日現在

保育所名		所在地	電 話	職員等	定 員	認定	経営主体
民間	栄光熱海さきみ保育園	咲見町 12-18	52-6622	1 1	1 9	H29.9.1	(福)栄光会

【年齢別保育の実施児童数】

令和4年4月1日現在 (単位:人)

保育所名		定員	入 所 措 置 児 童 数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	あたみこども園	1 5 3	1	1 2	1 4	1 9	2 2	2 2	9 0
	和田木保育園	9 0	1	9	1 2	1 1	1 2	1 3	5 8
	初島保育園	2 0	0	0	0	2	0	2	4
民間	多賀保育園	6 0	3	6	1 2	9	1 3	1 5	5 8
	富士保育園	6 0	1	6	1 3	8	1 5	1 0	5 3
	栄光熱海中央保育園	7 0	3	9	1 2	1 8	1 2	1 9	7 3
	MOAあたみ幼児学園	2 4	0	3	3	5	5	7	2 3
	栄光熱海さきみ保育園	1 9	1	3	6				1 0
委託	湯河原町2園		0	0	1	1	0	2	4
計	10園	4 9 6	1 0	4 8	7 3	7 3	7 9	9 0	3 7 3

※あたみこども園・MOAあたみ幼児学園について2・3号認定(保育認定者)数を計上

※上記入所措置児童数に市外からの受託児童含む

【保育料階層別措置児童数】

令和4年4月1日現在 (単位:人)

階層	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	合計
公立	1	23	19	63	28	8	3	5	150
民間	0	18	27	89	39	31	1	9	214
計	1	41	46	152	67	39	4	14	364

※あたまこども園・MOAあたま幼児学園について2・3号認定(保育認定者)数を計上

※上記保育料階層別措置児童数に市外からの受託児童は除く

【年度別措置児童数等の状況】

各年度4月1日現在 (単位:人)

年度区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	比率%
就学前児童数	797	758	701	636	614	100.0
1号認定こども 保育所(特別利用保育)、幼稚園 及び認定こども園児童数	147	134	111	102	89	14.5
2・3号認定こども 保育所、認定こども園 及び小規模保育事業所児童数	369	379	374	372	372	60.6
認可外保育施設児童数						
在宅児童数	281	245	216	162	153	24.9

※上記年度別措置児童数に市外からの受託児童は除く

【年度別保育所等関係経費の推移】

区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
公立 3園	物件費（千円）	57,676	50,382	51,412	29,503	27,459
	人件費（千円）	218,110	222,498	225,338	295,040	307,641
	計（千円）	275,786	272,880	276,750	324,543	335,100
	園児延人数（人）	1,879	1,669	1,669	2,013	2,058
	1人当経費月額（円）	146,773	163,499	159,694	161,224	162,828
民間 5園	措置費（千円）	360,493	361,915	372,814	376,177	359,905
	物件費（千円）	58,897	52,331	48,854	49,945	54,691
	計（千円）	419,390	414,246	421,668	426,122	414,596
	園児延人数（人）	3,308	3,225	3,265	3,190	3,150
	1人当経費月額（円）	126,781	128,449	129,148	133,580	131,618
委 託 分	措置費（千円）	131,618	131,618	8,501	9,848	7,423
	園児延人数（人）	100	123	104	154	127
	1人当経費月額（円）	75,740	64,063	81,740	63,948	58,449
計	経費総額（千円）	702,750	695,006	706,919	760,513	757,119
	園児延人数（人）	5,287	5,017	5,102	5,357	5,340
	1人当経費月額（円）	132,920	138,530	138,557	141,966	141,783

※令和2年6月まで公立保育所3園、民間保育所等5園

※令和2年7月から公立は認定こども園を含む3園、民間保育所等5園

【民間保育所等運営費収入】

（単位：千円）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
支弁総額①	360,493	361,915	372,814	376,177	359,905
徴収金②	106,464	107,430	70,245	37,650	31,642
国庫負担金	126,577	130,343	158,912	179,960	175,617
県負担金・補助金	65,342	63,555	73,270	80,493	77,322
市負担金	62,110	60,587	70,387	78,074	75,322
参考 市保育料調定	50,373	46,695	32,769	18,048	17,533

① は、保育単価に入所児童数を乗じて得た金額等の総額

② は、世帯の状況に応じて保護者から徴収すべき額として国が定めた金額の総額

【令和4年度熱海市保育所等利用者負担額】

(令和4年4月1日現在)

階層区分		利用者負担額 (月額) (単位:円)	
階層	定義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円
3	市民税所得割課税額 48,600円未満世帯	13,600円 (6,800円)	13,400円 (6,700円)
4	市民税所得割課税額 144,600円 未満世帯	うち 57,700円未満	24,000円 (12,000円)
		うち 57,700円以上	23,500円 (11,700円)
5	市民税所得割課税額 227,100円未満世帯	40,000円 (20,000円)	39,300円 (19,600円)
6	市民税所得割課税額 329,800円未満世帯	50,300円 (25,100円)	49,400円 (24,700円)
7	市民税所得割課税額 397,000円未満世帯	52,000円 (26,000円)	51,100円 (25,500円)
8	市民税所得割課税額 397,000円以上世帯	57,200円 (28,600円)	56,200円 (28,100円)

※市民税所得割課税額が57,700円未満(第2・3階層と第4階層の一部(太枠内))の多子世帯は、子どもの年齢制限をなくし、最年長の児童から順に第1子は全額、第2子は半額(()内の金額)、第3子以降は無料

※市民税所得割課税額が57,700円以上の多子世帯は、同一世帯から就学前児童が同時に2人以上保育所等に入所している場合、第2子は半額(()内の金額)、第3子以降は無料

【年間市民税額が 77,100 円以下のひとり親世帯等の保育所等利用者負担額】

階層	階層区分		利用者負担額（月額）	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税所得割課税額 48,600円未満		6,800円	6,700円
4	市民税所得割課税額	うち 77,100円以下	9,000円	9,000円
	144,600円未満世帯	うち 77,101円以上	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,700円)

※市民税額 77,100 円以下の世帯（太枠内）は、子どもの年齢制限をなくし、第 2 階層は無料、第 3 階層及び第 4 階層の一部は、第 1 子から半額、第 2 子以降は無料

※（ ）内の金額は第 4 階層のうち市民税額が 77,101 円以上世帯の第 2 子の金額（第 3 子以降は無料）

2. 心身障害児への福祉

＜心身障害児施設入所の状況＞ 令和 4 年 4 月 1 日現在 （単位：人）

施設の種類	男	女	計
知的障害児施設	3	0	3
肢体不自由施設	0	0	0
重症心身障害児施設	0	0	0
合計	3	0	3

（児童相談所送致件数のみ）

＜在宅障害児の福祉対策＞

（1）相談指導

療育相談については、社会福祉課、健康づくり課、熱海健康福祉センター、児童相談所等が連携をし、専門機関へつなげている。

（2）心身障害児一日保育

熱海児童福祉ボランティアの会委託により、心身に障害を持つ児童の保育や健常児との交流の場を設ける等、障害児家庭の負担軽減を図る。

(3) 福祉団体育成

児童福祉関係団体（熱海手をつなぐ育成会）へ補助金を助成することにより、会の運営について円滑化を図る。

(4) その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照

心身障害者扶養共済制度

療育事業・児童発達支援・放課後等デイサービス

補装具費支給事業

日常生活用具給付等事業

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

重症心身障害児童扶養手当支給事業

特別児童扶養手当支給事業

3. 児童の相談や養護を必要とする福祉

(1) 家庭児童相談室

【目的】 家庭児童相談室は、専門の相談員を置き、子どものしつけ、性格、習慣、非行、学校生活、心身の障がいなど、子供をとりまくさまざまな問題について、相談・指導を行うことを目的としている。

【相談内容分類】

(単位：件)

相談種別		令和3年度
養護相談	児童虐待相談	57
	その他の相談	242
保健相談		19
障がい相談		14
ぐ犯行為等相談		4
育成相談	性格行動相談	80
	不登校相談	166
	適正相談	100
	育児しつけ相談	0
その他の相談		43
合計		725

(2) 児童養護施設等の措置

【乳児院】 乳児院は、遺児、被虐待児、親の死亡や病気・離婚・家出等さまざまな事情で監護を受けることのできない概ね3歳未満の保護を要する乳児を入園させて養育することを目的とする施設である。

【児童養護施設】 児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援するものである。

【入所の状況】 令和4年4月1日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
児童養護施設	ひまわり園	0	0	0
	誠信少年少女の家	0	0	0
	恵明学園（児童部）	3	0	3
	岩倉学園	0	0	0
	川奈臨海学園	1	3	4
	恵明学園（乳児部）	1	0	1
	みどり園	0	0	0
合 計		5	3	8

(3) 里親制度

【目的】 里親は、家庭に恵まれない児童を家庭にあずかって養育する者であって県知事が適当と認めたものをいう。里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。

【現状】 里親委託の状況
令和4年度里親委託児童 7名

(4) 情緒障害児

【目的】 情緒障害児とは、家庭や学校、その他での人間関係等の歪みによって感情に支障をきたし、社会適応が困難な児童をいう。これらの児童に対する福祉対策は、児童相談所における相談指導のほか児童心理治療施設における治療等を行い、その情緒障害を治すことを目的とする。

【事業概要】 児童心理治療施設
軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことにより社会に適応させる。

静岡県立吉原林間学園入所状況

(単位：人)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
男	0	0	0	0	0
女	0	0	1	1	1
計	0	0	1	1	1

(5) 要保護児童

【事業概要】 子供を取り巻く環境の大きな変化（少子化、家庭や地域の子育て機能の低下、問題の多様化、複雑化等）から生じる児童の問題行動及び保護者の諸問題について相談を受けると共に、関係機関と連携を図り、子どもの健全な育成、自立に向けて支援を行う。

【要保護児童対策地域協議会】

平成20年度に児童虐待防止連絡会議から移行し新たに発足した。地域社会や関係機関との連携により支援体制を整備し、児童虐待の防止及び早期発見と早期対応を図り、要保護児童とその家族を支援することを目的とする。

【児童自立支援施設】 (静岡県立「三方原学園」・神奈川県立「おおいそ学園」)

児童自立支援施設は、反社会行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

入所の状況

(単位：人)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
男	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

【九者会】 児童の非行問題等について、熱海市不登校児等対策連絡協議会の関係機関による情報交換を行い、今後の対応や各機関の役割分担などを協議する。

(6) 親子ふれあい教室

【目的】 こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

- 【目標】
- ① 集団遊びを通して幼児の発達を促すことができる。
 - ② 親子で参加することによって、幼児との関わり方を学ぶことができる。
 - ③ 子育て意欲が向上することで、幼児の発達を促す。

- ④ 経験不足からくる育児不安や、親のストレスを軽減することで、虐待を未然に防ぐ。

- 【対象】 ① 発達に問題があると思われる幼児とその親
 ② 家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
 ③ 親子関係の改善が必要と思われる幼児とその親

【実施施設】 いきいきプラザ 2階集検ホール、その他
 毎月第3水曜日 午前9時～12時

【スタッフ】 社会福祉課、健康づくり課、在宅保育士、臨床心理士、主任児童委員、地域生活支援センター（いぶき）

ふれあい教室参加状況（実人数） (単位：人)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
参加児数	13	11	17	18	14

4. 児童遊園

【目的】 児童厚生施設としての児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

【実施施設】

施設名	所在地	設置年月	設備
ひばりヶ丘児童遊園	熱海 1886	昭和38年4月	広場、遊具

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和22年法律第164号

5. 放課後児童健全育成事業

【目的】 昼間保護者のいない家庭の小学校児童（放課後児童）に対し育成・指導、遊びによる発達の助長などに係るサービスを行い、児童の健全育成を図る。

- 【活動内容】 ① 健康管理、安全の確保、情緒の安定。
 ② 遊びの活動への意欲と態度の形成、自主性・社会性・創造性の向上。
 ③ 児童の遊びの活動状況把握と家庭への連絡。

【実施場所等】 令和4年4月1日現在

放課後児童クラブ名	校区	実施場所	会費(月額)	支援員数	事業開始
エンゼルクラブ	第一小学校区	小学校余裕教室等	4,000円	9人	H10.4
わくわくランド	第二小学校区	学校敷地内専用施設	4,000円	10人	H10.4
多賀っ子クラブ	多賀小学校区	小学校余裕教室等	4,000円	13人	H12.4

なぎの木クラブ	伊豆山小学校区	学校敷地内専用施設	4,000 円	5 人	H24.1
富士っ子クラブ	—	保育所	14,000 円	3 人	H25.4
泉みつわクラブ	泉小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円	6 人	H28.4

※富士っ子クラブ以外は、日曜日・祝祭日・学校行事日以外に実施、長期休暇（春・夏・冬休み）は一部実施

※富士っ子クラブは、祝祭日を除く月～金及び隔週の土曜日に実施（長期休暇中も同じ）

※支援員数は、補助員も含む

【対象児童及び状況】 主として小学校1年生～6年生の放課後児童。

令和4年4月1日現在（単位：人）

放課後児童クラブ名	1年生	2年生	3年生	4～6年生	計
エンゼルクラブ(第一小)	17	25	25	39	106
わくわくランド(第二小)	14	14	17	15	60
多賀っ子クラブ(多賀小)	20	11	9	3	43
なぎの木クラブ(伊豆山小)	3	4	8	2	17
富士っ子クラブ	2	2	2	3	9
泉みつわクラブ(泉小)	0	3	2	2	7
計	56	59	63	64	242

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和22年法律第164号

6. ひとり親家庭への福祉

(1) 母子父子福祉資金の貸付

【目的】 配偶者のない女子または男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため。

【実施主体】 県・国（市は書類の経由機関）

【貸付対象】 ① 母子家庭の母または父子家庭の父
② 父母のない児童又はこれに準ずる児童
③ 母子・父子福祉団体

【貸付資金の種類等】 資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】 貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

母子父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	9	10,323	11	19,620	6	12,024	4	1,810	7	14,808
就学支度資金	9	3,480	11	5,660	6	2,740	3	5,640	7	2,970
転宅資金										
技能習得資金										
特例児童扶養資金										
計	18	13,803	22	25,280	12	14,764	7	7,450	14	17,778

【根拠法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和39年法律第129号

(2) 寡婦福祉資金の貸付

【目的】 寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため。

【実施主体】 県・国 (市は書類の経由機関)

【貸付対象】 ① 寡婦(配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの)
 ② 40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外のもの
 ③ 母子福祉団体

【母子福祉資金貸付との関係】

寡婦が母子福祉資金の貸付を受けることができない場合は、寡婦福祉資金から同一の理由による同種の資金の貸付を受けられない。

【貸付資金の種類等】

資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】

貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【根拠法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和39年法律第129号

母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要

※平成26年10月1日から父子家庭も貸付対象となっています。

(令和4年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度 (施行令)	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率	違約金
事業開始資金	①母子家庭の母又は、 父子家庭の父 ②寡婦	個人 3,140,000円 団体 4,710,000円	1年間	据置期間経過後 7年以内	〔連帯保証人無 年1.0%〕 〔連帯保証人有 無利子〕	延滞元利金額に付き3・0%
事業継続資金	同上	個人 1,570,000円 団体 1,570,000円	6ヶ月	据置期間経過後 7年以内	〔連帯保証人無 年1.0%〕 〔連帯保証人有 無利子〕	
修学資金	①母子家庭の子又は、 父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養してい る子	高校、専修学校（高等課程） 月額27,000～52,500円 大学、高等専門、専修学校 （専門課程） 月額31,500～146,000円 大学院 月額132,000～183,000円 専修学校（一般課程） 月額51,000円	卒業後 6ヶ月	据置期間経過後 20年以内 専修学校 （一般課程）5年 以内	無利子	
技能習得資金	①母子家庭の母又は、 父子家庭の父 ②寡婦	月額68,000円 特別（自動車運転免許取得） の場合460,000円 特別（その他）の場合 816,000円	習得期間 満了後1 年	据置期間経過後 20年以内	〔連帯保証人無 年1.0%〕 〔連帯保証人有 無利子〕	
修業資金	扶養している子が事 業を開始または就職 するために必要な知 識技能を習得するの に必要な経費	月額68,000円 特別（自動車運転免許取得） の場合460,000円	知識技能 を習得す る期間が 満了後1 年	据置期間経過後 20年以内	無利子	
就職支度資金	①母子家庭の母又は、 子 ②父子家庭の父又は、 子 ③父母のいない子 ④寡婦	1回につき100,000円 （通勤自動車購入）の場合 1回につき330,000円	貸付の日 から1年 間	据置期間経過後 6年以内	〔連帯保証人無 年1.0%〕 〔連帯保証人有 無利子〕	

母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要

(令和4年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度 (施行令)	据置期間	償還期限	利率	違約金
医療介護資金	①母子家庭の母又は、 父子家庭の父 ②寡婦	医療の場合 340,000 円 (特別の場合 480,000 円) 介護の場合 500,000 円	医療満了 後 6 ヶ月	据置期間経過 後 5 年以内	[連帯保証人無 年 1.0%] [連帯保証人有 無利子]	延滞元利金額に付き 3・0%
生活資金	①母子家庭の母又は、 父子家庭の父 ②寡婦	知識・技能習得期間 月額 141,000 円 医療・介護を受けている期間 失業貸付期間 生活安定貸付期間 月額 105,000 円 養育費取得のための裁判費用一括 一括 1,260,000 円	期間が満了後 6 ヶ月、裁判費用は貸付後 6 ヶ月	知識技能習得後 20 年以内、 医療・介護を受ける若しくは失業貸付期間満了後 5 年以内 生活安定後 8 年以内		
住宅資金	①母子家庭の母又は、 父子家庭の父 ②寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (特別 2,000,000 円)	貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 7 年以内		
転宅資金	①母子家庭の母又は、 父子家庭の父 ②寡婦	1 回につき 260,000 円	貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 3 年以内		
就学支度資金	①母子家庭の子又は、 父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養している子	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 高校以上は、校種別、公私立別、通学条件により異なります。 150,000 円～590,000 円	修学終了後 6 ヶ月 又は修業を終了後 6 ヶ月	修学 据置期間経過後 20 年以内 修業 据置期間経過後 5 年以内	無利子	
結婚資金	①母子家庭の母又は、 父子家庭の父 ②寡婦	300,000 円 (婚姻する子 1 人につき)	6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	[連帯保証人無 年 1.0%] [連帯保証人有 無利子]	

(3) 児童扶養手当の支給

- 【目的】** この手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
- ※児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行により、平成22年8月1日から父子家庭の父も支給対象と改正。
- 【実施主体】** 国・市（手当の認定等の事務及び、申請等の窓口は市）
- 【費用負担】** 国 1 / 3 ・ 市 2 / 3
- 【支給要件】** この手当は、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいをもつ場合は20歳未満）を扶養している母又は父および養育者に対し支給する。
- ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父又は母が死亡した児童
 - ③ 父又は母が政令別表に定める程度の重い障がいの状態にある児童
 - ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - ⑥ 父又は母がDV防止法による保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）
- 【支給制限】** この手当は、次のいずれかに該当する場合は支給されない。
- ① 児童が次のいずれかに該当するとき
 - ア 日本国内に住所を有しないとき
 - イ 父又は母の死亡について労働基準法による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、次に該当する場合で当該給付事由発生の日から6年を経過していないとき
 - 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の監護を受けている場合
 - 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の養育を受けている場合
 - ウ 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき
 - エ 父又は母と生計を同じくしているとき（ただし、その父又は母が〈支給要件〉の③に掲げる程度の障がいの状態にあるときは、支給される。）
 - オ 父又は母の配偶者（〈支給要件〉の③に掲げる程度の障がいの状態にある父また母は除く。）に養育されているとき
 - ② 受給者（母又は父および養育者）が日本国内に住所を有しないとき

- ③ 母若しくは父および養育者又はその配偶者若しくは扶養義務者（民法第877条1項の者）の前年度の所得が別表（所得限度額表）に示す額以上であるときは、その年の11月から翌年10月まで支給しない。

【令和4年度予算額】 111,501千円

【手当額】 令和3年4月より

		改正前（～令和3年3月）	改正後（令和3年4月～）
本体額	全部支給	43,160円	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円	43,150円～10,180円
第2子加算額	全部支給	10,190円	10,190円
	一部支給	10,180円～5,100円	10,180円～5,100円
第3子以降 加算額	全部支給	6,110円	6,110円
	一部支給	6,100円～3,060円	6,100円～3,060円

【手当の支給】 手当は奇数月にそれぞれ前月までの分を支払う。

【児童扶養手当受給者の状況】 毎年12月31日現在 (単位：人)

区 分	29年	30年	元年	2年	3年
受給者数	279	246	243	224	211
全部支給停止	26	36	42	34	31
受給権者数	305	282	285	258	242

【令和3年受給者事由別分類】 (単位：人)

受給者計	離婚	未婚の母	遺棄	死別	父又は母の障がい	その他
211	187	18	0	0	1	5

【参考：児童扶養手当所得制限限度額表】令和3年度(令和2年分) 所得額(単位：円)

区分 扶養人数	請求者(本人)		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人以上	以降1人につき 380,000円加算	以降1人につき 380,000円加算	以降1人につき 380,000円加算

限度額に加算されるもの

①請求者本人・・・老人扶養親族がある場合は10万円/人、特定扶養親族がある場合は15万円/人

②扶養義務者等・・・老人扶養親族がある場合は6万円/人(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く)

※所得とは、給与等の所得のほかに母又は児童が受けとった養育費の8割分も含まれる。

(4) 母子家庭等医療費の助成

【目的】 母子家庭等の経済的な負担を軽減し福祉の増進を図る。

昭和55年4月1日から県の補助事業として実施。

【補助率】 県 1/2

- 【助成対象者】
- ① 配偶者のない女子で、20歳未満の児童を扶養しているもの(母子家庭)
 - ② 配偶者のない男子(死亡、離婚等)で、20歳未満の児童を扶養しているもの
 - ③ 父母のない児童で現に扶養されている20歳未満の児童

【助成の要件】 医療費(保健診療による自己負担額)の助成を受けられる者は、扶養している又は生計を同じくする者の前年の所得に所得税が課せられていないこと。(所得制限)

【令和4年度予算額】 6,358千円

【助成の状況】 (単位：人、件、千円)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
助成対象者数	394	339	306	302	311
自動償還払 受診者数(延)	2,157	1,810	1,552	1,346	1,415
受診件数(延)	2,308	1,997	1,708	1,555	1,567
金額	7,135	5,835	5,168	4,972	4,767

【根拠法令等】 熱海市母子家庭等医療費助成要綱 昭和55年告示第15号

(5) 母子生活支援施設入所措置

【目的】 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。

【入所実績】

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
世 帯	0	0	0	0	0
人 数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和22年法律第164号

熱海市児童福祉法施行細則 平成20年規則第3号

(6) 交通遺児見舞金等の支給

【目的】 交通事故により生計中心者が死亡した場合、その残された交通遺児（18歳未満の者）を扶養する保護者に見舞金等を支給することにより、遺児の健全育成と福祉の増進を図る。

【実施主体】 単独事業（寄附金収入による）

【開始年度】 昭和53年12月より実施

【根拠法令等】 昭和62年3月支給要綱制定

【支給の種類及び金額等】

区 分	支給額 (円)	支 給 月	支 給 対 象 者
交通遺児見舞金	年額 30,000	12月	市内在住の18歳未満の児童の保護者（市内在住者）
入学支度金	年額 30,000	3月	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ入学するもの
修学金	月額 5,000	9月及び3月にそれぞれ当月分まで支給	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ在学するもの
就職支度金	年額 50,000	中学校卒業年の3月	見舞金の支給を受けている児童で、高等学校へ進学しないもの

【令和4年度予算額】 92千円

【支給の状況】

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
世帯数(件)	0	0	0	0	0
見舞金(件)	0	0	0	0	0
入学支度金(件)	0	0	0	0	0
修学金(件×月数)	0件×12月	0件×12月	0件×12月	0件×12月	0件×12月
就職支度金(件)	0	0	0	0	0
合計支給金額(千円)	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市交通遺児見舞金等支給要綱 昭和62年告示第5号
交通遺児福祉事業基金条例 平成元年条例第4号

(7) 母子家庭等自立支援給付金

【目 的】 母子家庭の母又は父子家庭の父(20歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準未満の者が対象)が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で1年以上修業する場合に、給付金を最大3年支給し、母子家庭の母又は父子家庭父の経済的自立を支援することを目的とする。

【令和4年度予算額】 5,680千円

【給付の種類及び金額等】

名 称	支 給 額 (円)	支 給 要 件
熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	対象講座の受講料の60%相当額 (上限20万円・下限12千円)看護師等の専門資格を目指す講座を受講する者については、上限80万円(20万円×修行年数)	経済的自立のため指定の対象講座を受講後に支払った受講料の60%を給付する。
熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	平成25年4月以降入学者 市民税非課税者 月額100,000円 (修学期間の最後の1年間は月額140,000円) 上記以外の者 月額7万500円 (修行期間の最後の1年間は月額110,500円) 修了支援給付金 市民税非課税者 5万円 上記以外の者 2万5千円	就職に有利な資格(看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、調理師等)取得を目的に1年以上養成機関で修業した場合に支給する。

【根拠法令等】 熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

平成17年告示第10号

熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

平成17年告示第11号

【給付実績】 自立支援教育訓練給付金事業 (単位：件、人、円)

年 度	申請件数	支給実人数	支給金額
2年度	0	0	0
3年度	1	1	57,288

【給付実績】 高等技能訓練促進費等事業 (単位：件、人、円)

年 度	申請件数	支給実人数	支給金額
2年度	3	3	3,034,500
3年度	3	3	4,086,000

ひとり親家庭等就学支援事業費助成金

【目 的】 ひとり親家庭等における児童の健全な育成と経済的負担の軽減を図るため、小学校入学時にランドセル等の購入費用の一部を助成するもの。

【補助率】 県1/2

【根拠法令等】 平成27年6月支給要綱制定

【給付実績】 (単位：件、円)

年 度	件数	金額
2年度	10	291,850
3年度	9	270,000

放課後児童クラブ利用者負担軽減事業

【目 的】 ひとり親家庭等に対し放課後児童クラブの利用に係る利用料を、児童一人につき一ヶ月あたり5,000円を限度として助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図った。

【補助率】 県1/2

【根拠法令等】 平成28年3月支給要綱制定

【給付実績】 (単位：件、円)

年 度	件数	金額
2年度	25	1,138,000
3年度	23	1,228,000

7. 子育て家庭への福祉

(1) 地域子育て支援センター

【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

【事業の概要】 ① 相談事業

ア 電話相談 午前10時～午後3時

イ 来園相談 午前10時～午後3時

ウ 家庭訪問 必要に応じて実施

② 園庭開放 (夏期はプールあそびや水あそび実施)

③ サークル支援活動市内の子育てサークルの相談や、行事に協力、交流

④ 保育園児といっしょに各テーマによるあそび実施

⑤ その他

ア 保育園の行事に参加

(運動会、クリスマス会、ブラッシング教室)

イ 簡単な献立やおやつレシピ、育児やあそびに関する情報提供

ウ 主任児童委員、各支援センター間の連携

【実施場所等】

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
実施施設	社会福祉法人 栄光会 栄光熱海中央保育園	社会福祉法人 景德会 多賀保育園
開設年月日	平成26年4月1日	平成9年4月1日
所在地	熱海市上宿町4-19	熱海市上多賀934-16
電話番号	0557-48-7360	0557-67-3741
開所日	月～金曜日	月～土曜日

【実施状況等】

令和3年度

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
開放日数(日)	170	293
利用延人数(人)	311	335
相談件数	73	13
サークル支援(回)	0	0

(2) 親子ふれあいサロン

【目的】 次世代を担う児童の健全な育成を図り家庭における子育てを支援するため児童及びその保護者同士の交流の場を設け、一時預かり保育や育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供等を行うものである。

【事業の概要】 ① ふれあいサロン

親子で一緒に楽しく遊べるスペースを提供（土、日休館）

利用時間 午前9時30分～午後4時30分（平日）

午前9時30分～午後4時00分（祝日）

② 子育て相談

育児や食事のことなどさまざまな相談受付

受付時間 午前10時00分～午後4時00分

③ 一時預かり保育

買い物・美容院などのリフレッシュや、通院・参観会など保護者の用事の際の一時預かり。

対象児童 生後8カ月から5歳未満児

利用料金 1時間500円 一日3時間まで利用可、要予約

利用時間 午前9時30分～午後4時00分（平日）

午前9時30分～午後3時30分（祝日）

④ 毎月1回子育て及び子育て支援に関する講習会等を開催

【実施施設等】

名称	熱海市親子ふれあいサロン
開設年月日	平成16年7月22日
所在地	熱海市中央町1-26
電話番号	0557-86-6311

【実施状況等】

区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ふれあい サロン	保護者（人）	2,586	2,954	2,323	702	643
	児童（人）	2,959	3,346	2,750	979	826
	合計（人）	5,545	6,300	5,073	1,681	1,469
一時預かり保育	（人）	106	89	154	71	15
電話相談	（件）	3	2	29	0	2
来所相談	（件）	6	29	15	1	20

(3) ファミリーサポートセンター

【目的】 仕事と育児に関する援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行う。

【事業の概要】 育児のお手伝いをしたい「まかせて会員」と育児のお手伝いをしてほしい「おねがい会員」が育児の援助活動を行う。

報酬	区分		金額
	平日（昼間）	1時間当たり	600円
	早朝・夜間	1時間当たり	700円
	土・日・祝日	1時間当たり	700円

【実施状況等】

令和3年度

内容	件数（件）
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	0
保育施設までの送迎	0
放課後児童クラブ終了のお迎え	0
保育所・学校等お休み時の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	0
買い物等外出の際の子どもの預かり	4
その他(施設での集団援助活動)	6
合計	10

第 6 章

その他の福祉

第6章 その他の福祉

1. 災害救助

(1) 災害救助法

【目的】 災害に見舞われた方の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行う。

【実施主体】 県知事

【災害救助法の適用基準】

災害救助法は、市町の区域を単位とし、同一の災害により、次の各号のいずれかに該当する災害について県知事が当該市町について適用する。

① 1号適用（令第1条第1項第1号）

県内の市町の滅失世帯数が災害救助法施行令第1条第1項第1号適用の基準に達したとき。（熱海市：適用基準世帯数60）

② 2号適用（令第1条第1項第2号）

被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ、当該市町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき。

③ 3号適用（令第1条第1項第3号）

ア 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、当該市町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

「特別の事情」とは次の2つの場合

(1) 食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合。

(2) 被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

④ 4号適用（令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(1) 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合。

(2) 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

【災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準】

市町人口	住家減失世帯数
5,000 人未満	30
5,000～ 14,999 人	40
5,000～ 29,999 人	50
30,000～ 49,999 人	60
50,000～ 99,999 人	80
100,000～ 299,999 人	100
300,000 人以上	150

(注) 被災世帯(住宅減失)数には、全壊、全焼、流失の数を計上するほか、半壊、半焼を1/2、床上浸水を1/3に換算した数を加える。

【救助の種類】

- ① 避難所の設置、応急仮設住宅の供与
- ② 食品、飲料水の給与、供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療、助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 障害物の除去
- ⑪ 輸送費及び賃金職員等雇上費
- ⑫ 実費弁償

【根拠法令等】 災害救助法(昭和22年法律第118号)

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金

【目的】 ア. 災害弔慰金

政令で定める自然災害により死亡(行方不明)した方の遺族に対し、市町の条例の定めるところにより弔慰金の支給を行い、被害を受けた遺族の弔慰を図る。

イ. 災害障害見舞金

政令で定める自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた方に対し、市町の条例の定めるところにより、見舞金を支給し、障がい者の救済を図る。

【内容】

① 適用基準 (次のいずれかの場合であること。)

- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・ 県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

② 弔慰金等の額

種 類	対 象 者	金 額
災 害 弔 慰 金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500万円
	その他の場合	250万円
災害障害見舞金	障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
	その他の場合	125万円

【支給される遺族の範囲】 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

【実施主体】 熱海市(国→県→市)

※市町は条例により支給し、国と県が補助をする。

【補助率】 国：2/4 県：1/4 市：1/4

【根拠法令等】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害弔慰金等補助金交付要綱
熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

(3) 災害援護資金貸付金

【目的】 災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯に対し、市町の条例の定めるところにより災害援護資金を貸付け、その生活の立直しを図る。

【内容】

① 適用基準

県内において災害救助法が適用された市町が1箇所以上あること。

(但し所得制限あり)

② 貸付金の償還期間

10年(据置期間はそのうち3年、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合については5年)

③ 貸付金の利率

・保証人を立てる場合 無利子

・保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は1%

(延滞の場合を除く)

④ 貸付金の限度額

(1) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上であるの
害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(注1) (1)のウ又は(2)のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残在部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(注2) 昭和48年法律成立以来、熱海市には当該事例なし。

【実施主体】 熱海市

【費用負担】 国：2/3 県：1/3

【根拠法令等】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害援護資金貸付要綱
熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

(4) 被災者生活再建支援制度

【目的】 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

【内容】

① 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイに規定する災害が発生した都道府県内の他の市町村（人口10万人未満に限る）において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

オ アからウまでに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ ア若しくはイの市町を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口10万未満に限る）

2世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

② 支給対象世帯

・住宅が全壊した世帯

・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）

・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③ 支給金額 ※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)		計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊世帯	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

【実施主体】 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)

【費用負担】 国:1/2 支援法人:1/2

※実績として、平成11年4月5日に法の適用が開始され、平成16年台風第22号災害で全県に適用された。

【根拠法令等】 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)

被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)

(5) 被災者自立生活再建支援事業

【目的】 自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、県が補助金を交付して、生活の再建を支援する。

【内容】

① 対象世帯となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害であって、被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号に該当しないもの。

② 支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯(解体世帯)
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)

- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③ 支給金額 ※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)		計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊世帯	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

【実施主体】 県

【負担割合】 県：10/10

【根拠法令等】 静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条
静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱
（平成11年告示第914号）

（6）熱海市災害見舞金の支給

【目的】 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により、熱海市内において被害を受けた市民の援護を目的とする。

【実施主体】 熱海市（市単独事業）

【見舞金の額】

区 分		金 額
全壊・全焼	全滅失・全流失	1世帯 100,000円
半壊・半焼	半部滅失・半部流失	1世帯 60,000円
一部破損		1世帯 30,000円
床上浸水		1世帯 30,000円
消火作業による水損	1/2以上	1世帯 30,000円
	1/2未満	1世帯 15,000円
負傷者（ただし、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者）		1人 30,000円
死亡者		1人 300,000円
その他市長が特に必要と認める者		1世帯 10,000円

【支給の状況】

(単位：件、千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	12	1	25	5	4
金額	1,020	30	970	290	400

【根拠法令等】 熱海市災害見舞金支給要綱（昭和49年告示第31号）

2. 令和3年7月伊豆山土石流災害に係る災害救助

(1) 災害救助法の適用

【適用日時】 令和3年7月3日（土）

【適用基準】 4号

(2) 災害弔慰金・災害見舞金の実績

【申請件数】 災害弔慰金 21件

災害見舞金 0件

(3) 災害援護貸付金の実績

【申請件数】 1件

(4) 被災者生活再建支援制度の実績

① 被災者生活再建支援法の適用

【適用日時】 令和3年7月9日（金）

②被災者生活再建支援金

【受付件数】 基礎支援金 132件
加算支援金 12件

3. 日本赤十字社（熱海市地区）

(1) 日本赤十字社熱海市地区事業

【事業概要】 日本赤十字社法に基づき、世界の平和と人類の福祉増進のため、博愛と人道を旗印に会員の募集、講習会（救急法、健康生活支援講習、水上安全法、幼児安全法、減災セミナー）の開催、災害救助活動、血液事業等を行うほか赤十字奉仕団の活動育成を行っている。

*平成29年度に、社員は会員へ、社費は会費へと変更された。

【赤十字救急法講習会】 (単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年
資格認定者	32	35	30	0	0

① 日本赤十字社の会員

日本赤十字社の会員は、日本国内の個人、法人であり人種や国籍等の制約はない。日本赤十字社の事業の資金は会費により運営されているため、毎年4月に町内会や赤十字奉仕団の協力により、各家庭や会社等において会費を納めていただいている。

② 会員募集の推移

(単位：千円、%)

区 分	会 費*		寄 付 金		合 計	目 標 額	達 成 率
	個人	法人	個人	法人			
平成29年度	1,603	77	1,751	34	3,465	4,394	78.9
平成30年度	1,861	70	1,274	7	3,212	4,394	73.1
令和元年度	700	71	1,080	19	1,870	4,394	42.6
令和2年度	290	0	1,847	0	2,137	4,394	48.6
令和3年度	2,168	24	0	0	2192	3,877	67.5

③ 日本赤十字社に対してなされる寄付金に適用される税法上の優遇措置

(要旨) 日本赤十字社に寄せられる高額な寄付金は、個人関係は、特定寄付金、指定寄付金又は相続財産寄付金扱いとし、法人関係は、指定寄付金又は、特定公益増進法人に対する寄付金とし、税制上の優遇措置（免税）が認められる。

○個人として寄付を拠出された場合

区分	特定寄付金（所得税） （所得税法第78条第2項第3号）	指定寄付金（住民税） （所得税法第78条第2項第3号） （地方税法施行令第7条の17）	相続税の非課税 （租税特別措置法第70条）
内容	日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当されます	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で総務大臣の指定を受けた事業に充当されます （※1）	相続または遺贈により取得された財産からの日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当されます
期間	通年	通年（予算の範囲内）	通年
措置	寄付金の金額（ただし上限は寄付者の年間所得額の40%）から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます	寄付した相続財産の価格は、相続税の課税価格に算入されません

○法人として寄付を拠出された場合

区分	指定寄付金（法人税） （法人税法第37条第3項第2号） （財務省告示に基づく指定寄付金）	特定公益増進法人に対する寄付金 （法人税法第37条第4項）
内容	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で財務大臣の指定を受けた事業に充当されます（※2）	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業全般に充当されます。
期間	4～9月（予算の範囲内）	通年
措置	寄付金の金額が、法人の事業年度の所得計算上、限度額に関係なく損金算入されます	法人の通常有する寄付金損金算入限度額（イ）とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金算入限度額（ロ）の範囲内で寄附金の全額が損金に算入されます （イ） $(\text{資本金額等} \times \text{当期月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$ （ロ） $(\text{資本金額等} \times \text{当期月数} / 12 \times 3.75 / 1000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1 / 2$

※1、※2は、募集期間内であっても募集枠の関係で、適用にならない場合があります。

※1は、お住いの都道府県支部へのご寄付に限られます。

【表彰制度の概要】

○日本赤十字社への表彰（※対象期間は10年間です。）

表彰種別	社資額	表彰基準
特別社員	20,000円以上	一時または累計が20,000円に達した場合
支部長感謝状	100,000円以上	一時または累計が100,000円に達した場合
銀色有功章	200,000円以上	一時または累計が200,000円に達した場合
金色有功章	500,000円以上	一時または累計が500,000円に達した場合
社長感謝状	金色有功章受章後、社資の累計が500,000円に達した場合。	

○国の表彰

表彰種別	表彰基準
厚生労働大臣感謝状	個人 100万円以上 500万円未満 法人・団体 300万円以上 1,000万円未満
	※金額は同一年度内の累計額です
紺綬褒章	個人 500万円以上
	法人 1,000万円以上

（2）献血事業

【事業概要】 昭和41年献血推進協議会が発足して、献血互助会と協力、市内事業所、個人への献血要請、ポスター掲示など事業の推進に努めている。

【献血の状況】

区分	献血目標	献血実績	達成率	回数	成分献血	200cc	400cc
	人	人	%			人	人
平成27年度	550	317	57.6	9	未実施	9	308
平成28年度	530	335	63.2	9	未実施	6	329
平成29年度	450	253	56.2	5	未実施	2	251
平成30年度	380	198	52.1	5	未実施	2	196
令和元年度	230	157	68.3	4	未実施	5	152
令和2年度	240	182	75.8	4	未実施	3	179
令和3年度	260	239	91.9	5	未実施	5	234

4. 戦没者遺族等の援護

【事業概要】 戦没者の遺族、戦傷病者等戦争犠牲者の援護については、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に基づき進達事務等を実施している。

毎年のように法律の改正があり、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置が取られ、対象給付者の高齢化等に伴い処遇改善の施策は重要な役割をもっている。

【熱海市の戦没者合同追悼式】

戦没者の霊を慰めるため、平成9年より熱海梅園内やすらぎの塔前にて追悼式を行っている。

戦没者数 1, 0 2 6 柱

遺族数 9 2 世帯

【法律による援護一覧】

1. 戦没者遺族相談員
2. 戦傷病者戦没者遺族等の援護
3. 戦没者等の妻に対する特別給付金
4. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
5. 戦没者等の父母等に対する特別給付金
6. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
7. 戦傷病者の援護
8. 未帰還者留守家族等の援護
9. 未帰還者に関する特別措置
10. 引揚者給付金等
11. 引揚者等に対する特別交付金
12. 軍人恩給
13. 特別給付金国債等の買い上げ
14. 特別給付金国債等の担保貸付
15. 中国残留日本人孤児の身元調査、引揚者等の援護

5. 民生委員児童委員活動

【事業の概要】 民生委員児童委員（主任児童委員）は担当区域において地域住民の生活状態や福祉のニーズを把握し、相談や助言を行うとともに市民と関係機関とのパイプ役としてまた行政のパートナーとしての地域福祉活動の推進につとめることを職務とし、本市福祉行政の推進役としての大きな役割を果たしている。

（委嘱） 厚生労働大臣

（任期） 3年（令和元年12月1日～令和4年11月30日）

【活動状況】 令和3年度

内容別相談・支援件数		分野別相談・支援件数	
在宅福祉	68	高齢者に関すること	1,942
介護保険	30	障がい者に関すること	62
健康・保健医療	145	子どもに関すること	245
子育て・母子保健	21	その他	348
子どもの地域生活	128		
子どもの教育・学校生活	54		
生活費	99		
年金・保険	13		
仕事	30		
家族関係	48		
住居	58		
生活環境	228		
日常的な支援	796		
その他	885		
計	2,598	計	2,598

その他の活動件数	調査・実態把握	477件
	行事・会議等の参加協力	1,073件
	地域福祉活動・自主活動	1,648件
	民児協運営・研修	1,997件
	証明事務	203件
	要保護児童の発見の通告・仲介	7件
活動日数		10,612日
訪問回数		5,806回

- ◎ 熱海市要保護児童対策地域協議会 年3回（主任児童委員参加）
- ◎ 熱海市不登校児等対策連絡協議会（九者会） 隔月4回（主任児童委員参加）
- ◎ 不登校児ケース研究会・親子ふれあい教室・ぴよぴよ教室（主任児童委員参加）

【熱海市民生委員児童委員協議会】

民生委員児童委員の資質の向上のための研修の開催、情報の交換及び関係機関、地区民児協との連絡調整など組織的な運営を図り、地域社会における福祉の向上をめざして自主的な行動を行っている。

1. 役員

会長	1名	副会長	3名	理事	9名
会計	1名	監事	2名		
2. 会議

理事会	毎月1回	会長会	年2回
全員協議会	年4回	研修会	年1回
専門部会	年2回		
3. 専門部会

・高齢者福祉部会	・障害児者福祉部会	・地域福祉部会
・児童福祉部会	・主任児童委員部会	

【熱海市法定地区民生委員児童委員協議会】

平成9年4月1日、熱海市内を4地区に分割、自らの活動拠点をおくことにより、自主的、組織的な運営を図り、地域に密着した民生委員児童委員活動を充実させている。

1. 役員

会長	1名	副会長	3名	理事	9名
会計	1名	監事	2名		
2. 地区民生委員児童委員数（主任児童委員各地区2名含む）
 - ・第1地区民生委員児童委員協議会 32名（男14名・女18名）
（泉・伊豆山・初島・市内東部地区）
 - ・第2地区民生委員児童委員協議会 32名（男18名・女14名）
（市内中央地区）
 - ・第3地区民生委員児童委員協議会 30名（男17名・女13名）
（市内西部地区）
 - ・第4地区民生委員児童委員協議会 35名（男15名・女20名）
（多賀・網代地区）

合計	129名（男64名・女65名）
----	-----------------

（令和4年4月1日現在）

6. 地域福祉基金の整備状況

【目的】 熱海市地域福祉基金は、地域における在宅福祉活動を推進するとともに、社会福祉事業の充実を図ることを目的に設置されたものである。

今後、在宅福祉活動の展開をはかるため、さらにこの基金積立の充実が必要となり、市民の健康の保持増進に努めることになる。

○福祉基金の実績

(単位：円、件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
寄付金	3,332,000	313,000	628,700	41,000	0
件 数	4	4	5	1	0
利 子	9,056	24,360	51,650	0	15,389
取崩し	5,000,000	41,310,000	20,000,000	0	0
年度末 残 高	89,914,820	48,942,180	29,622,530	29,663,530	29,678,919

7. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

【目的】 地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために必要な移行準備を行うものである。なお、令和3年7月伊豆山土石流災害により、移行準備期間を延長し、令和5年度の本格実施を目指し、移行準備を行う。

【開始年度】 令和3年度

【令和4年度当初予算額】 10,520千円

【行政実績】 (単位：円)

区 分	令和3年度
予 算 額	11,200,000
決 算 額	10,800,000

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 熱海市社会福祉協議会

【費用負担】 国：3/4 熱海市：1/4

【根拠法令等】 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

第 7 章

介護保険

第7章 介護保険

1. 介護保険制度

(1) 介護保険制度の概要

① 介護保険制度の概要

介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者等を社会全体の仕組みで支える公的制度である。運営主体（保険者）は市区町村となる。

財源は、65歳以上の第1号被保険者、及び40歳から64歳までの第2号被保険者が納める保険料、並びに国、県及び市の負担金等で確保している。

介護サービスの提供については、提供主体として積極的に民間事業者が関わっているため、高齢者等のニーズに合わせた幅広いサービス提供を可能としている。

また、現在の介護保険制度については、介護分野のみならず、医療、生活支援及び住まいの支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を柱とする高齢者等の支援体制の中で展開され、高齢者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことを主眼に置き、運営主体の地域を中心として包括的に運営されている。

② 介護サービスの変革

平成12年度に創設された介護保険制度は、介護保険法の規定により、現在の状況や将来を見据えた推計をもとに、3年に一度の事業計画の見直しを図っている。

平成18年度には、「地域密着型サービス」や「地域包括支援センター」の創設、自立支援に資する「介護予防給付」や「地域支援事業」の導入等、介護予防重視型システムへの転換に向けた取組が始まった。

平成27年度には、「在宅医療介護連携」や「認知症総合支援施策」、「地域ケア会議」の推進、生活支援サービスの充実を目的とした「地域包括ケアシステム」の構築などが盛り込まれた。

また、平成29年度からは、地域支援事業において「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、より多様なサービスの提供体制の構築を目指している。

令和3年度からの第8期熱海市介護保険事業計画においては、住まい、医療、介護、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できる地域づくりを目指している。

今後、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる「地域共生社会」の実現が重要となる。そのような中で介護保険制度は、地域包括ケアシステムの深化により、あらゆる支援施策と連携しながら、地域共生社会の実現に向けて、その一端を担っていく。

(2) 要介護認定・サービス利用

① 要介護認定

介護保険によるサービスを利用するには、利用者が運営主体（保険者）である市に申請し、要介護認定を受ける必要がある。この点は医療保険と制度上異なる。

この申請は、第1号被保険者は、日常生活において常に介護や支援が必要と認められた場合にできる。

また、第2号被保険者は、病的加齢現象が原因とされる特定疾病（癌、関節リウマチ、初老期の認知症、脳血管疾患等16種類の疾病）で介護や支援が必要と認められた場合に申請することができる。

市は、利用者の身体的機能、日常生活の状況、介護の方法、疾病・障害や現象（行動）の有無等を基準に認定調査員による調査を実施するとともに、利用者の主治医に対し「主治医意見書」の提供を求め、状態の把握に努める。これらの結果を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師及び介護福祉事業従事者を委員とした「介護認定審査会」において利用者の要介護（要支援）度を判定する。

要介護認定は、要支援1～2、要介護1～5の7段階に分けられ、その区分によってサービスを利用できる支給限度額や、受けられるサービスの種類等が決まる。

② サービス利用の手続き

要介護の認定を受けた利用者については、「居宅介護支援事業所」の介護支援専門員（ケアマネジャー）がどのようなサービスを利用するかを利用者及び家族等と協議のうえ決定し「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成する。また、要支援の認定を受けた利用者については、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等の職員が「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」を作成する。

これらのケアプランに基づいて介護サービス（介護予防サービス）の利用が始まり、利用者は本人等の所得額に応じ、介護サービス（介護予防サービス）に要した費用の1割から3割を負担する。

(3) 地域支援事業

① 概要

地域支援事業は、平成18年度から介護保険制度に新たに位置付けられ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築及び推進を担うものである。

具体的には、従来の介護予防事業に、予防給付による通所介護と訪問介護を加えた「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営、在宅医療・介護連携推進事業等を加えた「包括的支援事業」及び在宅高齢者等給食サービス事業等の「任意事業」から構成されている。

② 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者又は基本チェックリストにより日常生活支援総合事業対象者（事業対象者）と判定された者に対して、高齢者相談センター（地域包括支援センター）のケアマネジメントにより多様なサービスが提供される「生活支援・介護予防サービス事業」と、地域で暮らす高齢者の介護予防を広く推進する「一般介護予防事業」を実施している。

③ 包括的支援事業

総合相談支援事業等を地域包括支援センターが実施するほか、市が在宅医療・介護連携推進事業等を実施して、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援している。

④ 任意事業

高齢者の在宅生活を支援するために、介護給付費等費用適正化事業、在宅高齢者等給食サービス事業及びその他の事業（成年後見制度利用支援事業・住宅改修費支援事業・熱海市在宅生活安心システム推進事業・認知症サポーター養成事業等）を行っている。

（４）保険料と保険の適用

① 第１号被保険者の保険料

65歳以上の人（第１号被保険者）の保険料は、各市区町村で異なり、収入等により保険料の段階が決まる。老齢・退職年金等が年額18万円（月額1万5千円）以上の場合は年金から天引きされ（特別徴収）、それ以外の場合は市から送られた納付書により収めることになる（普通徴収）。

② 第２号被保険者の保険料

40歳以上65歳未満の人（第２号被保険者）の保険料は、加入している医療保険料に上乗せして納付する。

③ 納付できない場合の罰則及び救済について

保険料の滞納があるときには、介護サービスを受ける場合の自己負担分の割合が引き上げられる等、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがある。

なお、低収入（保険料第１段階から第３段階まで）のため支払に困窮している世帯には、徴収猶予や保険料の減免を受けられる制度もある。

(5) サービスの費用割合

介護サービスの費用負担は、利用者が本人等の所得に応じて介護サービスに要した費用の1割から3割を負担し、その他は公費が50%、保険料が50%の負担となる。

公費の内訳は、国の負担金25%、県の負担金12.5%、市の負担金12.5%、また、保険料の内訳は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっている。

一方、介護予防・日常生活支援総合事業の費用負担については、公費が50%保険料が50%となる。

公費の内訳は、国の負担金25%、県の負担金12.5%、市の負担金12.5%で、保険料の内訳は、第1号被保険者23%、第2号被保険者27%となる。

また、包括的支援事業・任意事業にかかった費用負担については、公費77%及び第1号被保険者23%で賄うこととなる。公費の内訳は、国の負担金38.5%、県の負担金19.25%及び市の負担金19.25%となる。

2. 介護保険事業の実施状況

(1) 被保険者数及び要介護認定者数等（介護保険事業状況報告書（年報）より）

① 被保険者数及び要介護認定者数等

各年度末現在（単位：人）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総人口	36,437	35,721	34,973
第1号被保険者 65歳～74歳以下	7,431	7,324	6,886
第1号被保険者 75歳以上	9,749	9,748	9,894
第1号被保険者数 計 (A)	17,180	17,072	16,780
第1号要介護認定者数 (B)	2,811	2,889	2,898
出現率 B/A	16.4%	16.9%	17.3%

② 要介護度別認定者数（令和4年3月31日）

（単位：人）

区 分	要支援		要介護		要介護	要介護	要介護	計
	1	2	1	2	3	4	5	
65歳～74歳以下	21	41	45	49	32	35	26	249
75歳以上	242	409	557	511	363	359	208	2,649
第1号 被保険者数（計）	263	450	602	560	395	394	234	2,898
第2号 被保険者数	2	9	6	10	7	9	6	49
総 計	265	459	608	570	402	403	240	2,947
構成比	9.0%	15.6%	20.6%	19.3%	13.7%	13.7%	8.1%	100.0%

（2）サービス利用状況（介護保険事業状況報告書（年報）等より）

① サービス利用者数 各年度3月分実績（令和4年3月報告書より） （単位：人）

区分・年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	第2号	第1号	第2号	第1号	第2号	第1号
認定者数	43	2,889	43	2,889	49	2,898
居宅（介護予防）サービス利用者	27	1,879	27	1,879	37	1,894
地域密着型（介護予防）サービス利用者	0	329	0	329	7	319
施設サービス利用者	1	411	1	411	2	417
①介護老人福祉施設	1	257	1	257	1	259
②介護老人保健施設	0	138	0	138	1	144
③介護療養型医療施設	0	1	0	1	0	1
④介護医療院	0	15	0	15	0	13

② 在宅・施設サービス種類別年間延べ利用件数

(単位：件)

区分・年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 居宅（介護予防）サービス	64,338	66,484	69,841
①訪問サービス	21,970	23,872	25,785
②通所サービス	8,723	8,138	7,974
③短期入所サービス	1,758	1,478	1,405
④福祉用具・住宅改修	11,170	11,883	12,841
⑤特定施設入居者生活介護	4,043	3,980	3,985
⑥介護予防支援・居宅介護支援	16,674	17,133	17,851
2. 地域密着型（介護予防）サービス	4,275	4,166	4,330
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	0	2
②夜間対応型訪問介護	141	102	108
③地域密着型通所介護	2,625	2,593	2,703
④認知症対応型通所介護	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	241	273	260
⑥認知症対応型共同生活介護	1,254	1,198	1,257
⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0
3. 施設サービス	4,956	4,956	5,039
①介護老人福祉施設	3,090	3,119	3,132
②介護老人保健施設	1,724	1,651	1,740
③介護療養型医療施設	14	16	9
④介護医療院	128	170	158
計	73,569	75,606	79,210

③ 在宅・施設サービス種類別費用額（介護給付費と利用者負担額の合計）

（単位：千円）

区分・年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 居宅（介護予防）サービス	2,568,723	2,629,154	2,702,316
①訪問サービス	636,633	714,292	746,921
②通所サービス	627,571	618,237	619,216
③短期入所サービス	197,203	180,134	179,357
④福祉用具・住宅改修	156,644	163,746	171,540
⑤特定施設入居者生活介護	735,699	738,058	761,841
⑥介護予防支援・居宅介護支援	214,973	214,687	223,441
2. 地域密着型（介護予防）サービス	692,551	687,514	724,474
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,951	0	209
②夜間対応型訪問介護	4,278	3,046	3,446
③地域密着型通所介護	299,288	302,022	315,857
④認知症対応型通所介護	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	43,435	53,218	54,032
⑥認知症対応型共同生活介護	343,599	329,228	350,930
⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0
3. 施設サービス	1,410,534	1,431,775	1,450,209
①介護老人福祉施設	852,156	876,930	881,948
②介護老人保健施設	509,582	490,976	510,012
③介護療養型医療施設	5,252	5,595	2,884
④介護医療院	43,544	58,274	55,365
計	4,671,808	4,748,443	4,876,999

（3）介護サービス費の支払状況

① 介護給付費の状況

（単位：千円）

区分・年度	令和元年度	対前年比	令和2年度	対前年比	令和3年度	対前年比
給付費計	4,178,069	102.63%	4,246,791	101.64%	4,361,925	102.71%
高額介護・医療合算	115,110	115.10%	122,641	106.54%	121,085	98.73%
審査手数料	3,329	102.75%	3,420	102.73%	3,581	104.71%
特定入所者介護	125,335	100.59%	127,440	101.68%	109,014	85.54%
合計	4,421,843	102.86%	4,500,292	101.77%	4,595,605	102.12%
事業計画	4,641,118	102.26%	4,777,584	102.94%	4,991,629	104.48%
対計画比	95.28%	—	94.20%	—	92.06%	—

※ 審査手数料には、共同処理業務委託手数料等を含まない。

※ 特定入所者介護は、限度負担額を超えた居住費(滞在費)及び食費の補足給付。

(4) 地域支援事業の実施状況

① 地域支援事業費の状況

(単位:千円)

区分・年度	令和元年度	対前年比	令和2年度	対前年比	令和3年度	対前年比
介護予防・日常生活 支援総合事業 (旧介護予防事業)	180,481	98.08%	152,717	84.62%	152,583	99.91%
包括的支援事業	74,523	109.86%	75,264	100.99%	67,671	89.91%
任意事業	33,111	105.67%	35,484	107.17%	25,487	71.83%
合計	288,115	101.74%	263,465	91.44%	245,741	93.27%
事業計画	340,943	110.01%	349,757	102.59%	364,988	104.35%
対計画比	84.51%	—	75.33%	—	67.33%	—

② 介護予防・日常生活支援サービスの状況

ア. 総合事業訪問介護サービス費

(単位:人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問型サービス	3,187	3,110	3,136
訪問型サービスB	—	—	36

イ. 総合事業通所介護サービス費

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度
通所型サービス	3,858	4,046
通所型サービスA	63	69
通所型サービスB	650	310

③ 一般介護予防事業の状況

(単位:回、人)

区 分		開催回数(回)		参加者延人数(人)	
		R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
普及啓発事業	相談会イベント等	16	9	231	82
	介護予防教室等	33	10	196	85
地域介護予防 活動支援事業	サロン支援	0	0	0	0
	地域活動組織の 育成及び支援	0	0	0	0

(5) 介護サービス提供事業者の状況（令和4年8月1日現在）

① 居宅介護サービス

在宅で生活しながら、利用できる介護サービス。

(ア) 訪問介護（備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	スルガケアサービス熱海事業所	総合事業
2	中島介護サービスセンター	総合事業
3	熱海市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	総合事業
4	訪問介護事業所 海光園	総合事業
5	伊豆ケアサービス	総合事業
6	ヘルパーステーション熱海伊豆海の郷	総合事業
7	ライブリーケア中銀熱海	総合事業
8	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
9	伊豆おはな	総合事業
10	ケアサポートだいたい	
11	訪問介護事業所ひまわり	総合事業
12	ミモザヘルパーステーション熱海	
13	東部ヘルパーステーション	

(イ) 訪問入浴介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター伊豆	介護予防
2	訪問入浴サービス ゆらっくす	介護予防

(ウ) 訪問看護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	訪問看護ステーション ゆらっくす	介護予防
2	中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーション そよかぜ 熱海サテライト	介護予防
3	あすか訪問看護ステーション	介護予防
4	K's 訪問看護ステーション	介護予防
5	(医) 新光会 熱海訪問看護ステーション	介護予防

(エ) 訪問リハビリテーション（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	国際医療福祉大学熱海病院	介護予防
2	熱海所記念病院 訪問リハビリテーション事業所	介護予防
3	さくら醫院 訪問リハビリテーション	介護予防

(オ) 通所介護（備考欄の「地域密着型」は地域密着型通所介護事業所、「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	スルガケアサービス AMBIKあたま	総合事業
2	姫の沢荘 デイサービスセンター	総合事業
3	通所介護事業所 海光園	総合事業
4	アロー福祉企画 オレンジ・デイ	地域密着型・総合事業
5	デイサービスセンター 熱海伊豆海の郷	総合事業
6	伊豆介護センター クラシオンカフェ熱海	地域密着型・総合事業
7	伊豆介護センター クラシオンデポルテ熱海	総合事業
8	椿 デイサービス	地域密着型
9	まりんデイサービスセンター	総合事業
10	悠々の庵 泉	総合事業
11	悠々の庵 絆（悠々の庵 泉サテライト事業所）	
12	あたま翔裕館	総合事業
13	サロンシップ アジア	地域密着型
14	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
15	伊豆介護センター フルーツ熱海	総合事業
16	ライプリーデイ中銀熱海	総合事業
17	通所介護事業所 なぎ日和	地域密着型
18	通所介護事業所 こまち	地域密着型・総合事業
19	デイサービス 誉	地域密着型・総合事業
20	通所介護事業所 なぎ日和2号館	地域密着型・総合事業
21	デイサービス 木蓮	地域密着型・総合事業
22	中島介護サービスセンター デイサービス ほほえみ	地域密着型・総合事業
23	ゴールドケア デイサービスセンター	地域密着型・総合事業
24	まごころデイサービス エミディオ	総合事業
25	通所介護事業所ひまわり	総合事業

(カ) 通所リハビリテーション

備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	(医) ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	介護予防
2	(医) 「静寿会 介護老人保健施設 菜の花	介護予防
3	(医) 紀真会 服部医院 通所リハビリテーション	介護予防

(キ) 短期入所生活介護

備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	特別養護老人ホーム姫の沢荘	
2	短期入所生活介護 熱海伊豆海の郷	介護予防
3	短期入所生活介護事業所 海光園	
4	中銀ケアホテル	

(ク) 短期入所療養介護

備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	介護予防
2	静寿会 介護老人保健施設 菜の花	介護予防

(ケ) 特定施設入居者生活介護

備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	ネオ・サミット湯河原	介護予防
2	ベストライフ熱海	介護予防
3	中銀ケアホテル	介護予防
4	有料老人ホーム 熱海ゆとりあの郷	介護予防
5	ぽっかぽか・熱海館1号館	介護予防
6	有料老人ホーム フレンズ南熱海	介護予防
7	ケアハウス 熱海伊豆海の郷	介護予防
8	養護老人ホーム 熱海伊豆海の郷	介護予防

(コ) 福祉用具貸与及び販売

備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	介護ショップ ミズタニ	介護予防
2	福祉用具フタバ	介護予防
3	あたま1ばん	介護予防
4	ライプリーメイト中銀熱海	介護予防
5	東部レンタルサービス ※ 販売のみ実施。	介護予防

(サ) 居宅介護支援

No.	事業所名
1	居宅介護支援事業所 熱海・あおいホームケアサービス
2	居宅介護支援事業所 熱海伊豆海の郷
3	ライブリーケア中銀熱海
4	居宅介護支援事業所 みらい
5	熱海市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
6	伊豆ケアサービス
7	居宅介護支援事業所 つなぐケア
8	悠々の庵 栄
9	中島介護サービスセンター
10	伊豆介護センター熱海
11	姫の沢荘 居宅介護支援事業所
12	ぽっかぽか・ハートケア熱海
13	アイルケア熱海営業所
14	スルガケアサービス熱海事業所
15	あいらいふ 在宅支援センター
16	居宅介護支援事業所 木蓮
17	まりん 居宅介護支援事業所
18	居宅介護支援事業所 ゆり

② 地域密着型サービス

高齢者等が住み慣れた地域で日常生活をおくり続けるために、地域の特性やニーズに合わせた介護サービス。原則として、他の市区町村の住民は受けられない。

(ア) 認知症対応型共同生活介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	スルガケアサービス グループホーム AMBIK	介護予防
2	中島介護サービスセンター グループホーム すまいる	介護予防
3	伊豆介護センター クラシオン熱海	介護予防
4	あたま翔裕館	介護予防
5	グループホームのどかの家 熱海	介護予防
6	愛の家グループホーム熱海水口	介護予防
7	けあビジョンホーム熱海	介護予防

(イ) 地域密着型通所介護

備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	アロー福祉企画 オレンジ・デイ	総合事業
2	伊豆介護センター クラシオンカフェ熱海	総合事業
3	椿 デイサービス	総合事業
4	サロンシップ アジア	総合事業
5	通所介護事業所 なぎ日和	総合事業
6	通所介護事業所 こまち	総合事業
7	デイサービス 誉	総合事業
8	通所介護事業所 なぎ日和2号館	総合事業
9	デイサービス 木蓮	総合事業
10	中島介護サービスセンター デイサービス ほほえみ	総合事業
11	ゴールドケア デイサービスセンター	総合事業

(ウ) 小規模多機能型居宅介護

備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	ミモザ熱海湯庵	介護予防

(エ) 夜間対応型訪問介護

備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。

No.	事業所名	備考
1	伊豆介護センター熱海	介護予防

③ 施設介護サービス

施設に入所して利用するサービス。常時介護や療養が必要な人やリハビリテーションが必要な人が、施設入所してサービスを受けるもの。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業所名	床数
(福)熱海いでゆの園 特別養護老人ホーム姫の沢荘	50
(福)海光会 特別養護老人ホーム海光園	80
(福)湖成会 特別養護老人ホーム 熱海伊豆海の郷	100

【サービス内容】

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等の提供を受ける。

(イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）

事業所名	床数
(医)静寿会 介護老人保健施設 菜の花	82
(医)ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	100

【サービス内容】

病気やけが等の治療後、機能訓練等を必要とする方が入所し、医学的管理下において介護、看護、リハビリテーション等の提供を受ける。

(ウ) 介護療養型医療施設・介護医療院

該当事業所無し。

【サービス内容】

長期の療養に対応した医療、看護及びリハビリテーション等や日常生活上の介護について一体的に提供する。

④ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、総合的な相談窓口の開設や、介護、福祉及び医療等の様々なサービスを適切に利用するための支援等、高齢者の生活を包括的に支援する役割を担う。

No.	事業所名
1	熱海高齢者相談センター
2	南熱海高齢者相談センター
3	泉・伊豆山高齢者相談センター

(6) 任意事業の実施状況

任意事業は、高齢者の在宅生活を支援するために必要なサービスの提供を行う事業。サービス内容については以下のとおり。

① 介護給付費等費用適正化事業

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等を実施する。

② 家族介護支援事業（家族介護用品支給事業）

要介護認定が3～5の紙おむつを常時必要とする在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えられる金券を支給して高齢者の在宅支援と介護者の負担の軽減を図っている。

③ その他の事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う事業を実施する。(第2章参照)

(イ) 認知症サポーター養成事業

認知症になっても安心して暮らせる街を目指し、認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症を正しく理解してもらい、できる範囲で手助けできるよう支援していく事業を実施する。

(ウ) 在宅高齢者等給食サービス事業

栄養改善が必要な高齢者に対し配食サービスを手段として活用し、安否確認を行い、自立した生活を継続できるように支援を行う事業を実施する。

(エ) 住宅改修費支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う事業を実施する。

(オ) 在宅生活安心システム推進事業

ひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与することにより、災害・急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行う事業を実施する。

(7) 介護保険料の賦課の状況

① 保険料の算定基準 (令和3年度～令和5年度)

所得段階	該当者	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	20,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	33,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階又は第2段階以外の人	47,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	60,400円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で上記以外の人	67,200円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	80,600円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	87,300円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	100,800円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	114,200円
第10段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	120,900円
第11段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	127,600円
第12段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	134,400円

② 所得段階別被保険者数

【令和4年3月31日現在】

所得段階	年間保険料	被保険者数（人）	各段階の割合（％）
第1段階	20,100円	3,180	19.0
第2段階	33,600円	1,705	10.2
第3段階	47,000円	1,696	10.1
第4段階	60,400円	1,430	8.5
第5段階	67,200円	1,523	9.1
第6段階	80,600円	2,794	16.7
第7段階	87,300円	2,391	14.1
第8段階	100,800円	1,021	6.1
第9段階	114,200円	543	3.2
第10段階	120,900円	179	1.1
第11段階	127,600円	120	0.7
第12段階	134,400円	198	1.2
計		16,780	100.0

(8) 介護保険料の減免について

① 趣旨

低所得等の理由により、保険料を納付することが困難と認められた65歳以上の人（第1号被保険者）について、保険料の減額又は保険料の納付の免除（以下「減免」という。）を行う制度。

② 減免対象者

ア 第1号被保険者又はその世帯の生計維持者が、震災、風水害、火災その他災害により、財産に著しい損害を受けた場合。

イ 第1号被保険者の世帯の生計維持者が、死亡及び心身の重大な障害等により収入が著しく減少した場合。

ウ 第1号被保険者の世帯の生計維持者が、廃業、休業及び失業等により、収入が著しく減少した場合。

エ 保険料の所得段階において、第1段階から第3段階までの保険料を納める第1号被保険者の中で、下記の要件にすべて該当している人。

- ・世帯全員の市民税が非課税であること。
- ・市民税課税者に扶養されていないこと。
- ・市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ・資産を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。

- ・介護保険料の滞納がないこと。(分割納付の誓約が履行されていること。)
- ・年間収入が生活保護基準の1.2倍以下であること。
- ・預貯金等が100万円以下であること。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者(令和3年度)

【根拠法令等】

熱海市介護保険条例(平成12年熱海市条例第13号)

熱海市介護保険事業に関する規則(平成13年熱海市規則第33号)

① 減免対象者数 (単位:人、円)

減免理由	令和元年度	令和2年度	令和3年度
災害(火災等)	2	2	1
災害(東日本大震災被災者)	3	3	3
令和3年7月伊豆山土砂災害	-	-	36
死亡・重大な障害等	0	0	0
廃業・休業・失業等	0	0	0
低所得	2	1	1
新型コロナウイルス感染症	-	80	4
その他	1	0	0
合計	8	86	45
減免額	161,900	5,371,450	1,567,350

令和3年度については、令和3年7月伊豆山土砂災害被災者に対する第1号被保険者の保険料について減免を行った。また、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者の保険料について減免を行った。

(9) 介護保険給付費準備基金の状況

① 基金の目的

介護保険事業特別会計では中期にわたる財政収支の均衡を図り、健全な運営を行う必要があるため、決算上、剰余金が生じた場合等には剰余金を積み立て、保険給付費の見込み誤りや保険料収納率の悪化等により保険給付費に不足が生じた場合には、財源不足を補うことを目的として当該基金を設置している。

② 基金の状況 (単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
積立額	120,052	108,792	108,615
取り崩し額	17,976	8,255	0
積立額累計	524,898	625,435	734,050

※各年度末現在の状況。

第 8 章

健 康

第8章 健 康

1. 母子保健事業

(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

【目 的】 妊婦を早期に把握し、必要な時期に保健指導や健康診査を行うことにより母子保健についての正しい知識の周知を徹底させる。

妊娠中から分娩・産褥期・乳幼児期の記録を残すことで、一貫した健康管理を行う。

【対 象 者】 妊娠した者及び妊娠の届出をした者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

① 母子健康手帳、妊婦健康診査受診票交付状況

種 類	発行場所 いきいき プラザ
母子健康手帳	97
妊婦健診（初回）	90
妊婦健診（2回目）	91
妊婦健診（3回目）	92
妊婦健診（4回目）	94
妊婦健診（5回目）	95
妊婦健診（6回目）	96
妊婦健診（7回目）	97
妊婦健診（8回目）	97
妊婦健診（9回目）	97
妊婦健診（10回目）	97
妊婦健診（11回目）	98
妊婦健診（12回目）	98
妊婦健診（13回目）	98
妊婦健診（14回目）	98

超音波検査①	94
超音波検査②	95
超音波検査③	98
超音波検査④	98
血液検査	98
血算検査	98
GBS検査	98

② 新生児聴覚スクリーニング検査受診票・乳児健康診査受診票交付状況

	新生児聴覚 スクリーニング	4か月児健康診査	10か月児健康診査
交付数	99	110	117

<参考> 出生数 88人（令和3年4月～令和4年3月）

【根拠法令等】 母子保健法 第15条、第16条

(2) 母子健康診査

① 妊婦健康診査

【目的】 妊婦が妊娠中に定期的に健康診査を受診し、急激な母体の変化による異常の早期発見、胎児異常の発見及び異常出産・未熟児発生の予防等のため、適切な保健指導が受けられるよう、健康診査を実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図る。また、産後においては産褥期の異常を早期に発見でき、適切な治療などの対応ができる。

【対象者】 妊婦および産婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

※妊産婦健康診査受診状況 () 内償還払い受診者再掲

健診の種類	受診券交付者	受診者	受診率(%)
初回	90	88 (8)	97.8
2回目	91	85 (10)	93.4
3回目	92	82 (8)	89.1
4回目	94	88 (7)	93.6
5回目	95	86 (5)	90.5
6回目	96	90 (7)	93.8
7回目	97	89 (8)	91.8
8回目	97	87 (8)	89.7
9回目	97	84 (7)	86.6
10回目	97	83 (9)	85.6
11回目	98	78 (10)	79.6
12回目	98	65 (8)	66.3
13回目	98	59 (6)	60.2
14回目	98	39 (3)	39.8
超音波①	94	86 (10)	91.5
超音波②	95	86 (7)	90.5
超音波③	98	86 (8)	87.8
超音波④	98	81 (10)	82.7
血液検査等	98	86 (7)	87.8
血算検査	98	65 (10)	66.3
GBS	98	81 (10)	82.7
新生児聴覚スクリーニング	99	74 (8)	74.7
産婦健診1回目	98	60 (5)	61.2
産婦健診2回目	98	82 (10)	83.7

※ 妊婦健康診査実人員及び延人員

実人員	94
延人員	1,084

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

② 新生児聴覚スクリーニング検査

【目的】 新生児期における聴覚障害の早期発見及び療養の推進を目的とする

【対象者】 生後1か月未満の新生児

【実施主体】 熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】 対象者数：88 実施数：74

※検査別実施者数（ ）内償還払い受診者再掲

	A A B R	O A E
パス(Pass)	68 (5)	6 (3)
要再検(Refer)	0 (0)	0 (0)
合計	68 (5)	6 (3)

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

③ 乳児健康診査

【目的】 身体発育・発達、精神発達、栄養状態等を総合的に診断し、乳児の健康保持増進を図る。

乳児期の疾病や障害を早期に発見し、確実な治療に結び付ける。

【対象者】 4か月児及び10か月児

【実施主体】 熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	対象者数	受診者数	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
4か月児	87	85	97.7	69	6	5	5
10か月児	89	83	93.3	61	15	0	7

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

④ 幼児健康診査・歯科健康診査

ア. 1歳6か月児健康診査・歯科健康診査

【目的】 幼児初期の身体発育・精神発達面で、歩行や言語発達等の標識が容易に得られる1歳6か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等障害をもった児童を早期に発見し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立・う歯の予防・幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、健康の保持・増進を図る。

【対象者】 1歳6か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
91	93	102.2	53	40	0	0

※ 健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
91	93	102.2	88

むし歯り患状況

受診者	異常なし	むし歯り患者	り患率(%)
93	93	0	0

【根拠法令等】 母子保健法 第12条

イ. 2歳児歯科健康診査

【目的】 むし歯予防についての知識の普及（生活指導、食事指導を含む）、及び具体的方法の指導を行うことにより、歯科保健の大切さに気づいてもらう機会とする。1歳6か月児健康診査での経過観察児に対して保健指導等を行い、疾病や障害を早期に発見するとともに、保育者に対して適切な支援をする。

【対象者】 2歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
100	89	89.0	86

むし歯り患状況

受診者	異常なし	むし歯り患者	り患率(%)
89	88	1	1.1

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

ウ. 3歳児健康診査・歯科健康診査

【目的】 身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して総合的な健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見とともに、保育者への適切な指導及び育児支援を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

【対象者】 3歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
90	86	95.6	49	26	1	10

※ 健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
90	86	95.6	82

むし歯り患状況

受診者	異常なし	むし歯り患者	り患率(%)
86	78	8	9.3

【根拠法令等】 母子保健法 第12条

(3) 母子健康相談

① 7～8か月児相談

【目的】 乳児の発育・発達、並びに栄養摂取状況や保育環境について確認し、健康増進と疾病予防に必要な知識を提供する。

保育者の育児不安を解消し、乳児の健全な発育・発達を支援する。

【対象者】 7～8か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

対象者	受診者	受診率(%)
86	76	88.4

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条、第14条

② 乳幼児相談

【目的】 育児、疾病予防、健康増進についての悩みや問題を個別に相談できる機会とし、育児不安を解消させる。保育者が、離乳食から幼児期までの食生活や、生活習慣に関する情報を得て、乳幼児の栄養と発育、疾病予防等に努められるように促す。乳幼児健康診査で発育・発達や養育に関して問題のあった児を継続的に観察し、保育者に適切な支援をする。

【対象者】 乳幼児及び保育者

乳幼児健康診査で経過観察が必要な児及び保育者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 月(年)年齢定例乳幼児相談

0～5か月	6～11か月	1～2歳	3歳	4歳以上	総数	回数	人/回
35	45	63	6	1	150	24	6.3

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

③ 2歳6か月児歯科相談

【目的】 むし歯予防に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持増進を図る。

【対象者】 2歳6か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	フッ化物塗布実施者
110	85	77.3	82

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

④ 乳幼児健康診査事後相談

【目的】 各健康診査において、とくに精神発達に観察が必要な児について、疾病の予防や早期発見をし、家族への適切な助言、育児支援を行う。また、保育者への適切な助言を行うことにより、幼児の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

【対象者】 幼児健診において発達に問題があると思われる児とその保護者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 各園への巡回相談（延）19園、個別相談（心理相談）2名

【根拠法令等】 母子保健法 第9条

⑤ 親子のふれあい教室（コアラ会）

【目的】 こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【対象者】 ・発達に問題があると思われる幼児とその親
 ・家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
 ・親子関係に改善が必要と思われる幼児とその親

【実施主体】 熱海市（社会福祉課 子育て支援室）

【事業実績】 実績結果

対象児実人員 23人 参加児（対象外児も含む）実人員 25人

開催回数 10回/年（※8月9月は中止）

参加延人員

参加者内訳	対象児	対象外	合計	個別指導 (人)
延人員	48	3	51	2

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

⑥ 目の相談会 in 熱海

【目的】 健診、相談事業において目に関して心配な児に対し、専門職に相談し、必要時医療へつなげるよう支援する。

【対象者】 視力や斜視など目について相談のある児及び保護者

【実施主体】 熱海市（健康づくり課）・静岡県立沼津視覚特別支援学校

【事業実績】 実施なし

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

(4) 母子健康教育

① 両親学級・パパママクラス

【目的】 健康な赤ちゃんを産み育てるために、妊娠中を健康に過ごし、育児について積極的に考える姿勢をつくる。

【対象者】 妊婦とその夫、及び家族

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加状況

妊 婦		夫 参加者	家族 参加者	妊婦参加率 (%)
対象者	参加者			
初産 40	25	29	6	62.5
経産 50	10			20.0

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条、14条

② 育児学級（通称名：びよびよ教室）

【目的】 育児についての疑問・不安を解消でき、子供の健全な成長発達を促す学習の場とする。

【対象者】 生後3～4か月の乳児と家族

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加状況

対象者	参加者	参加率(%)
86	42	48.8

【根拠法令等】 母子保健法 第9条 母子保健指導事業（集団教育）

(5) 母子訪問指導

【目的】

- ① 妊婦訪問指導 … 妊娠に伴う症状や不安を軽減するため、訪問指導を実施する。
- ② 産婦訪問指導 … 出産後の母体の回復を促すため、訪問指導を実施する。
- ③ 新生児（乳児）訪問指導 … 発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。
- ④ 乳幼児訪問指導 … 発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。

【対象者】

- ① 妊婦訪問指導 … 妊婦健診の結果「貧血」、「体重増加が著明」、「血圧が高い」、「浮腫がある」の症状があるが、安静が必要なため来所できない人。若年（20歳未満）。母子手帳を発行した時期が妊娠7か月以降の人。

- ② 産婦訪問指導 … 熱海市に住民登録のある産婦。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する産婦。
- ③ 新生児（乳児）訪問指導… 熱海市に住民登録のある児。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する児。
- ④ 乳幼児訪問指導 … 発育・発達の状態について観察を要する児（未熟児も含む）。各種相談・健診が未受診で、来所できない児。家庭環境等確認する必要がある児。親の精神的フォローが必要とされる児。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

※対象者別訪問指導件数（延べ人数）

総訪問人数	妊産婦	乳 児	幼 児	家族計画	その他	訪問世帯数
360	127	131 (11)	33	0	69	129

() 内は新生児再掲

※乳幼児月齢（年齢）別訪問人数（延べ人数）

月 齢	訪問人数	月 齢	訪問人数
1か月児（～30日） （新生児～28日）	11 (11)	8か月未満（211日～240日）	0
		9か月未満（241日～270日）	0
2か月未満（31日～60日）	77	10か月未満（271日～300日）	0
3か月未満（61日～90日）	18	11か月未満（301日～330日）	0
4か月未満（91日～120日）	13	12ヶ月未満（331日～360日）	0
5か月未満（121日～150日）	3	1～2歳児	23
6か月未満（151日～180日）	5	3歳以上	10
7か月未満（181日～210日）	4	合計	164

※平成17年度より未熟児訪問指導は県より移譲されています。

※熱海市では出生体重が2500g未満も児を未熟児訪問の対象としています。

(令和3年度 実数14 延数14)

【根拠法令等】 母子保健法 第10条、第11条、第14条、第17条

(6) 歯科保健推進事業（一部再掲）

① 歯科健康診査・フッ化物塗布事業（幼児健診・相談）

【目 的】 乳幼児健診・相談時に歯科診察を行い口腔内の衛生状態を確認すると共にフッ化物を塗布することにより、乳幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。また、噛み方などの食生活・歯磨きの方法など総合的な歯科保健行動を指導する。

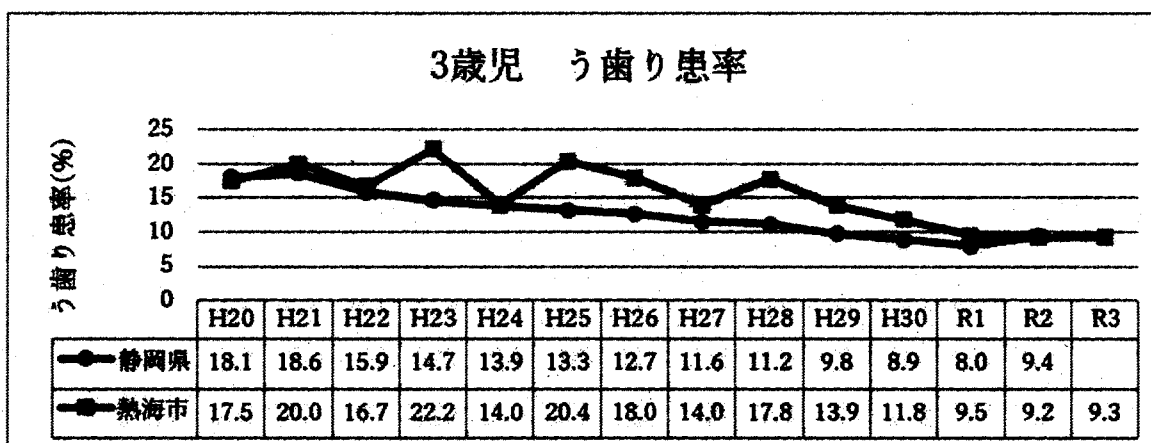
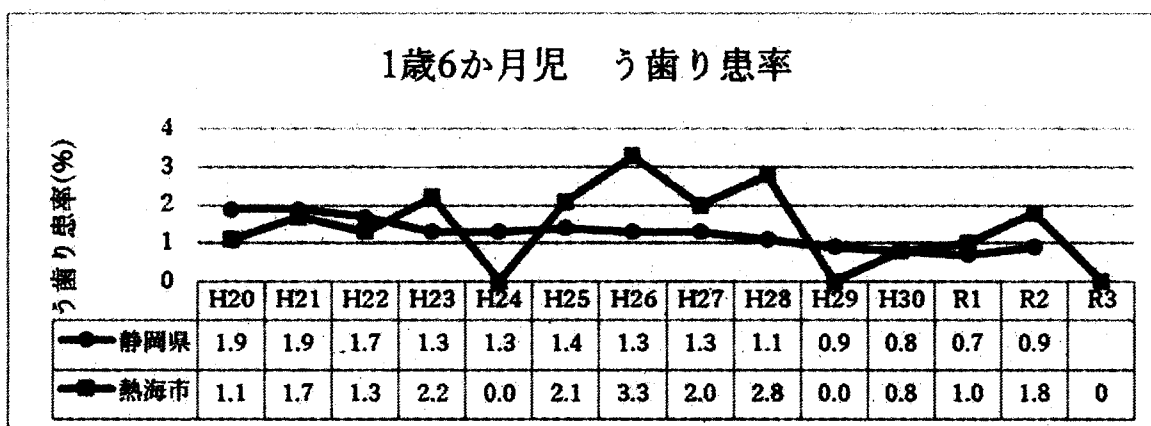
【対 象 者】 1歳6か月児健康診査対象者（フッ化物塗布開始 平成15年4月）

- 2歳児歯科健康診査対象者 (フッ化物塗布開始 平成15年4月)
- 2歳6か月児歯科相談対象者 (フッ化物塗布開始 平成15年10月)
- 3歳児健康診査対象者 (フッ化物塗布開始 平成16年4月)

【事業実績】

	対象者	受診者	受診率 (%)	フッ化物塗布実施者	塗布率 (%)
1歳6か月児健康診査	91	93	102.2	88	94.6
2歳児歯科健康診査	100	89	89.0	86	96.6
2歳6か月児歯科相談	110	85	77.3	82	96.5
3歳児健康診査	90	86	95.6	82	95.3

<参考資料 各歯科健診う歯罹患率>



【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

② 妊婦歯科健康診査

【目的】 う歯になりやすい妊娠初期に歯科健診を行うことにより、妊婦自身と胎児のう歯の発生を防止する。

【対象者】 熱海市に住民登録のある妊婦

【実施主体】 熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】 対象者：98名 実施者：22名 受診率：22.4%

【根拠法令等】 母子保健法第9条・第10条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第6条

③ 1歳児歯磨き教室

【目的】 乳歯のはえ始めの時期に歯磨きの基本を学び、う歯の発生を予防する。

【対象者】 1歳児の保護者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 12回開催

対象者：83名 実施者：32名 受診率：38.6%

【根拠法令等】 母子保健法第9条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第6条

(7) 母子健康包括支援センター「すくすく」事業

① 産後サポート事業（母乳相談事業「おっぱい相談会」）

【目的】 乳児の栄養は母乳が基本であるが、授乳についての悩みを抱える産婦も多い。また、母自身の病気や復職などの理由で母乳から人工乳へ切り替えたいという相談も多い。専門職である助産師等に気軽に相談できる場を設け、同じ悩みを持つ仲間と集える場を提供することを目的とする。

【対象者】 ①母乳育児に対し相談や不安のある産婦とその赤ちゃん

②卒乳に関し相談や不安がある母子

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 年24回開催 利用人数：17人（延べ人数）

【根拠法令等】 母子保健法 第22条

② 産後サポート事業（親支援プログラム「BPプログラム」）

【目的】 0歳児を初めて育てる母親が、子育ての仲間ができ、育児の不安が解消されストレスを軽減することができる。また、少し先を見通した育児知識を得られることによって、安定した子育てを行なうことができる。

【対象者】 ① 生後2～5か月の児を持つ母。但し第1子。

② 各教室定員10組

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 春教室：5～6月 秋教室：11～12月 各4回コース

	春教室	秋教室
対象者数	7	16
参加人数（実人数）	3	8
参加人数（延べ人数）	9	29

【根拠法令等】 母子保健法 第22条

③ 保養型産後ケア事業（ホテルでリフレッシュママ）

【目的】 妊娠や分娩によってゆがんだ骨盤を正常な位置に戻し、肩こり・腰痛・冷え性などの症状を予防するとともに、自分の身体と向き合う時間を持ち、助産師が母親の相談にのることで不安やストレスの軽減を図る。

【対象者】 産後2～6カ月の母親とその子ども

【実施主体】 熱海市（実施施設：ホテルニューアカオ）

【事業実績】 年2回開催（※4回中止）利用者数：9人

【根拠法令等】 母子保健法 第17条の2

④ 療養型産後ケア事業

【目的】 出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が産科医療機関等でショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）を利用し、出産後の母体の保護と育児能力の向上を目的とする。

【対象者】 ・4か月未満の乳児とその母親
・育児に不安があるが、家族等の支援が得られない母子
・医療行為が必要ない母子

【実施主体】 熱海市

（実施施設） ・上山レディースクリニック ・伊東市民病院
・JCHO三島総合病院 ・桃太郎助産院 ・鈴富助産院

【事業実績】

		上山 レディース クリニック	伊東市民 病院	JCHO三島 総合病院	桃太郎 助産院	鈴富 助産院
ショート ステイ（宿泊）	実人数（人）	0	2	0	4	
	延人数（人）	0	2	0	5	
	利用日数	0	7	0	11	
デイケア （日帰り）	実人数（人）	0	0	0	0	
	延人数（人）	0	0	0	0	
訪問型	実人数（人）				1	0
	延人数（人）				1	0

【根拠法令等】 母子保健法 第17条の2

⑤ 妊娠期電話相談

【目的】 妊娠中からの不安を軽減し、安心して出産に臨み、赤ちゃんを迎えることができることを目的とする。

【対象者】 妊娠後期22週以降の妊婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実人員50人

【根拠法令等】 母子保健法 第22条

(8) あたみっ子出産応援金支給事業

【目的】 妊娠、出産に係る保護者の経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備するもの

- 【対象者】 1) 申請時に住民基本台帳に記録があり、出産後も引き続き居住する意思のある妊婦
2) 申請時に妊娠2週以降出産日前日までに申請した妊婦
3) 出産予定日において本市に住所を有する見込みのある妊婦
4) 生活保護を受けていない方

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 申請者数 82件 ※本事業は令和2年度より開始

【根拠法令等】 母子保健法 第22条

(9) マタニティ・サポート事業

【目的】 妊婦が安心して妊娠及び出産ができるよう、出産時の移動に際して救急自動車で産院等までの搬送を行うもの

- 【対象者】 1) 住民基本台帳に記録されている妊婦
2) 当市に里帰りし、出産を迎える妊婦で搬送時に当市に居住している妊婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 ※本事業は令和2年度から開始

登録ができる対象者数	98人
利用登録者数	63人
利用登録率	64.3%
利用者数	11人
利用率	17.5%

【根拠法令等】 母子保健法 第22条

(10) 不妊治療費助成事業

① 特定不妊治療費助成事業

【目的】 特定不妊治療費助成金は、経済的な問題から不妊治療をあきらめてしまう夫婦を支援するために、特に費用が高額になる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について治療費の一部を助成するものである。

なお、平成28年度より特定不妊治療に男性不妊治療(体外受精・顕微授精の治療に至る一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を含む。

【対象者】 夫又は妻が熱海市民であり、特定不妊治療を行おうとする夫婦で第2子までを対象。治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満とする。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

申請者の年齢と人数及び延べ回数

30歳以下	0
31～35歳	1
36～40歳	6
41～45歳	2
申請をした人数	9
申請延べ回数	14

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

② 一般不妊治療費助成事業

【目的】 一般不妊治療費助成金は、経済的な問題から不妊治療をあきらめてしまう夫婦を支援するために、費用が高額になる一般不妊治療（人工授精）について治療費の一部を助成するものである。

【対象者】 夫又は妻が熱海市民であり、一般不妊治療については、治療期間の初日の妻の年齢が40歳未満とし、不育治療については、治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満とする。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

申請者の年齢と人数及び延べ回数

30歳以下	2
31～35歳	3
36～40歳	3
41～45歳	0
申請をした人数	8
申請延べ回数	10

治療内容の内訳

薬物療法	4
タイミング療法	6
人工授精	3
不育治療	1

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

2. あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診

(1) あたみ国保特定健診・特定保健指導

【目的】 メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を抽出し、早期の段階で適切な保健指導を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むように行動変容を促す。

【対象者】 特定健診：熱海市国民健康保険に加入する40歳～74歳
特定保健指導：特定健診を受診しメタボリックシンドローム及び予備群に該当する者

【実施主体】 熱海市国民健康保険

【事業実績】

	対象者数	実施者数	実施率 (%)
特 定 健 診	8,443	2,837	33.6
特定保健指導（動機付け支援）	175	40	22.9
特定保健指導（積極的支援）	61	10	16.4

【根拠法令等】 高齢者の医療の確保に関する法律

(2) フレイル健診

【目 的】 高齢者のフレイル状態を早期に発見し、受診後は介護状態にならないよう健康診査の結果を生かした保健事業に結び付ける。

【対 象 者】 後期高齢者医療に加入する75歳以上の者

【実施主体】 静岡県後期高齢者医療広域連合

【事業実績】

	対象者数	実施者数	実施率 (%)
健 康 診 査	9,268	2,726	29.4

【根拠法令等】 高齢者の医療の確保に関する法律

(3) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET! GET! 大作戦」）

【目 的】 国の定めた特定健診の目標受診率に達さない現状にあるなか、市民の健康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対 象 者】 熱海市の特定健康診査の受診資格がある69歳以下の者

【実施主体】 熱海市

【内 容】 受診をすると熱海ブランド A-PLUS 認定品1,000円相当がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

① 若い世代の受診率向上（子宮頸がん検診）

20～39歳の方は受診の確認ができたところで引換券を発送

② 全体（40～69歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】 ① 147人 ② 100人(申込者158人)

【根拠法令等】 熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第2期データヘルス計画）

(4) 重症化予防事業

① 慢性腎臓病CKD予防教室

【目的】 慢性腎臓病、及びその予備群の人を抽出し、早期の段階で適切な保健指導を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むよう促す。

【対象者】 令和3年度あたり国保特定健診受診者の中で、CKD重症度分類（CKD診療ガイド2012）の「黄」（e-GFRが45～59で尿蛋白が正常値、またはe-GFRが60以上で軽度蛋白尿）、「オレンジ」（e-GFRが30～44で尿蛋白が正常値、またはe-GFRが45～59のうち軽度蛋白尿、e-GFRが60以上で高度蛋白尿）と「赤」（e-GFRが30未満で尿蛋白が正常値、またはe-GFRが45未満で尿蛋白が（±）。または、e-GFRが60未満で尿蛋白が（+）以上。）に該当する者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 基本編：熱海市ホームページにて動画配信。案内通知を送ってから栄養編開催まで視聴し、自宅学習。栄養編：教室

教室開催	対象者数	参加者数	実施率（%）
6回	734	68	9.3

【根拠法令等】 健康増進法 第17条第1項

② 「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」の運用

【目的】 静岡県版糖尿病性腎症予防プログラムを基に、糖尿病性腎症を予防するために必要な取り組みおよび体制について検討し、令和2年3月に熱海市版糖尿病性腎症重症予防プログラムを作成し、新たな人工透析の実施阻止を目指す。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

① プログラムの事業評価「重症化予防にかかる戦略会議」の開催

新型コロナウイルス感染症の感染状況等の影響により未実施

② プログラムに沿ったハイリスク者の受診勧奨及び保健指導

ア. 対象者（ハイリスク者選定基準）

・慢性腎臓病（a）：104人

当該年度の健康診査において、検尿試験紙で尿蛋白2+以上 または eGFR が
下記に該当

eGFR 60ml/分/1.73m²未満（50歳未満） (20人)

eGFR 50ml/分/1.73m²未満（50歳以上70歳未満） (47人)

eGFR 40ml/分/1.73m²未満（70歳以上） (37人)

・糖尿病（b）：112人

当該年度の健康診査において、空腹時血糖126mg/dl（随時血糖200mg/dl）以上またはHbA1c 6.5%以上

・糖尿病性腎症：(a) (b) の両方を満たす者 (c) : 22人

イ. 受診勧奨

CKD 予防教室の案内で参加されなかった方の受診勧奨（レセプトで受診が確認出来ない方の電話連絡） ⇒ 次年度持ち越し

ウ. 保健指導

かかりつけ医より「保健指導依頼書」を受け実施した保健指導件数 3 件

【根拠法令等】 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（厚生労働省）

3. 健康増進事業

(1) 市民健診（がん検診等）

【目的】 疾病を早期に発見し、予防活動に努め、心身の健康を保持する。

【対象者】 熱海市に住民登録のある者で以下の年齢(年度年齢)に該当する者

- ①健康診査・・・・・・・・・・40歳以上の生活保護受給者
- ②肺がん検診・・・・・・・・・・40歳以上
- ③胃バリウム検診・・・・・・・・40歳以上
- ④胃カメラ検診・・・・・・・・50歳以上偶数年齢
- ⑤大腸がん検診・・・・・・・・40歳以上
- ⑥前立腺がん検診・・・・・・50歳以上の男性
- ⑦乳がん検診・・・・・・・・・・40歳以上偶数年齢の女性
- ⑧子宮頸がん検診・・・・・・20歳以上偶数年齢の女性
- ⑨骨粗しょう症検診・・・・40歳～70歳までの5歳刻みの年齢の女性
- ⑩歯周病検診・・・・・・・・・・40歳～70歳までの5歳刻みの年齢
- ⑪肝炎ウイルス検診・・・・40歳以上で肝炎ウイルス検診を受けたことが無い者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

①市民健診（がん検診等）の受診状況

年 度	令和2年度			令和3年度		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
① 健康診査	-	42	-	-	43	-
眼底検査（再掲）	-	-	-	-	-	-
② 肺がん検診	28,037	5,563	19.8	27,773	5,456	19.7
喀痰検査	-	127	-	-	97	-
③ 胃バリウム検診	28,242	477	1.7	27,934	553	2.0

④ 胃カメラ検診	12,365	415	3.4	12,464	570	4.6
⑤ 大腸がん検診	28,242	3,765	13.3	27,934	3,502	12.5
⑥ 前立腺がん検診	10,551	1,662	15.8	10,577	1,638	15.5
⑦ 乳がん検診	8,085	902	11.2	7,867	918	11.7
⑧ 子宮頸がん検診	9,090	807	8.9	9,026	841	9.3
⑨ 骨粗しょう症 検診	1,747	181	10.4	1,522	126	8.3
⑩ 歯周病検診	3,312	213	6.4	3,078	165	5.4
⑪ 肝炎ウイルス 検診	-	666	-	-	470	-

② 市民健診（がん検診等）令和2年度精密検査結果

（単位：人）

検診項目	受診者数	要精密検査者数	精密検査受診状況	
肺がん検診 （読影）	5,563	58	受診者数	47
			異常なし	14
			肺がん	8
			肺がんの疑い	2
			その他の疾患	16
			未確定	7
			未受診	5
未把握	6			
肺がん検診 （喀痰）	127	0	受診者数	0
			異常なし	0
			肺がん	0
			肺がんの疑い	0
			その他の疾患	0
			未確定	0
			未受診	0
未把握	0			
乳がん検診 （クーポン 検診含む）	902	75	受診者数	72
			異常なし	45
			乳がん	3
			乳がんの疑い	0
			その他の疾患	23
			未確定	1
			未受診	1
未把握	2			
胃バリウム検診	477	26	受診者数	22
			異常なし	6
			胃がん	1
			胃がんの疑い	0
			その他の疾患	15
			未確定	0
			未受診	0
未把握（未返送）	4			

胃カメラ検診	415	(当日精検実施済)	受診者数	35
		37 (後日精検実施)	異常なし	5
			胃がん	1
			胃がんの疑い	0
			その他の疾患	29
			未確定	0
			11	未受診
未把握(未返送)	12			
大腸がん検診	3,765	372	受診者数	221
			異常なし	90
			大腸がん	15
			大腸がん疑い	2
			その他の疾患	102
			未確定	12
			未受診	101
未把握(未返送)	50			
子宮頸がん検診 (クーポン検診 ・市外償還払い 検診含む)	807	14	受診者数	10
			異常なし	2
			子宮頸がん	0
			子宮頸がん疑い	1
			その他の疾患	6
			未確定	1
			未受診	0
未把握	4			
前立腺がん検診	1,662	139	受診者数	82
			異常なし	9
			前立腺がん	9
			前立腺がん疑い	37
			その他の疾患	19
			未確定	8
			未受診	46
未把握	11			

令和4年4月6日時点

③ 歯周病検診受診者状況

平成29年度より、対象年齢を10歳間隔から5歳間隔に変更。

対象者：40・45・50・55・60・65・70歳男女 3,078人

受診者：165人

受診率：5.4%

年齢	受診者数			結果内訳		
	男性	女性	計	要精密検査	要指導	異常なし
40歳	6	6	12	5	5	2
45歳	3	7	10	4	2	4
50歳	7	13	20	9	6	5
55歳	5	12	17	9	7	1
60歳	14	17	31	17	11	3

65歳	12	14	26	14	6	6
70歳	21	28	49	26	14	9
合計	68	97	165	84	51	30

④ 骨粗しょう症検診受診者状況

対象者 : 40・45・50・55・60・65・70歳女性 1,522人

受診者数 : 126人

受診率 : 8.3%

実施方法 : 手骨の骨塩定量における DXA 法、または CXD 法、DIP 法

年齢	受診者数	結果内訳		
		要精検者数	要指導	異常なし
40歳	3	0	0	3
45歳	6	0	1	5
50歳	12	0	3	9
55歳	9	0	1	8
60歳	20	8	1	11
65歳	33	11	4	18
70歳	43	18	2	23
合計	126	37	12	77

※ 判定基準 : 要精密検査=YAM80%未満、要指導=YAM80%以上90%未満

⑤ 肝炎ウイルス検診受診者状況

受診者内訳 : 節目年齢 62人 / 節目外年齢 408人

受診者数	B型の結果		C型の結果	
	陰性	陽性	陰性	陽性
470	467	3	466	4

令和3年度肝炎陽性者フォローアップ事業同意者数 : B型0人、C型0人

【根拠法令等】 健康増進法 第19条の2

(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

【目的】 市区町村が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

【対象者】 令和3年4月20日に熱海市に住民登録があり、下記条件に該当する女性
 <子宮頸がんクーポン検診>

生年月日 : 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ(21歳)の女性

<乳がんクーポン検診>

生年月日 : 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生まれ(41歳)の女性

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

子宮頸がんクーポン検診			乳がんクーポン検診		
対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
122	1	0.8	135	17	12.6

(3) 若年がん患者等支援事業

① 妊孕性温存治療支援

【目的】 将来子どもを産み育てることを望むがん患者に対し、妊孕性温存治療に要する費用を助成することにより、若年がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

【対象者】 子どもを持つことが難しくなる可能性がある治療を行う必要がある40歳未満の者

【事業実績】 0人

② 医療用補整具購入支援

【目的】 がん患者に対し、がん治療による外見変貌を補完する医療用補正具の購入に要する費用を助成することにより、がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする

【対象者】 がん治療に伴う脱毛又は乳房を切除したことにより、ウィッグ、乳房補正具が必要となった者

【事業実績】 12人

③ 在宅療養生活支援

【目的】 小児・若年がん患者の経済的負担の軽減を図り、在宅療養生活の質の向上に寄与することを目的とする。

【対象者】 がんの治療を目的とした治療を行わない40歳未満の者

【事業実績】 0人

(4) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康GET!GET!大作戦」）

【目的】 国の定めたがん検診の目標受診率に達さない現状にあるなか、市民の健康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対象者】 熱海市の市民健診の受診資格がある69歳以下の者

【実施主体】 熱海市

【内容】 受診をすると熱海ブランドA-PLUS認定品1,000円相当がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

① 若い年代の受診率向上（子宮頸がん検診）

20～39歳の方は受診の確認ができたところで引換券を発送

② 全体（４０～６９歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】 ① ８６人 ② ９１人（申込者：９１人）

（５）健康相談

① 総合健康相談

【目的】 心身の健康に関する一般的な事項について総合的な指導、助言を行い、自己の健康状態を見つめなおし、生活習慣の改善や、適切な受診ができるような支援をする。

【対象者】 市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
総合健康相談 （来所・電話等 随時相談）	83	83

【根拠法令等】 健康増進法 第１７条第１項

② 重点健康相談

【目的】 生活習慣病の予防、あるいは適切な受診、治療の継続をはかるため、自己の生活習慣を見つめ直し、改善できるよう支援していく。

【対象者】 ・生活習慣病予防に関する相談を希望する者
・特定健診、各種検診等で所見が見られた者
・骨粗鬆症等の疾病予防の相談を希望する者
・精神疾患患者等

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
高血圧	31	31
脂質異常症	56	56
糖尿病	151	151
歯周疾患	0	0
骨粗鬆症	0	0
女性の健康	0	0
病態別	0	0
総合	0	0
精神（思春期相談含む）	0	0
腎機能低下	7	7
合計	245	245

相談回数は相談を受けた日を計上している。

※国保ヘルスアップ事業（初島未受診者対策事業）等含む

【根拠法令等】 健康増進法 第17条第1項

（6）健康教育

① 一般健康教室（出前健康教室）

【目的】 地区・団体の要望に応じた健康に関する情報を提供することにより、疾病や正しい生活習慣について学習し、生活習慣の改善に役立てる。

【対象者】 町内会及び市民団体等

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

開催回数（回）	被指導延人員（人）
1	20

【根拠法令】 健康増進法 第17条第1項

② 重点健康教室（「狙え！正常値大作戦」）

【目的】 本市の死亡率、特に働く世代の死亡率の高さは県下ワーストのレベルにあり、これを改善するためには、特定健診による循環器疾患の早期発見・適正治療が不可欠である。

特定健診の結果から自身の健康状況を理解し、生活習慣病予防への意識の向上を目的に、継続的な支援が出来る教室を開催する。

【対象者】 特定健診の受診者で以下のいずれかに該当する人
（特定保健指導対象者は除く）

① 糖尿病予防 HbA1c 6.5%以上

② 高血圧予防 II度高血圧

（収縮期血圧160mm/Hg以上、または拡張期血圧100mm/Hg以上）

③ 脂質異常症予防 LDLコレステロール 180mg/dl以上

【内容】 教室内容

① 期間：4回1クール（4か月間）

② 講師：保健師（総括）、運動指導士（運動担当）、栄養士（栄養担当）

③ 評価：・ロコモガード等による身体機能測定

（継続した運動の習慣が身に付くよう支援）

・栄養アセスメント（食事面の行動変容の支援）

・教室開始日に立てた行動変容に向けた目標の達成を支援する。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

開催回数（回）	被指導延人員（人）
3 ※コロナで1回中止	25

【根拠法令】 健康増進法 第17条 第1項

(7) 訪問指導

【目的】 日常生活において保健指導が必要な者及びその家族に対し、健康問題を総合的に把握した上での必要な指導を行い、心身機能の低下予防と健康の保持増進を図る。

【対象者】 ・疾病予防のため、生活・食事面での指導が必要な者
 ・認知症や閉じこもり等の予防に関する指導が必要な者
 ・関係機関より訪問依頼があった者
 ・精神疾患における保健指導が必要な者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

指導内容	被訪問指導実人員	被訪問指導延人員
要指導者等	0	0
個別健康教育対象者	0	0
閉じこもり予防	0	0
認知症の者	0	0
精神疾患	2	5
その他	0	0
合計	2	5

【根拠法令等】 健康増進法 第17条第1項

(8) 健康づくり事業

① 熱海市健康づくり総合推進会議（設置規定：平成18年告示第100号）

【目的】 熱海市における総合的な健康づくりの方策について協議し、住民の健康増進を図る。

【委員等】 [委員] 17名 [定員] 20名以内

【任期】 令和3年6月29日から令和5年6月28日まで（2か年）

【実績】

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催せず、書面協議のみ実施

② 熱海市歯科保健推進会議（設置規定：平成25年告示第65号）

【目的】 熱海市歯科保健計画の円滑な推進について協議し、歯や口の健康づくりを効果的に進める。

【委員等】 [委員] 12人 [定員] 18人

【任 期】 令和3年7月6日から令和5年7月5日まで

【実 績】

会 議	開催日	内 容
第 1 回	(書面会議)	1. 熱海市歯科保健計画及び歯科保健推進会議について 2. 令和2年度歯科保健事業報告について 3. 会長及び副会長の選出について 4. 令和3年度歯科保健事業実施計画について 5. 熱海市の歯科保健にかかる普及啓発について 6. 熱海市や静岡県の歯科保健推進について
第 2 回	(書面会議)	1. 令和3年度第1回歯科保健推進会議(書面)報告 2. 令和3年度歯科保健事業実施状況について 3. 令和4年度歯科保健事業実施計画について

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催せず、書面協議のみ実施

③ 健康増進プラン推進事業(平成25年度～平成34年度)

【目 的】 「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を実現するため、一人一人が取り組むことができるよう、様々な団体と連携を取りながら、健康づくりの環境整備、健康情報の伝達を行う。

【対 象 者】 市民

【事業実績】

ア. 健康診査受診勧奨の取り組み

- ・ 広報あたま、市内新聞等による呼びかけ
- ・ 市内各所(市役所内、医師会・薬剤師会・歯科医師会の協力、市内スーパー等の協力)でのポスター掲示

イ. 共食の推進「^{ゼロ}0のつく日は^{みんな}家族でご飯」事業の実施

- ・ マックスバリュ レシート広告掲載(6月)
- ・ 市民健診受診券発送時の封筒に印字(5月下旬発送)
- ・ 「もっと!家族でご飯をおいしくするレシピ(減塩レシピ)」の作成

ウ. 家庭におけるフッ化物洗口推進の取り組み

- ・ ポスター掲示とチラシ配布
- ・ 幼稚園・保育園卒園児に対し、啓発グッズの配布
- ・ 小学校低学年へ事業実施の勧奨はがきを送付

【根拠法令】 健康増進法 第4条

④ 健康まつり

【目 的】 「熱海市健康増進計画」の推進の一環とし、「健康づくりの普及・啓発」を目的に、各関係団体との連携・協働を図り、情報発信の場として開催する。

【対 象 者】 市民

【実施主体】 熱海市健康まつり実行委員会

- ・熱海市医師会
- ・熱海市歯科医師会
- ・熱海市地区薬剤師会
- ・熱海市健康づくり推進委員連絡会
- ・静岡県結核予防婦人会熱海支部
- ・熱海市健康づくり食生活推進協議会
- ・静岡県看護協会熱海地区支部
- ・MOA自然農法の会
- ・熱海健康福祉センター（保健所）・熱海市

【開催概要及び内容】

新型コロナウイルス感染症の感染症の影響により中止

(9) 栄養改善事業

① 胎児期（母性）・乳幼児期における栄養相談・一般栄養指導

【目的】

胎児期・・体を取り巻く生活環境は複雑化し、食品の選択や摂取状況も多様化している今日、母子の健康増進の一部として栄養改善を図る必要がある。

母子の栄養改善を図るには、妊婦自身が食生活に関し、知識と理解を持ち、これを日常的に生かし、実践できるよう指導することを目的とする。

乳児期・・生涯を通して発育が最も盛んな時期であるとともに、望ましい食生活の基礎をつくる重要な時期である。食物摂取の出発点であり、将来の食物嗜好形成の基礎でもある離乳食の大切さを啓発することを目的とする。

幼児期・・精神、情緒、及び運動機能が著しく発達してくる時期、食生活の関わり方により「食事に対する態度や知識」は、大きく影響する時期である。基本的な食習慣の確立を「発育・嗜好・しつけ」の3点から考慮し、肥満・虫歯予防等の様々な問題点の改善に努め、食生活の大切さを啓発することを目的とする。

【対象者】 熱海市民の妊婦、乳幼児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 栄養相談・教室（母子保健事業）

事業名	指導者数(人)	指導方法
両親学級	延べ95 (内、夫40)	集団
びよびよ教室	42	集団
乳幼児相談	27	個別（希望者）
1歳児歯磨き教室	36	個別
7～8か月児相談	76	個別
1歳6か月児健康診査	93	集団

2歳児歯科健診	62	個別（抽出）
2歳6か月児歯科相談	85	集団
3歳児健康診査	86	個別
合計	602	

【根拠法令等】 健康増進法・母子保健法

② 成人期・老人期における栄養相談・一般栄養指導

【目的】 健康診査等により自分の健康状態を継続的に把握し、疾病の早期発見に努めるとともに、自分の生活習慣をどのように改善したらよいかという、健康づくりの目安を得て食生活の面から疾病予防の実践に努めることを目的とする。

【対象者】 熱海市民

【実施主体】 熱海市

【実施実績】

ア. 個別栄養相談（健康増進事業）

病態分類	相談者数（人）
高血圧	27
糖尿病	50
脂質異常症	21
病態別	13
骨粗しょう症	0
総合健康相談	41
合計	152

イ. 集団栄養教育（健康増進事業）

分類	教室回数（回）	参加者数（人）
一般	0	0
病態別	減塩	0
	CKD 予防	6
	骨粗しょう症予防	0
	生活習慣病予防 （健診結果説明会）	3
合計	9	96

ウ. 集団栄養教育（介護予防事業）

教室名	教室回数（回）	参加者数（人）
アクティブシニアの脳活セミナー	2	17
合計	2	17

【根拠法令等】 健康増進法 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律

③ 市民の健康づくりの推進 (栄養講座・教室、啓発事業)

【目的】 対象者別に問題点を課題化し、正しい食習慣を啓発する。

【事業実績等】

教室・イベント等	開催場所	事業内容	開催日	参加者数(人)	実施主体
出前講座	七尾団地集会所	フレイル予防のための食事	6月24日	16	七尾老人会
安全大会	熱海市役所本庁4階	健診結果の見方・改善について	11月19日	20	熱海商工会議所
熱海高校食育講座	熱海高校体育館	免疫力を高める食事について	12月20日	219	熱海高校

④ 学んで健康！クッキングセミナー（健康づくり食生活推進員養成講座）

【目的】 「健康づくり」をテーマに食生活の面から考え、学ぶための教室を開催し、生活習慣病予防の視点、薄れつつある食文化の伝承、食への感謝の念、食の安全性など、今必要といわれる「食育」についての知識を学び、自身の健康に役立てることを目的とする。また、健康づくり食生活推進員養成のカリキュラムを兼ねていることから、講座修了後には「健康づくり食生活推進員」のボランティア団体への入会を勧め、継続的に食への関心を高め、家族や地域のために活躍できるよう支援することも目的とする。

【対象者】 ア.一般市民

イ.食生活を基本とした健康づくりを推進する地域でボランティアに興味がある方

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 栄養を主とする講話（8回）、調理実習の講座。講座5回以上の出席し者を修了者とし、修了証書を交付する。

指導延人数61人（指導実人数及び修了者：10人）

【根拠法令等】 健康増進法

⑤ 食育推進会議

【目的】 食育基本法第18条第1項の規定に基づく熱海市食育推進計画の素案及び見直し案の作成並びに食育推進計画に定める施策の実現を目的とする。

【委員等】 [委員] 18名 [定員] 20名以内

【任期】 令和2年8月9日から令和4年8月8日まで（2か年）

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 コロナウイルスの影響により2回の書面会議となる

【根拠法令等】 食育基本法

(10) 健康づくり地区組織活動

① 熱海市健康づくり推進委員連絡会

【目的】 保健予防事業の推進、健康づくりの啓発及び普及等の活動を通じ、市民の健康の保持・増進を図る。

【組織】 保健活動推進に熱意があり、各町内会長の推薦を受けて市長が委嘱した者で構成される。

委員数：60名

会長：1名（役員会員より選出）

副会長：2名（ブロック長を兼務）

ブロック長：7名（内2名副会長）

広報委員：8名（南熱海のみ2名選出）

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

【事業実績】

ア 会議

総会 1回 出席者 35人

役員会 1回 出席者 8人

広報委員会 1回 出席者 7人

イ 研修会

全体研修会 1回 出席者 35人

演題：『健康づくり推進委員とは～地域から始まる健康づくり～』

ウ 各地区活動

健診を受けましょうキャンペーン 参加者24名

各町内会における健診の案内ポスターの掲示、回覧

エ 関係機関会議等への参加

会議名	開催数	委任委員数	備考
健康まつり実行委員会	1回	1名	任期1年間(年度毎)
熱海伊東地域医療協議会	0回	1名	任期2年間 (令和3年4月～令和5年3月まで)
食育推進会議	2回	1名	任期2年間 (令和2年8月～令和4年8月まで)
健康づくり総合推進会議	2回	2名	任期2年間 (令和3年6月～令和5年6月まで)
熱海市歯科保健推進会議	2回	1名	任期2年間 (令和3年7月～令和5年7月まで)

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催せず、書面協議のみ実施。

【根拠法令等】 健康増進法 第4条

② 熱海市健康づくり食生活推進協議会

【目的】 食生活改善のための普及指導及び、自主活動を活発にし、栄養水準の向上と会員相互の研鑽により、市民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

【組織】 市で行われている健康づくり食生活推進員養成講座を修了された者で構成する。

会員数 : 28人 会長 : 1人
 副会長 : 2人
 会計 : 1人
 書記 : 2人
 会計監査 : 2人

【活動実績】

ア 会議

会議名	回数・開催日	開催場所	活動会員数(人)
熱海市健康づくり食生活推進協議会 役員会	※全10回	いきいきプラザ	延べ55
熱海市健康づくり食生活推進協議会 総会	4月20日	いきいきプラザ	15 (委任状9)
熱海市歯科保健推進会議	9月：書面会議 3月：書面報告		1
熱海市食育推進会議	11月：書面会議 3月：書面会議		1
熱海市健康づくり総合推進会議	3月：書面会議		1

※8・9・2月の役員会はコロナウイルス感染拡大につき中止。

8・9月の中止となった役員会について自主開催した。

イ 研修会、講演会

a. 自主研修・交流会等

実施事業	開催日	開催場所	活動会員数(人)
自主研修会①「ごきぶり団子づくり」 調理実習：きのこの炊き込みご飯 他	5月18日	いきいきプラザ	11
自主研修会②「伝達講習①」 男性料理教室①のメニュー実習 「魚のフライ」他	6月21日	いきいきプラザ	10
自主研修会③「伝達講習②」 男性料理教室②のメニュー実習 「キーマカレー」他	11月22 日	いきいきプラザ	7
自主研修会④ 一年の振り返り	令和4年 3月22日	いきいきプラザ	13

b. 全国、県研修会、熱海連絡会合同研修会等

実施事業	開催日	開催場所	活動 会員数(人)
牛乳・乳製品料理講習会 講話・調理実習 「牛乳・乳製品を使ったメニュー」 講師 一般社団法人 食育スタジオ Dreamy 代表理事 山下 祐美氏	11月26日	いきいきプラザ	10

ウ 活動

a. 料理教室

事業名	開催回数	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
男性料理教室①②	2回	いきいきプラザ	延べ7	延べ16
野菜だいすき減塩教室 (インリーダー講習会)	2回	いきいきプラザ	延べ6	延べ20
大人向け料理教室 「生涯骨太カルシウムアップ料理教室」 「おせち作り料理教室」	2回	いきいきプラザ	延べ7	延べ21
おやこ料理教室	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止			

b. 地域活動（教室）

新型コロナウイルス感染症予防の観点から地域活動は未実施。

c. 地域活動（個人）

上記の教室以外にも、各会員から、ご近所・親戚・友人・知人等の個人への伝達活動が地域で活発に行われています。

d. 食生活改善普及活動

実施事業	回数・日時	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
はっらっキッチンレシピ紹介 毎月19日頃に掲載されるもの	12回	伊豆毎日新聞	12	-

e. 市事業からの委託事業および協力

実施事業	回数	開催場所	活動会員数 (人)	参加者数 (人)
学んで健康！ クッキングセミナーでの調理指導 (熱海市健康づくり食生活推進員養成講座)	新型コロナウイルス感染症の影響により会場に人数制限があり実施されたため調理指導の依頼なし			
あたまっ子クッキング（学童クラブ 対象料理教室）での調理指導	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			

f. その他、活動検討会・事業打合せ会等

○事業打ち合わせ・その他
回数： 1回
参加人数： 6人

- 教室役員試作・打ち合わせ 回数： 3回
参加人数： 述べ18人
- 教室担当者打合せ 回数： 4回
参加人数： 延べ25人

なお、料理教室の前日には教室のための買い物（教室準備）を行った。

【根拠法令等】 食育基本法 健康増進法

4. 歯科保健事業

(1) 乳幼児期歯科保健事業

① フッ化物塗布事業（母子保健事業より再掲）

【目的】 フッ化物を塗布することでう歯の発生を予防する。

【対象者】 1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施回数：健康診査、歯科相談の会場で希望者のみに実施
(年間20回開催)

事業名	参加者(人)	実施者(人)	塗布率(%)
1歳6か月児健康診査	93	88	94.6
2歳児健康診査	89	86	96.6
2歳6か月児歯科相談	85	82	96.5
3歳児健康診査	86	82	95.3

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

② フッ化物洗口事業（幼児期）

【目的】 フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を予防する。

【対象者】 市内幼稚園・保育園に在籍する4歳、5歳児のうち保護者が希望する園児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施回数：週5回

ア. 各園実施実績

	対象者(人)	希望者(人)	実施率(%)
4歳児	109	108	99.1
5歳児	99	98	99.0
計	208	206	99.0

イ. 家庭でのフッ化物洗口実施実績

	希望者(人)	新規実施者(人)
幼児	12	9

【根拠法令等】 母子保健法第9条、第10条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第9条

(2) 学童期・青年期歯科保健事業

① フッ化物洗口事業（学童期・青年期）

【目的】 永久歯が生え揃う小学生・中学生を対象に、フッ化物洗口によるう歯予防を家庭で実施することを促すため、フッ化物洗口薬剤の配布を行うう歯有病者の減少を目指す。

【対象者】 中学生までの市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 家庭でのう歯予防を促すため、フッ化物洗口薬剤を歯科医院で配布

	対象者（人）	実施者（人）	実施率（%）	新規実施者（人）
小1	132	23	17.4	19
小2	149	19	12.8	9
小3	128	8	6.3	3
小4	162	13	8.0	7
小5	185	15	8.1	7
小6	157	9	5.7	1
中1~3	530	14	2.6	8
合計	1443	101	7.0	54

※対象者は令和3年3月末日人口より抜粋

【根拠法令等】 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

② 出前講座（市内小中学校等への歯科衛生士派遣事業）

【目的】 年齢に応じた口腔衛生指導をすることで、口腔衛生に関する関心を持ってもらうとともに適切な対応ができる。

【対象者】 希望のある市内小中学校および幼稚園、保育園

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施回数：4回

参加者数：58名

【根拠法令等】 静岡県民の歯や口の健康づくり条例第9条

(3) 成人期歯科保健事業

① 歯周病検診

【目的】 高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

【対象者】 熱海市内に住民登録のある40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の男女。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施期間：10月～11月の2か月

	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
40歳	216	12	5.6
45歳	325	10	3.1
50歳	466	20	4.3
55歳	449	17	3.8

60歳	454	31	6.8
65歳	479	26	5.4
70歳	689	49	7.1
計	3,078	165	5.4

【根拠法令等】 健康増進法 第19条の2

② 出前講座（地区・団体等への歯科衛生士派遣）

【目的】 地区・団体の要望に応じて口腔や歯科に関する情報を提供し、参加者が学習したことを生活習慣の改善に役立てる。

【対象者】 市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 依頼なし

【根拠法令等】 静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第9条

（4）高齢期歯科保健事業

① いきいき脳活セミナー

【目的】 生活習慣病予防や脳機能、口腔機能の向上を図り、認知症予防の方法を自ら実践できるように支援する。

【対象者】 概ね65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市（長寿介護課が実施）

【事業実績】 実施内容：1クール6回の教室。うち1回が歯科衛生士による講義。

実施回数：2回

参加人数：17人

【根拠法令等】 介護保険法第115条の45

5. 結核予防・予防接種事業

(1) 結核健康診断

【目的】 結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止する。

【対象者】 40歳以上の市民
但し、事業者に雇用されている労働者・施設入所者を除く

【実施状況】 9～12月の4か月間、熱海市医師会に委託して実施。(市内13医療機関)

受診者 5,456名

異常なし 5,357名

過労にならぬよう、過ごすこと 85名

再検査 14名

(3か月後再検査12名・6か月後再検査2名)

要精密検査 0名

【根拠法令等】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部

【目的】 結核は、今なお我が国最大の感染症であるにも関わらず、「結核は過去の病気」とする意識があるため、受診・診断の遅れを招き、集団感染を多発させている。

静岡県結核予防婦人会熱海支部は、結核予防対策の推進力となり、結核の撲滅に協力し、併せて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【組織】 結核予防に関心があり、結核予防婦人会の活動の趣旨に賛同する者で構成する。

会員数：32名

支部長：1名(理事より選出)

副支部長：2名

会計：1名

会計監査：2名(理事を兼ねる)

理事：27名(会計監査2名を含む)

顧問：1名

【活動内容・実績】

① 理事会等

区分	令和2年度	令和3年度
理事会	3回	1回
役員会	3回	3回
研修会等	0回	0回

② 複十字シール募金運動

結核や肺がんその他の胸部に関する疾患をなくし、健康で明るい社会を作るため、これからの病気に対する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、事業資金を造成することを目的に、各町内会の協力を得て実施している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施だが、16町内会から募金の協力をいただいた。

受付期間 令和3年7月12日～令和3年11月30日

募金金額 62,000円

③ 結核予防街頭キャンペーン

結核予防週間(9月24日～9月30日)の活動の一環として街頭PRを行い、結核についての啓蒙・普及に努める。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。

(3) 予防接種法による事業(予防接種)

【目的】 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康障害の迅速な救済を図る。

【実施状況】

予防接種名	対象年齢	接種条件・回数	対象者数	実施者数
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	初回3回 (4～8週間隔) 追加1回	92	1回目 93 2回目 82 3回目 84 追加 82
小児肺炎球菌 ワクチン	生後2か月～5歳未満	初回3回 (27日以上の間隔) 追加1回	92	1回目 94 2回目 82 3回目 84 追加 81
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回	92	1回目 94 2回目 82 3回目 79
BCG	生後3～1歳未満	1回	92	74
四種混合	生後3～90か月	初回3回 (3～8週間隔) 追加1回	92	1回目 81 2回目 84 3回目 77 追加 85
麻しん及び風し ん混合(MR)	1期：生後12～24か月 2期：小学校就学前 1年間にある者	1期1回 2期1回	84 116	1期 79 2期 102
水痘	生後12～36か月	2回	84	1回目 82 2回目 93

日本脳炎	1 期初回・追加 生後 36～90 か月 2 期 9 歳及び高校 3 年生	1 期初回 2 回 (1～4 週間隔) 1 期追加：初回 2 回目実施後 翌年に 1 回 2 期：1 回	78 208	1 回目 66 2 回目 60 追加 90 2 期 107
ジフテリア 破傷風 2 期	小学 6 年に相当する 年齢の児童	3 種混合 3 回以上実施した者 が、1 回実施	157	108
ロタウイルス				
1 価ロタ リックス	生後 6 週～24 週まで	2 回：27 日間隔	92	1 回目 80 2 回目 70
5 価ロタ テック	生後 6 週～32 週まで	3 回：27 日間隔		1 回目 12 2 回目 10 3 回目 8
子宮頸がん	中学 1 年に相当する 年齢の女子	3 回実施		1 回目 11 2 回目 9 3 回目 7
インフル エンザ	65 歳以上の者 60～64 歳(※身障 1 級)	1 回実施	17,128 -	7,589 3
高齢者 肺炎球菌	年度内に 65 歳に達する者 及び 70・75・80・85・90・ 95・100 歳・100 歳以上の未 実施者 60～64 歳(※身障 1 級)	1 回実施	477	168 対象外接 種 1 0

※高齢者肺炎球菌の対象者は接種券を郵送した 65 歳のみとした。

※60～64 歳までの高齢者肺炎球菌・インフルエンザ予防接種の対象者である「身障 1 級」とは、『心臓・腎臓・呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により身障手帳 1 級を取得している者』である。

※子宮頸がんワクチン接種は平成 25 年 6 月から令和 3 年度まで積極的接種勧奨を見合わせ。

※ロタウイルスワクチンは令和 2 年 10 月 1 日より制度開始。

① 風しん抗体検査及び風しん第 5 期予防接種

【目的】 令和元年度から令和 3 年度（令和 4 年 2 月 28 日まで）の 3 年間の期間限定で風しんの抗体価の低い世代の男性に対して、風しん抗体価検査を実施し、抗体価に低い者に対して MR（麻しん風しん混合）ワクチン接種を実施することで風しんの流行拡大を防止し、市民の健康の確保を図る。

【対象者】 昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日出生の男性

【実施状況】 令和3年度実施者数

抗体検査実施者数	118名
予防接種実施者数	MR：28名
	風しん：2名

(4) 予防接種法以外による事業（予防接種）

① 成人の風しん・MR（麻しん・風しん混合）予防接種費用の一部助成事業

【目的】 任意で風しん予防接種を受けた者に対し、その費用を助成することにより風しんの流行拡大による先天性風しん症候群発生を防止し、市民の健康の確保を図る。

【対象者】 次のうち、いずれかに該当する者。

- ア 熱海市に住民登録のある、妊娠を予定または希望する20歳～49歳までの女性。
- イ 熱海市に住民登録のある妊娠している女性の20歳以上の配偶者及び同居しているもの。
- ウ 熱海市に住民登録のある者で風疹抗体検査の結果、抗体価が、HI法で16倍以下、またはEIA法で8.0未満、CLEIA法で14.0未満と判定された者。

【実施状況】 令和3年度実施 15名（MR 15名 風しん0名）

(5) 新型コロナウイルス感染症に関する事業

① 高齢者等への任意PCR検査助成事業

【目的】 高齢者や基礎疾患を有する者は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクが高い特性があり、生命の危険や医療提供体制のひっ迫につながる可能性がある。そのため、本人の希望により任意のPCR検査を行う場合に、一定の費用を助成することにより、感染拡大や重症化を防止する。

【対象者】 次のアまたはイに該当し、希望する者。但し、熱海市任意PCR検査事業実施要綱に基づいて検査を受けた人を除く。

- ア 65歳以上の高齢者
- イ 基礎疾患を有する者（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者で医師が要検査と判断した者）

【実施期間等】 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
対象者1人につき1回限り。

【自己負担額】 5,000円

【実績状況】

申請者数	受診者数	検査実施率
9人 65歳以上：9人	5人 唾液：4人 鼻咽頭ぬぐい液：1人	55.6%

※令和3年12月28日から静岡県が感染拡大傾向時に知事の判断により、検査が無料で受けられる事業を開始した。

6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(1) 高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）

【目的】 75歳以上の高齢者で昨年度の健康診査未受診かつ医療情報がない者（以下、健康状態不明者という）の健康状態を訪問による対面と質問票の実施により把握し、必要に応じて適切なサービスへつなげる。

【対象者】 熱海市の日常生活圏域*のうち南熱海圏域および泉・伊豆山圏域に居住する健康状態不明者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

健康状態不明者総数	140名
訪問による対面件数	61件
電話等による情報把握件数	6件
医療情報の確認が取れた者	31件
状況不明者（伊豆山地区対象者を含む）	42件

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

【目的】 地域の通いの場の参加者の健康状態を質問票により把握し、フレイル予防の必要性が高いと判断した通いの場へ健康教育を実施する。対象者が現在の地域での生活を継続できるよう、医療専門職の介入により健康問題の重症化及びフレイルを早期発見・予防する。

【対象者】 熱海市の日常生活圏域*のうち南熱海圏域および泉・伊豆山圏域に所在する高齢者サロンへ通う者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	関与サロン数（延べ）	参加者数（延べ）
健康状態の把握	4カ所	43
健康教育実施	4カ所	3
合計	8カ所	46

【備考】 コロナウイルス感染拡大および令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害の影響を受けてサロンに対する健康教育の実施を中止となり、サロン代表者等への説明のみ実施。

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

*熱海市の日常生活圏域：泉・伊豆山圏域、南熱海圏域、熱海圏域の3圏域

7. 熱海市救急医療事業

(1) 熱海市救急医療事業

【目的】 市内において発生した交通事故及び急患等に対する救急医療業務を行う。

また、市内医療機関診療時間外に発生した外来診療を要する急病患者及び消防署救急隊又はこれに準ずる方法により搬送された入院治療を要する重症患者に対する救急医療業務を行う。

【実施医療機関】 医療機関市内2病院による輪番当番制にて実施
(熱海所記念病院・国際医療福祉大学熱海病院)

【診療体制】 午前8時30分～翌日午前8時30分（24時間体制）

令和3年度 市内2病院における救急患者診療報告数

	患者人数									小児	合計	総計
	市内住居者			その他			小計					
居住及びその他 昼夜別	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外			
救急車	826	275	503	340	138	239	1,166	413	742	37	2,358	4,781
その他	620	175	551	295	91	290	915	266	841	401	2,423	

(診療科目別再掲)

	外来にて帰宅					入院					その他		合計
	内科	小児	外科	その他	計	内科	小児	外科	その他	計	小児	その他	
救急車	551	34	302	289	1,176	626	3	218	247	1,094	0	88	2,358
その他	716	397	563	560	2,236	111	3	33	33	180	1	6	2,423
計	1,267	431	865	849	3,487	737	6	251	280	1,268	1	94	4,781

(当番日数：365日)

※ 昼間とは 8:30～17:00

深夜とは 22:00～6:00

時間外とは 17:00～22:00、6:00～8:30

(2) 初島診療所

【目的】 離島における医療の確保を図るため、診療所を設置し、島民の健康保持・増進、また診療所に外来する患者に対して診療業務を行う。

【施設概要】

名称 熱海市初島診療所 所在地：熱海市初島217番地3
 設置者 熱海市長 管理者：鈴木 卓
 診療開始日 昭和37年4月1日
 建物の概要 鉄筋コンクリート造3階建 1階の一部
 敷地面積97.53㎡ 建物面積97.00㎡
 診療室・事務室（薬剤室を含む）・待合室・医師看護師宿泊施設
 診療科目 内科・小児科・外科
 従事者 医師1名（医師会派遣医師及びNTT東日本伊豆病院勤務医）
 看護師1名（熱海市職員）
 診療日 火曜日・金曜日 午後 医師による出張診療
 休診日 木曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

【利用実績】（令和3年度内訳）

診療月	診察日数	受診者数	内訳（住民）	内訳（観光客等）
4月	9	29	28	1
5月	6	21	21	0
6月	9	39	37	2
7月	8	36	32	4
8月	7	22	22	0
9月	8	22	22	0
10月	8	43	40	3
11月	8	44	42	2

1 2月	8	2 8	2 7	1
1月	8	1 4	1 4	0
2月	7	2 2	2 2	0
3月	9	2 1	2 1	0
合計	9 5	3 4 1	3 2 8	1 3
月平均	8	2 8 . 4 2	2 7 . 3 3	1 . 0 8

【緊急時の対応】

救急患者発生時の搬送手段として、昼間は定期船や借り上げている緊急船、夜間は協定書を締結した伊豆小型船安全協会熱海支部に依頼し、救急医療機関へ搬送している。

また、二次・三次救急への緊急搬送を必要とする患者が発生した場合に備え、消防署との連携のもと、東部ドクターヘリでの搬送体制が確立されている。

令和3年度の実績は、緊急船での搬送は7件、ドクターヘリでの搬送3件。

第 9 章

社会福祉法人

熱海市社会福祉協議会

第9章 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

1. 熱海市社会福祉協議会の概要

- 【根 拠】 社会福祉法（平成12年法律第111号）
第10章地域福祉の推進 第2節社会福祉協議会
- 【目 的】 熱海市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。
- 設 立 年 月 日 昭和26年10月 1日
法人の認可年月日 昭和43年 3月11日
- 【財 源】 各種の福祉活動を進めるための財源は、市民からの社協会費、寄付金、共同募金の配分金、県・市の補助金、介護保険収入等によって賄われる。
市民の方々の社協に対する寄付金については、税法上の優遇措置がある。
- | | | | |
|------|--------|----|---------|
| 年間会費 | 普通会員 | 1口 | 300円 |
| | 賛助会員 | 1口 | 1,000円 |
| | 特別賛助会員 | 1口 | 10,000円 |

【会 員】

【会員数及び会費収入の推移】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通会員	6,412口	6,201口	5,724口	5,549口	5,838口
	1,923千円	1,862千円	1,717千円	1,664千円	1,751千円
賛助会員	383口	376口	370口	327口	275口
	383千円	373千円	370千円	327千円	275千円
特別賛助会員	164口	166口	162口	151口	161口
	1,640千円	1,660千円	1,620千円	1,510千円	1,610千円
合 計	6,959口	6,743口	6,256口	6,027口	6,274口
	3,946千円	3,898千円	3,707千円	3,501千円	3,636千円

【社会福祉協議会の組織】

所在地 熱海市中央町1番26号 熱海市総合福祉センター内

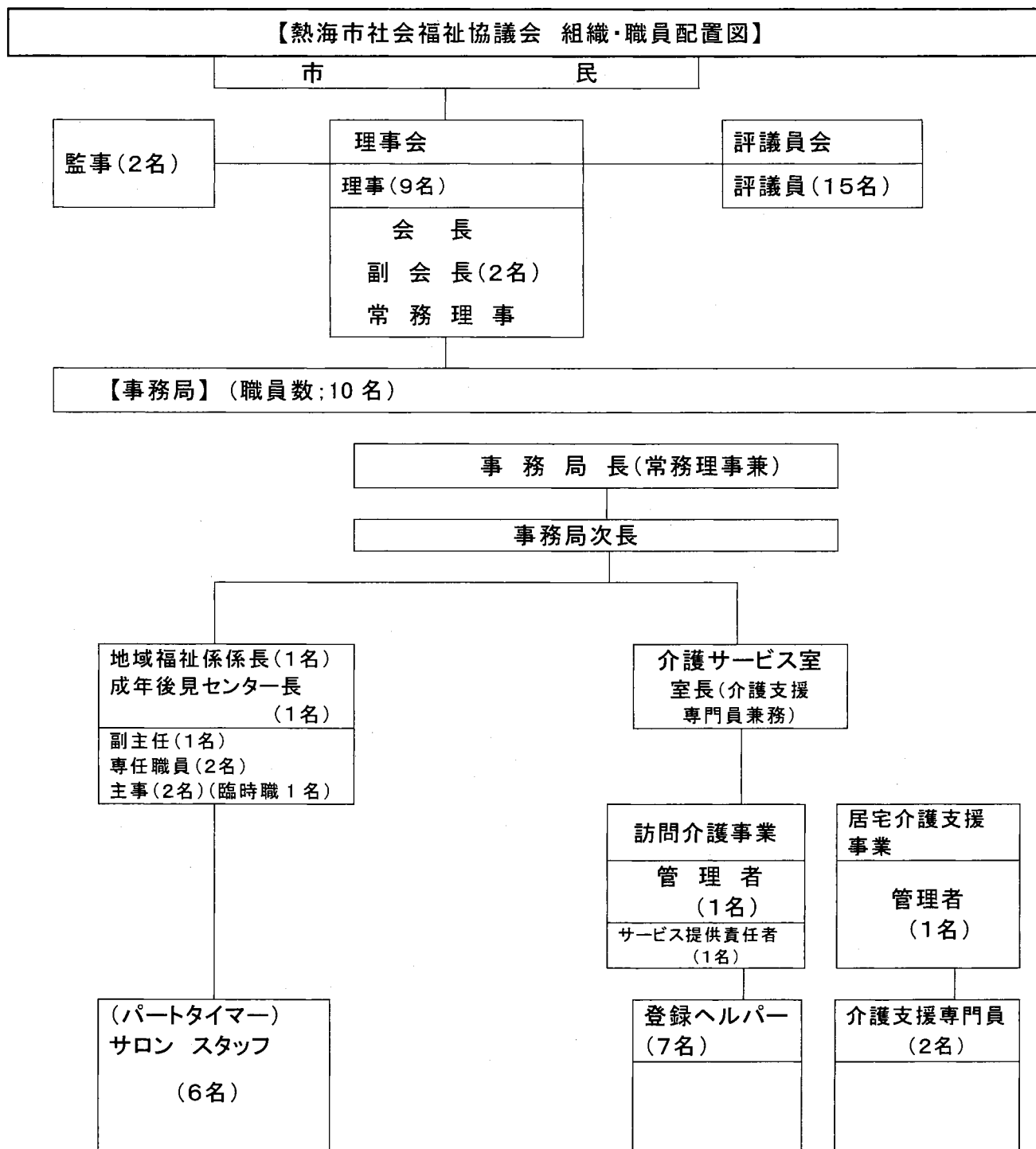
事務局：0557-86-6339・6340

所在地 熱海市中央町18番6号（2階）

居宅介護支援事業所：86-1112

訪問介護事業所：86-1113

（令和4年4月1日現在）



【理事会・評議員会】

(単位：回)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
理事会	4	3	4	4	3
評議員会	2	2	2	2	2
共同募金配分委員会	1	1	1	1	1

【社会福祉協議会予算額及び決算額】

令和 3 年度決算

(単位：千円)

勘定科目		本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収入	会費収入	3,637		3,637
	寄附金収入	12,398		12,398
	経常経費補助金収入	17,194		17,194
	共同募金配分金収入	6,098		6,098
	受託金収入	67,158		67,158
	貸付事業等収入	26		26
	事業収入	4,621		4,621
	負担金収入			
	介護保険事業収入		37,766	37,766
	障害者福祉サービス等収入		2,766	2,766
	受取利息配当金収入	8		8
	その他の収入	240	14	254
	《事業活動収入計》(1)	111,380	40,546	151,926
事業活動による支出	人件費支出	60,816	34,759	95,575
	事業費支出	7,716	2,255	9,971
	事務費支出	4,536	3,518	8,054
	貸付事業支出	26		26
	共同募金配分金事業費支出	6,098		6,098
	助成金支出	861		861
	負担金支出	4,329		4,329
	徴収不能額	35		35
	《事業活動支出計》(2)	84,417	40,532	124,949
《経常活動資金収支差額》(3) = (1) - (2)	26,963	△14	26,949	
《施設整備等資金収支差額》(4)	△1,676	△310	△1,986	
その他の活動収支差額(5)	△2,329	△958	△3,287	
当期資金収支差額(6) = (3) + (4) + (5)	22,958	△1,282	21,676	
前期末支払資金残高(7)	72,376	10,464	82,840	
当期末支払資金残高(8) = (6) + (7)	95,334	9,182	104,516	

勘定科目		本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収入	会費収入	3,545		3,545
	寄附金収入	420		420
	経常経費補助金収入	16,525		16,525
	共同募金配分金	3,489		3,489
	受託金収入	52,980		52,980
	貸付事業等収入	344		344
	事業収入	5,790		5,790
	負担金収入	6,500		6,500
	介護保険事業収入		45,268	45,268
	障害者福祉サービス等収入		3,689	3,689
	受取利息配当金収入	14		14
	その他の収入	253		253
	《経常活動収入計》(1)	89,860	48,957	138,817
	支出	人件費支出	65,931	37,810
事業費支出		9,328	2,361	11,689
事務費支出		5,217	3,615	8,832
貸付事業支出		260		260
共同募金配分金事業費		3,489		3,489
助成金支出		2,116		2,116
負担金支出		6,500		6,500
流動資産評価損による資金減少額		84		84
《経常活動支出計》(2)	92,925	43,786	136,711	
《経常活動資金収支差額》(3) = (1) - (2)	△3,065	5,171	2,106	
《施設整備等資金収支差額》(4)	△1,833	0	△1,833	
その他の活動収支差額(5)	△2,677	△1,064	△3,741	
当期末繰越活動収支差額(6) = (3) + (4) + (5)	△7,575	4,107	△3,468	
前期末支払資金残高(7)	10,155	0	10,155	
当期末支払資金残高(8) = (6) + (7)	2,580	4,107	6,687	

(1) 広報紙の発行

【目的】 市民に社会福祉に対する理解と協力を得るため、社協が中心に実施している、事業の活動状況をお知らせしている。

- 1 広報紙「社協だより発行」 20,000部×1回/年(全世界配布)
1,900部×4回/年(組回覧)
- 2 ホームページによる情報の提供 (最新情報の発信)

(2) 高齢者料理教室

【目的】 高齢者に「バランスの取れた食事」の作り方を楽しみながら覚えて頂く事を目的にボランティアスタッフの協力により行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症予防の為、開催を見送りました。

(3) サマーショートボランティア

【目的】 夏休みを利用して市内中学生を対象に福祉の体験活動をすることにより、若年層の福祉力の養成、さらに思いやりの心の育成を図る。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症予防の為、開催を見送りました。

【実績】 (単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加人数	153	120	140	開催中止	開催中止

(4) ボランティアセンター（ボランティアビューロー）

【目的】 ボランティア団体が相互の連携と他団体との連絡調整を図ることにより、福祉の増進と地域福祉の進展に寄与し、ボランティア活動の円滑化と明るく住みよい社会をつくることを目的としている。

【事業内容】 ボランティアの育成や斡旋を行なっている。

【登録状況】 (単位：人 団体)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録者数	個人	5	2	5	5	5
	団体	8	8	3	3	3
斡旋件数	件	10	7	0	0	0

(5) 住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」）

【目的】 買い物、調理、清掃等の家事援護など、継続的に実施することが求められる住民同士の助け合い活動を支援する。

令和2年度 依頼者 28名 支援者 12名

延活動実績 215件 延活動時間 447時間

令和3年度 依頼者 34名 支援者 10名

延活動実績 358件 延活動時間 318時間

(6) 地域福祉活動

① 「福祉まつり」の開催

【目的】 市民の福祉意識の啓発・向上を図るため、福祉団体、福祉施設、熱海高校生等のボランティアの協力を得て、毎回テーマを決め、南熱海マリンホールで開催する。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症予防の為、開催を見送りました。

(単位： 団体数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 2 年度	令和 3 年度
実施日	11 月 18 日	11 月 17 日	11 月 16 日	開催中止	開催中止
参加団体数	26	28	29		

② はつらつサロン(市受託事業:介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスA)

【目的】 閉じこもりがちな高齢者の生きがいがづくり・健康増進・仲間づくりの場を提供する。

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
参加延べ数	1,677	1,340	1,043	381	356

③ フレッシュサロン事業

【目的】 社協事業の理念である「地域での支え合い」の展開を図るため、町内会等の協力を得て、介護予防運動で健康維持等コミュニケーションづくりを進める上での基本事業と位置付け開催している。

【実施状況】

(単位：人)

開催地区 (開催日時)	利用者数(延べ人数)				
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
網代 (毎週水曜日)	778	704	671	288	361
南熱海 (毎週木曜日)	707	747	602	579	425
中野 (毎週木曜日)	366	389	387	502	295
熱海 (毎週木曜日午前)	800	754	781	246	196
熱海 (毎週木曜日午後)	102	259	467	237	215
熱海 (毎週金曜日午前)	1,025	925	776	327	239
熱海 (毎週金曜日午後)	955	913	784	112	0
伊豆山 (毎週火曜日)	495	504	453	359	241
泉 (毎週火曜日)	688	686	560	419	419
合計	5,916	5,881	5,481	3,069	2,215

④ ふれあい・いきいきサロン

【目的】 お年寄りの心身の健康維持、生きがづくり、引きこもりの防止等を目的に、住まいのより近くで気軽に参加できる地域サロンを開催する。

【運営】 地域の利用者とボランティア相互の話し合いにより運営する。

【実施状況】 (単位：人)

開催地区 (開催日時)	利用者数 (延べ人数)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上多賀サロン (毎週金曜日)	1,392	1,275	1,248	571	650
つつじガ丘サロン (第2・4木曜日)	96	115	休会	休会	休会
和田木サロン (第1・2・3月曜日)	616	823	1,026	600	960
下多賀サロン (第2・4木曜日)	357	345	504	0	143
西山サロン (第1・3火曜日)	144	休会	休会	休会	休会
あおばサロン (第2・4水曜日)	216	192	108	0	0
伊豆山浜サロン (第3月曜日)	228	216	324	103	83
熱海中央サロン (第1月曜日)	209	288	264	0	45
桃山台サロン (第3火曜日)	53	57	66	20	15
網代ふれあいサロン (第3火曜日)	238	286	312	102	144
西熱海109会 (毎週火曜日)		平成30年 4月登録 320	336	0	0
コミュニティー スペース ひまわり (毎週水曜日)		平成30年 4月登録 548	768	295	236
前の沢サロン (第2・4火曜日)		平成30年 4月登録 134	336	160	126
椿ふれあいサロン (毎週土曜日)		平成30年 4月登録 196	210	112	100
中野ふれあい いきいきサロン (第2・4月曜日)		平成30年 4月登録 10	192	38	58
ファミリーサロン (第3日曜日)		平成30年 4月登録 10	144	116	0
泉多芸クラブ (毎週土曜日)		平成30年 4月登録 460	376	154	344

チャチャほんく (泉) (第4木曜日)		平成30年 4月登録 8	48	0	0
明日のための ワン・ツーサロン				140	200
合 計	3,467	5,346	6,262	2,411	3,104

(7) ふれあい福祉相談事業 (総合福祉センター2階相談室)

【目 的】 社会福祉協議会では、市民の皆様の身近な相談所として福祉総合相談窓口を開設している。

【相談の状況】 (単位：件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開設回数	246	244	244	246	245
相談件数	173	115	117	1,428	962

【相談の内容】 (単位：件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生 計	52	68	69	988	525
健康・医療	0	0	0	0	
住 宅	0	3	1	351	367
老人福祉	0	1	0	0	
家 族	0	1	1	0	
心身障害者福祉	0	0	0	0	0
ボランティア	10	3	3	35	34
介 護	0	1	3	0	
精神・保健	0	0	0	0	0
財産(相続)	0	4	0	0	
債 務	0	0	0	0	0
自立支援事業	18	13	12	30	11
後見制度	4	23	16	17	22
社会貢献	3	0	1	7	3
その他	18	4	13	0	0
合 計	105	121	119	1,428	962

(8) 災害ボランティアセンター

令和3年7月5日開設。10月に復興ボランティアセンターと名称変更。

ボランティア登録者 4,265人(内熱海997人・県内3,559人・県外706人)

支援団体数 35団体 活動日数 116日 活動人数 1,507人

活動経過 当初人命救助、捜索が優先され規制線が張られたため、7月21日からの活動となった。10月4日より災害ボランティアセンターから復興ボランティアセンターに名称を変更。

主なニーズ 土砂・流木撤去・家財出し・家財処分・家屋修繕、養性・引っ越し・家屋内、外壁の洗浄

(9) 伊豆山ささえ逢いセンター

令和3年10月4日に熱海市と共同運営で開設いたしました。主に6名の相談員と熱海市の保健師、県社協アドバイザーとで個別支援にあたっている。

支援対象世帯 127世帯

相談件数 延べ747件(訪問・電話・手紙・来所・その他)

相談内容 住宅関係233件・介護医療関係143件・家族関係139件・就労関係110件・経済面67件・その他390件

(10) 居宅介護支援事業(ケアプラン作成)

利用者やその家族の意向、希望に寄り添いながら適切なケアプラン作成、サービスの情報提供を行います。

・ケアプラン作成人数 1,554人(令和2年度 1,272人)

(11) 訪問介護事業(ホームヘルプサービス)

(ア) ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数 年間延べ 3,202人(実利用者数 416人)
(令和2年度 延べ 3,432人(実利用者数436人))

(イ) 総合事業(地域支援事業)

従来の予防給付が市の核となる地域支援事業に移行。ケアプランに基づいた介護サービスの提供を行います。

・利用者人数 延べ 134人(実利用者数 21人)
(令和2年度 延べ 104人(実利用者数 22人))

(ウ) 障害福祉サービス(障害者自立支援事業)

ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数 延べ 582人(実利用者数 90人)

(内訳 移動支援 0人・福祉サービス 82人)

(令和2年度 延べ 515人 (実利用者数 82人))

(12) 通所介護事業 (デイサービス)

※通所介護事業 (デイサービス) は、令和3年3月31日をもって閉鎖しました。

(13) 社会福祉大会

【目的】 社会福祉の向上を目指し、多年にわたり福祉事業及び福祉活動の推進に功労のあった人々に感謝を顕わすため毎年開催している。

昭和62年から熱海市と共催で実施している。

【会場】 熱海市役所第1庁舎4階第1・2会議室

【実績】 開催日 令和3年11月5日

【被表彰者状況】

(単位：人、団体)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大会会長表彰状	個人	13	22	7	4	17
	団体	0	0	0	0	0
大会会長感謝状	個人	5	9	8	4	9
	団体	0	0	0	0	0
社協会長表彰状	個人	47	16	18	32	16
	団体	5	1	1	2	1
社協会長感謝状	個人	4	1	1	3	0
	団体	1	4	4	9	3

(14) 赤い羽根共同募金

【目的】 共同募金は、昭和22年に民間の社会福祉事業の財源を補う必要から国民たすけあいの精神を基として始められました。

赤い羽根の共同募金は、法律に基づき、民間の社会福祉事業に必要な資金を県共同募金会に一元化し、県内の民間福祉施設・福祉団体・社会福祉協議会の福祉活動資金として配分されるものである。

毎年10月1日から12月31日まで、共同募金運動が全国一斉に実施されます。

【共同募金の実績】

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
町内会	1, 5 6 9	1, 4 5 7	1, 3 8 3	1, 6 2 5	1, 3 6 0
民生委員	3 1 3	1 8 0	1 8 6	4 2	1 1 9
学 校	1 1 6	1 0 6	1 4 6	1 7 0	8 6
街 頭	1 4 1	1 7	1 7 7	8	6
職 域	0	0	4	0	0
法人扱い			1 3 9	2 5	9 2
事務局	2 5 3	2 5 3	2 7 5	3 1 7	4 5 6
合 計	2, 4 7 0	2, 4 7 0	2, 3 1 0	2, 1 8 7	2, 1 1 9

※令和元年度から区分に法人扱いを追加

【共同募金配分金】 ※平成 2 9 年度より申請なし

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
福祉施設	—	—	—	—	—
学童保育	—	—	—	—	—
子供遊び場	—	—	—	—	—
在宅援護活動	—	—	—	—	—
自主防災会	—	—	—	—	—
町内会	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

(15) 歳末たすけあい募金

【目的】 歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、歳末にあたり、低所得者や施設入居者等が明るい正月を迎えられるよう援護活動をするための資金として、12月1日から12月31日までの間、募金活動が行われる。

集まった募金は、民生委員を通じて市内の低所得世帯へ配分されます。

【歳末たすけあい募金の実績】 (単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
町内会	1,729	1,648	1,610	新型コロナ 感染予防の 為、中止	1,530
法人・大口募金	189	149	179		8
合 計	1,918	1,797	1,786		1,538

【歳末たすけあい募金配分実績】 (単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
低所得家庭	694	577	720	未実施	410
年越資金	548	548	472	555	352
児童学用品代 入学支度金	146	105	195		58
地域福祉・在宅サービス事業	806	861	851	未実施	566
繰越金	418	359	215	0	562
合 計	1,918	1,797	1,786	0	1,538

(16) 民生委員・児童委員活動の協力

地域での福祉活動を展開する上で民生委員・児童委員の協力は不可欠である。

地域福祉活動を効果的に行うため、情報の共有化や協力体制を強化していく。

- 1 共同募金・社協会費への協力
- 2 歳末たすけあい見舞金配分
- 3 資金貸付決定への助言
- 4 サロン活動への協力

(17) 生活福祉資金貸付

【目的】 低所得者・高齢者・心身障害者等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が営めることを目的としている。

【貸付額及び条件】 生活福祉資金貸付制度要綱による（平成2年10月施行）

（単位：千円）

貸付内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
緊急小口資金	20件 1,323	20件 1,503	21件 1,518	44件 3,309	25件 1,578
総合支援資金 生活支援費（新規）	1件 408			6件 2,189	
総合支援資金 生活支援費（更新）				1件 2,431	
総合支援資金 一時生活再建費		1件 131			
総合支援資金 住宅入居費		1件 351			
教育支援資金 就学支度費					
教育支援資金 教育支援費				1件 476	1件 860
福祉資金 障害者自動車購入資金					
福祉資金 療養介護費					
福祉資金 災害援護費			1件 360		
福祉資金 転宅費			1件 132	2件 582	
福祉資金 その他			1件 182		2件 1,410
臨時特例つなぎ資金	1件 51				
不動産担保型 福祉資金		1件 7,750			
合 計	24件 2,264	21件 9,253	24件 2,192	54件 6,556	28件 3,848

昨年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の影響により、収入が減った方に対する特例の緊急小口資金等の貸付があり、貸付件数は以下の通りです。

令和 2 年度

- ・ 緊急小口資金 申請 6 3 4 件 決定数 6 1 9 件
- ・ 総合支援資金 申請 1 7 4 件 決定数 1 4 2 件

令和 3 年度

- ・ 緊急小口資金 申請 1 8 7 件 決定数 1 9 9 件
- ・ 総合支援資金 申請 3 1 0 件 決定数 3 0 4 件

(1 8) 日常生活自立支援事業

【目 的】 判断能力の十分でない高齢者・知的障害者・精神障害者の権利を守り自立した生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理、見守りを行う。

(単位：件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	4 2	6 3	5 1	3 0	3 0
利用件数	5 8	6 2	7 8	5 9	5 0

(主な業務)

支援計画の策定、管理 (利用者の希望によりサービスを選択)		
福祉サービスの利用援助	日常的な金銭管理サービス	書類等の預りサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスに関する情報提供・助言 ・ 福祉サービスの利用手続き援助 ・ 通知書類の確認援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金の受領確認 ・ 手当等の受領確認 ・ 日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し ・ 医療費の支払い ・ 公共料金の支払い ・ 家賃等の支払い ・ 税金の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳 (定期預金含む) ・ 保険証書 ・ 不動産権利書等 ・ 実印、印鑑登録カード ・ 銀行届印

(1 9) 成年後見制度への対応

【目 的】 成年後見制度の利用者増大に対応する。

- ・ 法人として後見人等の受任

平成 27 年 4 月 1 日より対応。令和 3 年度末までの就任依頼件数 21 件

(内受任承認件数 20 件)

受任件数 12 件 成年後見事業運営委員会 コロナ影響の為未開催

- ・ 市民後見人養成講座の修了者数 1 6 名

(20) 生活困窮者自立相談支援事業

【目的】 市から受託され自立相談支援事業を実施。生活困窮者からの相談に対応し、生活の安定を目指す。

・相談件数 304 件（実数）支援調整会議 9 回

(21) 小口資金貸付

【目的】 熱海市民の低所得世帯で、緊急かつ一時的に生活資金の必要な者に対し、援助指導を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図る。

貸付の対象	貸付限度額	償還期間	備 考
経済的支援の必要な人が属すると判断された世帯	50,000円	6ヵ月以内	会長が特に必要と認めた場合
	30,000円		—

【貸付の状況】

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数	16	13	21	11	4
金 額	185	257	311	186	26

(22) 老人クラブ連合会

【目的】 連合会の健全な発展を図るため事務局を設け、運営の育成に努める。

(23) 在宅介護者の会

【目的】 寝たきりの高齢者や、障害（児）者を介護している方々が共に集まり語り、悩みや経験等を交流し合うことでより良い介護を目指しながら、介護者の福祉向上を図ることを目的とする。

熱海市の福祉・健康

令和4年12月発行

熱海市福祉事務所

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

長寿介護課

長寿総務室 Tel 86-6321・6322

長寿支援室 Tel 86-6325・6336

介護保険室 Tel 86-6282・6285

社会福祉課

子育て支援室 Tel 86-6351・6352

障がい福祉室 Tel 86-6335・6347

生活保護室 Tel 86-6331・6332

健康づくり課

健康づくり室 Tel 86-6293・6295

熱海市社会福祉協議会

〒413-0015 熱海市中央町1番26号

Tel 86-6339・6340
